

総務財政委員会 案件一覧

(令和7年2月26日・27日開催分)

○付託議案審査 27件

部局	(案) 上程順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)	
企画経営部	5	第5号議案 令和6年度大田区一般会計補正予算(第5次)	1	田村 財政課長	
		第6号議案 令和6年度大田区国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)			
		第7号議案 令和6年度大田区後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)			
		第8号議案 令和6年度大田区介護保険特別会計補正予算(第2次)			
	4	報告第1号 補正予算に関する専決処分の承認について	2	田村 財政課長	
6	第9号議案 大田区組織条例の一部を改正する条例	3	田中 経営改革担当課長		
総務部	7	第10号議案 大田区付属機関の設置等に関する条例	1	鈴木 総務課長	
	8	第11号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	2	鈴木 総務課長	
	9	第12号議案 大田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	3	鈴木 総務課長	
		第13号議案 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例			
		第14号議案 大田区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例			
		第21号議案 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例			
	10	第22号議案 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	4	井村 人事企画担当課長	
		第15号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例			5
			第16号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例		

総務部	11	第17号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	6	堀江 人事課長
		第75号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	17	堀江 人事課長
	12	第18号議案 大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部を改正する条例	7	武藤 経理管財課長
	1	第19号議案 大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例	8	石川 産業振興課長 西山 まちづくり計画調整担当課長
	2	第20号議案 大田区手数料条例の一部を改正する条例	9	鈴木 総務課長
	13	第64号議案 土地及び建物の処分について	10	武藤 経理管財課長
	14	第65号議案 大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事(Ⅱ期)及びサッシュ改修その他工事請負契約について	11	武藤 経理管財課長
		第66号議案 大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について	12	武藤 経理管財課長
		第67号議案 大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約について	13	武藤 経理管財課長
		第68号議案 大田区立東調布中学校校舎(棟番号①-1、2ほか)取壊し工事請負契約について	14	武藤 経理管財課長
	15	第69号議案 教師用指導書(中学校)の購入について	15	武藤 経理管財課長
	3	第70号議案 呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約の変更について	16	武藤 経理管財課長

○所管事務報告 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
企画経営部	1	令和7年度都区財政調整協議結果について	1	田村 財政課長
	2	企画経営部が発注する工事における工期算定の新たな考え方について	2	浅野 施設保全課長
部 区 民	3	令和6年度 第2回 大田区国民健康保険運営協議会について	1	牧井 国保年金課長

総務財政委員会 令和7年2月26日・27日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

令和6年度補正予算案の概要

- 一 般 会 計 (第5次)
- 国民健康保険事業特別会計 (第2次)
- 後期高齢者医療特別会計 (第2次)
- 介護保険特別会計 (第2次)

令和7年2月

大田区企画経営部財政課

目 次

1 基本的な考え方	1
2 補正予算の規模	1
3 補正予算の財源	2
4 補正予算歳出事業概要	4
5 歳入・歳出（款別）一覧	15
6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	17
7 繰越明許費補正	18
8 債務負担行為補正	20
9 地方債補正	21
10 積立基金の状況	22
11 国民健康保険事業特別会計歳入・歳出（款別）一覧	23
12 後期高齢者医療特別会計歳入・歳出（款別）一覧	24
13 介護保険特別会計歳入・歳出（款別）一覧	25
14 介護保険特別会計繰越明許費	25

1 基本的な考え方

令和6年度補正予算案（一般会計第5次、特別会計第2次）につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

(1) 一般会計

- 第4次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算
- 不用額精査や執行努力、一般財源の伸びにより生まれた財源を活用し、財政の持続可能性を確保するための予算
- 国の令和6年度補正予算（第1号）に対応するための予算

(2) 特別会計

- 第1次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した補正予算案の規模は以下のとおりです。

(1) 一般会計

- △33億9,380万1千円 で、補正後の予算額は、3,500億6,408万7千円 となりました。

(2) 特別会計

- 国民健康保険事業特別会計の補正額は、5億3,226万4千円 で、補正後の予算額は、680億1,930万3千円 となりました。
- 後期高齢者医療特別会計の補正額は、△1億1,603万9千円 で、補正後の予算額は、207億2,571万7千円 となりました。
- 介護保険特別会計の補正額は、△182万円 で、補正後の予算額は、617億4,735万2千円 となりました。

(単位:千円)

会計区分	当初予算額	既定予算額	今回補正額	補正後予算額	
一般会計	341,209,981	353,457,888	△ 3,393,801	350,064,087	
特別会計	149,408,046	150,077,967	414,405	150,492,372	
内訳	国民健康保険事業	67,505,490	67,487,039	532,264	68,019,303
	後期高齢者医療	20,603,682	20,841,756	△ 116,039	20,725,717
	介護保険	61,298,874	61,749,172	△ 1,820	61,747,352

3 補正予算の財源

(1) 一般会計

補正予算額 △33億9,380万1千円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **特別区税**について、特別区民税等 23億6,850万円 を計上しました。
- ② **地方譲与税**について、交付見込額との差額 △5,400万円 を計上しました。
- ③ **利子割交付金**について、交付見込額との差額 8,000万円 を計上しました。
- ④ **配当割交付金**について、交付見込額との差額 △2億2,400万円 を計上しました。
- ⑤ **株式等譲渡所得割交付金**について、交付見込額との差額 1億7,400万円 を計上しました。
- ⑥ **地方消費税交付金**について、交付見込額との差額 2億9,700万円 を計上しました。
- ⑦ **環境性能割交付金**について、交付見込額との差額 9,000万円 を計上しました。
- ⑧ **地方特例交付金**について、交付決定額との差額 △5,225万6千円 を計上しました。
- ⑨ **特別区交付金**について、普通交付金 17億2,900万円 を計上しました。
- ⑩ **交通安全対策特別交付金**について、交付見込額との差額 △900万円 を計上しました。
- ⑪ **分担金及び負担金**について、実績見込額との差額 △4,700万円 を計上しました。
- ⑫ **使用料及び手数料**について、実績見込額との差額 3,946万7千円 を計上しました。
- ⑬ **国庫支出金**について、子どものための教育・保育給付費、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成等 5,092万8千円 を計上しました。
- ⑭ **都支出金**について、地方創生臨時交付金、保育対策総合支援事業費等 △5億5,195万円 を計上しました。
- ⑮ **財産収入**について、不動産売払収入等 1億518万2千円 を計上しました。
- ⑯ **寄附金**について、子ども生活応援基金に係る寄附金等 1億3,907万7千円 を計上しました。
- ⑰ **繰入金**について、財政基金繰入金、公共施設整備資金積立基金繰入金等 △54億6,889万1千円 を計上しました。
- ⑱ **諸収入**について、下水道工事収入、デジタル基盤改革支援補助金等 △5,985万8千円 を計上しました。
- ⑲ **特別区債**について、特別出張所等施設建設費 △20億円 を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	△ 3,393,801	△ 60,254	△ 501,022	△ 2,832,525	△ 3,333,547

(2) 特別会計

① 国民健康保険事業特別会計

補正予算額 5億3,226万4千円 の財源として、
国民健康保険料 6億9,446万円、繰入金 △1億8,755万円 等
を計上しました。

② 後期高齢者医療特別会計

補正予算額 △1億1,603万9千円 の財源として、
後期高齢者医療保険料 △1億4,317万9千円、繰入金 1,436万円 等
を計上しました。

③ 介護保険特別会計

補正予算額 △182万円 の財源として、支払基金交付金 1,887万2千円、
繰入金 △3,579万円 等を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
特別会計	414,405	△ 574,888	39,089	950,204	989,293
内 訳	国民健康保険事業	△ 481,977	25,354	988,887	1,014,241
	後期高齢者医療	△ 116,039	△ 32,305	△ 83,734	△ 83,734
	介護保険	△ 1,820	△ 60,606	13,735	45,051

4 補正予算歳出事業概要

(単位：千円)

事業名	主要内容	補正額
1 議会費		△ 7,937
1 議員人件費	報酬改定等に伴う増	9,221
2 議員旅費	執行見込による減	△ 13,745
3 職員人件費（議会費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 1,758
4 事務局運営費	執行見込による減	△ 1,655
2 総務費		772,537
1 特別職人件費（総務管理費）	給与改定等に伴う増、共済費の増	1,188
2 職員人件費（総務管理費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 244,738
3 公共施設整備資金積立基金積立金	予算執行精査による積立及び利子相当分の積立	2,012,736
4 再任用職員の任用	給与改定及び職員構成の変動等による増減	△ 181,020
5 本庁舎（分室等を含む）	執行見込による減	△ 46,984
6 大森地域庁舎	契約落差による減	△ 9,896
7 普通財産撤去工事	契約落差等による減	△ 42,270
8 土地開発公社貸付金	土地開発公社貸付金の減	△ 1,374,156
9 前年度国・都支出金等返還金（総務管理費）	過年度分実績確定に伴う返還（地方創生臨時交付金）	98

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
総務費のつづき			
10	情報システムの運営	契約落差等による減	△ 735,069
11	総合行政ネットワークの運営	執行見込みによる減	△ 19,421
12	防災対策基金積立金	予算執行精査による積立及び利子相当分の積立	2,002,311
13	地区備蓄倉庫（（仮称）大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 1,497
14	特別出張所（（仮称）大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 19,864
15	区民センター（（仮称）大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 60,815
16	大田福祉作業所大森西分場（（仮称）大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 3,685
17	シルバー人材センター大森西作業所（（仮称）大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 4,713
18	大森西保育園（（仮称）大森西二丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 39,323
19	地域活動拠点（（仮称）西蒲田七丁目複合施設の整備）	執行見込による減	△ 22,097
20	職員人件費（地域振興費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 42,269
21	地域力応援基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	5,820
22	職員人件費（スポーツ文化国際費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	21,900
23	区立運動場管理運営費	執行見込等による減	△ 237,402

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
総務費のつづき		
24	大森スポーツセンター 維持管理	執行見込による減 △ 14,783
25	大田区総合体育館維持 管理	執行見込による減 △ 12,995
26	運営費補助（（公財） 大田区文化振興協会の 運営）	執行見込による減 △ 5,000
27	管理代行費（文化施設 管理運営費）	執行見込による減 △ 18,000
28	その他施設費（文化 施設管理運営費）	執行見込による減 △ 97,895
29	大森海苔のふるさと館 の運営	執行見込による減 △ 25,839
30	文化振興基金積立金	利子相当分の積立 8
31	勝海舟基金積立金	寄附金の積立 984
32	職員人件費（区民費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減 37,480
33	戸籍事務経費	執行見込による減 △ 13,379
34	住民基本台帳、印鑑証 明等事務経費	執行見込による減 △ 4,873
35	職員人件費（徴税费）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減 △ 30,100
36	電算関係費	契約落差による減 △ 14,542
37	職員人件費（選挙費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減 20,650

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
総務費のつづき			
38	特別職人件費（監査委員費）	給与改定等に伴う増、共済費の増	305
39	職員人件費（監査委員費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 8,318
3 福祉費		138,023	
1	職員人件費（社会福祉費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	191,950
2	生活困窮者自立支援事業	執行見込による減	△ 27,677
3	福祉システムに係る経費	執行見込による減	△ 78,133
4	福祉事業積立基金積立金	利子相当分の積立	33
5	子ども生活応援基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	111,097
6	大学等進学応援基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	100,906
7	国民健康保険事業特別会計への繰出金	国民健康保険事業特別会計第2次補正に伴う一般会計繰出金の減	△ 187,550
8	前年度国・都支出金等返還金（社会福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（生活困窮者住居確保給付金等）	40,559
9	定額減税補足給付金（調整給付）給付事業	執行見込による減	△ 1,431,861
10	グループホームの整備促進	執行見込による減	△ 10,000
11	前年度国・都支出金等返還金（障害福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（障害者自立支援給付費負担金等）	266,945

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
福祉費のつづき			
12	介護給付費・訓練等給付費	執行見込による増	376,232
13	障害福祉サービス等に係る支援事業	障害福祉サービス事業者への物価高騰対策助成事業に係る経費	31,700
14	くすのき園指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 1,200
15	しいのき園指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 4,968
16	大田福祉作業所指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 8,394
17	つばさホーム前の浦指定管理者管理代行	執行見込による減	△ 13,100
18	(仮称)特養大森東への施設整備費補助	執行見込による減	△ 410,640
19	地域密着型サービス施設への施設整備費補助	執行見込による減	△ 85,438
20	小規模多機能型居宅介護事業所等の開設・運営支援事業	執行見込による減	△ 2,867
21	都市型軽費老人ホームの整備	執行見込による減	△ 10,916
22	介護事業者支援事務費	介護サービス事業者への物価高騰対策助成事業に係る経費	121,738
23	介護保険特別会計への繰出金	介護保険特別会計第2次補正に伴う一般会計繰出金の減	△ 51,869
24	後期高齢者医療特別会計への繰出金	後期高齢者医療特別会計第2次補正に伴う一般会計繰出金の増	14,360

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
福祉費のつづき			
25	前年度国・都支出金等返還金（高齢福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金等）	8,302
26	地域包括支援センター新設・移転	執行見込による減	△ 68,900
27	介護福祉施設サービス事業	区立特別養護老人ホームにおける物価高騰対策事業に係る経費	5,115
28	通所介護事業	区立高齢者在宅サービスセンターにおける物価高騰対策事業に係る経費	2,070
29	高齢福祉施設維持管理	執行見込による減	△ 29,578
30	職員人件費（児童福祉費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 187,450
31	ファミリー・アテンダント事業	執行見込による減	△ 110,626
32	認証保育所運営補助	執行見込による増	153,365
33	地域型保育事業運営費	執行見込による増	160,802
34	保育士人材確保支援事業	執行見込による増	33,286
35	病児・病後児保育事業	執行見込みによる減	△ 10,204
36	大田区次世代育成支援緊急対策整備事業	執行見込による増	67,407
37	前年度国・都支出金等返還金（児童福祉費）	過年度分実績確定に伴う返還（保育サービス推進事業補助金等）	381,279
38	物価高騰に係る保育施設運営費補助事業	保育サービス事業者への物価高騰対策助成事業に係る経費	75,973

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
福祉費のつづき			
39	施設管理費（保育園管理運営費）	執行見込による減	△ 27,830
40	児童手当給付金	執行見込による減	△ 470,000
41	児童育成手当給付金	執行見込による減	△ 41,790
42	児童扶養手当給付金	執行見込による増	24,849
43	障害児通所給付費	執行見込による増	76,557
44	保育園入所者運営費	執行見込による増	1,164,489

4 衛生費

209,243

1	職員人件費（保健衛生費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 385,800
2	前年度国・都支出金等返還金（保健衛生費）	過年度分実績確定に伴う返還（新型コロナウイルスワクチン接種対策費等）	343,530
3	乳幼児等予防接種	執行見込による増	299,713
4	特定不妊治療費助成	執行見込による減	△ 1,200
5	公害健康被害者各種補償給付	執行見込による減	△ 47,000

5 産業経済費

△ 125,899

1	職員人件費（産業経済費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 34,300
2	商店街チャレンジ戦略支援事業	執行見込による減	△ 50,323
3	中小企業融資	執行見込による減	△ 41,276

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
6 土木費		△ 1,715,254	
1	職員人件費（土木管理費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	46,150
2	自転車等駐車場整備資金積立基金積立金	寄附金及び利子相当分の積立	△ 10,307
3	都市計画道路の整備	執行見込による減	△ 121,636
4	蒲田駅前広場の再生整備	執行見込による減	△ 695,155
5	桜のプロムナードの整備	契約落差による減	△ 4,000
6	呑川緑道の整備	執行見込による減	△ 56,506
7	道路改良事業	執行見込による減	△ 281,521
8	耐震補強整備	契約落差等による減	△ 58,000
9	橋梁の長寿命化	契約落差等による減	△ 27,000
10	公共下水道枝線建設	執行見込による減	△ 195,000
11	合流改善貯留施設整備	執行見込による減	△ 218,748
12	公園等の維持管理	契約落差による減	△ 24,194
13	平和島水質管理所維持管理	執行見込による減	△ 69,337
7 都市整備費		△ 378,869	
1	職員人件費（都市整備費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 52,300
2	新空港線整備及びまちづくり資金積立基金積立金	利子相当分の積立	2,621

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
都市整備費のつづき			
3	用地折衝関連事業	執行見込による減	△ 329,870
4	羽田空港対策積立基金 積立金	利子相当分の積立	680

8 環境清掃費 △ 226,983

1	職員人件費（環境保全費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	62,659
2	前年度国・都支出金等返還金（環境保全費）	過年度分実績確定に伴う返還（地域環境力活性化事業）	514
3	職員人件費（清掃管理費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 27,150
4	清掃事務所等建物維持	執行見込による減	△ 19,300
5	職員人件費（廃棄物対策費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	△ 3,200
6	行政回収の推進	執行見込による減	△ 240,506

9 教育費 △ 2,030,173

1	特別職人件費（教育総務費）	給与改定等に伴う増、共済費の増	370
2	職員人件費（教育総務費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	5,121
3	学事システム運用	執行見込による減	△ 108,162
4	教科用システム等運用	契約落差等による減	△ 150,000
5	学校施設改修計画の策定	契約落差による減	△ 18,445
6	小学校における放課後居場所づくり事業等	契約落差等による減	△ 42,163

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
教育費のつづき			
7	入園料補助	執行見込による減	△ 43,500
8	私立幼稚園等振興事業	幼稚園設置者への物価高騰対策助成事業に係る経費	11,182
9	施設維持管理費（図書館費）	契約落差等による減	△ 43,780
10	施設運営事務費（図書館費）	契約落差等による減	△ 14,991
11	職員人件費（小学校費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	37,600
12	維持管理（小学校費）	執行見込による減	△ 114,848
13	学校職員等事務費（小学校費）	契約落差等による減	△ 16,000
14	校舎造修（小学校費）	契約落差等による減	△ 122,229
15	施設維持（小学校費）	契約落差等による減	△ 48,775
16	学校給食費補助（小学校費）	執行見込による減	△ 26,614
17	施設衛生管理（小学校費）	執行見込による減	△ 14,000
18	校舎の改築等（小学校費）	契約落差等による減	△ 1,095,001
19	校内環境衛生設備の整備（小学校費）	契約落差による減	△ 28,832

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
教育費のつづき			
20	職員人件費（中学校費）	給与改定及び異動に伴う職員構成の変動等による増減	37,820
21	宿泊を伴う校外授業（中学校費）	執行見込による減	△ 30,565
22	維持管理（中学校費）	執行見込による減	△ 36,959
23	校舎造修（中学校費）	契約落差等による減	△ 133,054
24	施設維持（中学校費）	契約落差等による減	△ 16,648
25	施設衛生管理（中学校費）	執行見込による減	△ 7,500
26	校舎の改築（中学校費）	契約落差等による減	△ 10,200
10 公債費		△ 39,549	
1	特別区債償還利子等	特別区債発行に係る経費の減	△ 39,549
11 諸支出金		11,060	
1	財政基金積立金利子	利子相当分の積立	11,060

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	4次補正後 予算額	5次補正額	5次補正後 予算額
1 特別区税	81,856,585	78,280,213	2,368,500	80,648,713
2 地方譲与税	1,934,001	1,934,001	△ 54,000	1,880,001
3 利子割交付金	337,000	337,000	80,000	417,000
4 配当割交付金	2,010,000	2,010,000	△ 224,000	1,786,000
5 株式等譲渡所得割交付金	2,334,000	2,334,000	174,000	2,508,000
6 地方消費税交付金	18,593,000	18,593,000	297,000	18,890,000
7 自動車取得税交付金	1	1		1
8 環境性能割交付金	292,000	292,000	90,000	382,000
9 地方特例交付金	468,000	4,044,372	△ 52,256	3,992,116
10 特別区交付金	83,222,000	83,222,000	1,729,000	84,951,000
11 交通安全対策特別交付金	70,000	70,000	△ 9,000	61,000
12 分担金及び負担金	1,996,221	1,996,221	△ 47,000	1,949,221
13 使用料及び手数料	8,698,794	8,698,794	39,467	8,738,261
14 国庫支出金	57,764,209	58,604,175	50,928	58,655,103
15 都支出金	28,779,877	38,628,653	△ 551,950	38,076,703
16 財産収入	1,634,062	1,634,062	105,182	1,739,244
17 寄附金	415,437	415,938	139,077	555,015
18 繰入金	25,593,706	27,858,968	△ 5,468,891	22,390,077
19 繰越金	2,000,000	1,355,622		1,355,622
20 諸収入	9,311,088	9,344,868	△ 59,858	9,285,010
21 特別区債	13,900,000	13,804,000	△ 2,000,000	11,804,000
合計	341,209,981	353,457,888	△ 3,393,801	350,064,087

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	4次補正後 予算額	5次補正額	5次補正後 予算額
1 議会費	1,150,739	1,150,739	△ 7,937	1,142,802
2 総務費	52,394,597	52,653,673	772,537	53,426,210
3 福祉費	172,351,567	183,050,274	138,023	183,188,297
4 衛生費	10,325,775	11,666,878	209,243	11,876,121
5 産業経済費	6,848,082	6,848,082	△ 125,899	6,722,183
6 土木費	21,721,480	21,721,480	△ 1,715,254	20,006,226
7 都市整備費	9,378,169	9,378,169	△ 378,869	8,999,300
8 環境清掃費	12,670,519	12,670,519	△ 226,983	12,443,536
9 教育費	52,176,687	52,125,708	△ 2,030,173	50,095,535
10 公債費	1,635,585	1,635,585	△ 39,549	1,596,036
11 諸支出金	56,781	56,781	11,060	67,841
12 予備費	500,000	500,000		500,000
合計	341,209,981	353,457,888	△ 3,393,801	350,064,087

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	4次補正後 予算額	5次補正額	5次補正後 予算額
一般財源	210,122,509	211,649,818	△ 60,254	211,589,564
特別区税	81,856,585	78,280,213	2,368,500	80,648,713
地方譲与税	1,934,001	1,934,001	△ 54,000	1,880,001
特別区交付金	83,222,000	83,222,000	1,729,000	84,951,000
その他	43,109,923	48,213,604	△ 4,103,754	44,109,850
特定財源	131,087,472	141,808,070	△ 3,333,547	138,474,523
使用料及び手数料	8,698,794	8,698,794	39,467	8,738,261
国庫支出金	57,764,209	58,604,175	50,928	58,655,103
都支出金	28,779,877	38,628,653	△ 551,950	38,076,703
特別区債	13,900,000	13,804,000	△ 2,000,000	11,804,000
その他	21,944,592	22,072,448	△ 871,992	21,200,456
合計	341,209,981	353,457,888	△ 3,393,801	350,064,087

歳出（性質別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	4次補正後 予算額	5次補正額	5次補正後 予算額
義務的経費	149,695,166	158,620,944	△ 855,596	157,765,348
人件費	45,479,813	45,479,813	△ 708,989	44,770,824
扶助費	102,585,609	111,511,387	△ 107,058	111,404,329
公債費	1,629,744	1,629,744	△ 39,549	1,590,195
投資的経費	54,747,822	54,391,701	△ 4,744,217	49,647,484
建設費等 （建設費補助等含む）	53,604,430	53,409,409	△ 4,744,217	48,665,192
公有財産購入費	1,143,392	982,292		982,292
その他	136,766,993	140,445,243	2,206,012	142,651,255
合計	341,209,981	353,457,888	△ 3,393,801	350,064,087

7 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	普通財産撤去工事	14 工事請負費	169,900	52,300	117,600
			計	169,900	52,300	117,600
3 福祉費	1 社会福祉費	福祉システムに係る経費	12 委託料	309,135	158,674	150,461
			計	309,135	158,674	150,461
3 福祉費	2 障害福祉費	障害福祉サービス等に係る支援事業	11 役務費	29	0	29
			18 負担金、補助及び交付金	31,671	0	31,671
			計	31,700	0	31,700
3 福祉費	2 障害福祉費	障害福祉施設維持管理	14 工事請負費	815,640	632,830	182,810
			計	815,640	632,830	182,810
3 福祉費	3 高齢福祉費	介護事業者支援事務費	11 役務費	90	0	90
			18 負担金、補助及び交付金	121,648	0	121,648
			計	121,738	0	121,738
3 福祉費	3 高齢福祉費	介護福祉施設サービス事業	12 委託料	5,115	0	5,115
			計	5,115	0	5,115
3 福祉費	3 高齢福祉費	通所介護事業	12 委託料	2,070	0	2,070
			計	2,070	0	2,070

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
3 福祉費	4 児童福祉費	物価高騰に係る保育施設運営費補助事業	18 負担金、補助及び交付金	75,973	0	75,973
			計	75,973	0	75,973
4 衛生費	1 保健衛生費	健康システムに係る経費	12 委託料	1,804	0	1,804
			計	1,804	0	1,804
6 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	14 工事請負費	106,410	41,044	65,366
			21 補償、補填及び賠償金	240,330	0	240,330
			計	346,740	41,044	305,696
9 教育費	1 教育総務費	私立幼稚園等振興事業	18 負担金、補助及び交付金	11,182	0	11,182
			計	11,182	0	11,182
9 教育費	2 小学校費	校舎の改築・改修及び屋内運動場等の整備	14 工事請負費	705,686	641,296	64,390
			計	705,686	641,296	64,390

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額	
補正後	6 土木費	2 道路橋梁費	合流改善貯留施設整備	14 工事請負費	2,369,311	802,641	1,566,670
				21 補償、補填及び賠償金	12,000	0	12,000
				計	2,381,311	802,641	1,578,670
補正前	6 土木費	2 道路橋梁費	合流改善貯留施設整備	14 工事請負費	2,369,311	802,641	1,566,670
				計	2,369,311	802,641	1,566,670

8 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
防災行政無線放送塔撤去等工事（南一児童公園）	令和7年度	7,051	1. 事業目的 防災行政無線放送塔撤去等工事（南一児童公園） 2. 事業内容 経費 7,051 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 7,051 3. 契約締結年度 令和6年度

廃 止

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
本庁舎各種改修工事（実施設計委託）	令和7年度	20,383	1. 事業目的 本庁舎各種改修工事に伴う実施設計委託 2. 事業内容 経費 80,344 { 本年度予算計上額 59,961 来年度債務負担額 20,383
入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設建設工事（第2期）	令和7年度	551,426	1. 事業目的 入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設建設工事（第2期） 2. 事業内容 経費 551,426 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 551,426 3. 契約締結年度 令和6年度
東調布第三小学校及び（仮称）南久が原二丁目複合施設建設工事（第2期）	令和7年度 } 令和8年度	3,220,472	1. 事業目的 東調布第三小学校及び（仮称）南久が原二丁目複合施設建設工事（第2期） 2. 事業内容 経費 3,850,672 { 本年度予算計上額 630,200 来年度以降債務負担額 3,220,472
調布清掃事業庁舎大規模改修工事（実施設計委託）	令和7年度	45,120	1. 事業目的 調布清掃事業庁舎大規模改修に伴う実施設計委託 2. 事業内容 経費 64,420 { 本年度予算計上額 19,300 来年度債務負担額 45,120
田園調布小学校改築工事（第1期）	令和7年度 } 令和9年度	3,057,135	1. 事業目的 田園調布小学校改築工事（第1期） 2. 事業内容 経費 3,281,535 { 本年度予算計上額 224,400 来年度以降債務負担額 3,057,135
馬込東中学校改築工事（基本構想・基本計画作成等支援業務委託）	令和7年度	16,518	1. 事業目的 馬込東中学校改築工事に伴う基本構想・基本計画作成等支援業務委託 2. 事業内容 経費 23,518 { 本年度予算計上額 7,000 来年度債務負担額 16,518

9 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別出張所等施設建設事業	4,010,000	証券発行又は、普通貸借の方法により政府その他より起債する。ただし、金融の事情その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。	4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金その他について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債のときから据置期間を含め、30年以内に元金均等額又は元利均等額の方法等、その融資条件等により償還する。ただし、融資条件等又は財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還することもある。	2,010,000	同左	同左	同左

10 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度末 現在高 (6年3月31日現在)	令和6年度					
		当初予算		既定予算後 現在高見込	今回補正		今回補正後 現在高見込
		積立	取崩		積立	取崩	
財政基金	49,356,735	56,780	14,655,688	34,357,104	11,060	△ 4,472,570	38,840,734
減債基金	-			-			-
特定目的基金	72,850,822	1,553,107	10,575,372	63,757,391	4,226,889	△ 996,321	68,980,601
公共施設整備資金 積立基金	48,532,920	52,686	9,900,000	38,685,606	2,012,736	△ 1,000,000	41,698,342
羽田空港対策積立基金	2,586,331	440,854	414,000	2,613,185	680		2,613,865
文化振興基金	100,336	127	100,000	463	8		471
自転車等駐車場整備資金 積立基金	110,651	34,355		156,946	△ 10,307		146,639
地域力応援基金	91,512	101	20,650	74,007	5,820		79,827
福祉事業積立基金	130,652	145		132,354	33		132,387
新空港線整備及びまちづ くり資金積立基金	9,847,714	1,011,707	122,000	10,737,421	2,621		10,740,042
勝海舟基金	20,460	28	5,793	15,356	984		16,340
防災対策基金	11,310,175	12,983		11,229,583	2,002,311		13,231,894
子ども生活応援基金	27,884	22	5,429	27,146	111,097	3,679	134,564
大学等進学応援基金	92,185	99	7,500	85,322	100,906		186,228
新型コロナウイルス感染 症対策利子補給基金	-			-			-
計	122,207,557	1,609,887	25,231,060	98,114,495	4,237,949	△ 5,468,891	107,821,335
介護給付費準備基金	5,478,080	6,031	683,576	4,805,570	1,363	16,079	4,790,854
合 計	127,685,637	1,615,918	25,914,636	102,920,065	4,239,312	△ 5,452,812	112,612,189

※ 表示単位未満を四捨五入しているなど、合計等が一致しない場合があります。

11 国民健康保険事業特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 国民健康保険料	15,137,572	15,137,572	694,460	15,832,032
2 一部負担金	1	1		1
3 使用料及び手数料	210	210		210
4 国庫支出金	1	1	25,354	25,355
6 都支出金	43,279,408	43,279,408		43,279,408
7 財産収入	1	1		1
8 繰入金	8,343,557	8,552,770	△ 187,550	8,365,220
9 繰越金	600,000	372,336		372,336
10 諸収入	144,740	144,740		144,740
合計	67,505,490	67,487,039	532,264	68,019,303

- 1 国民健康保険料 保険料収納見込の増
- 4 国庫支出金 社会保障・税番号制度システム整備費等の増
- 8 繰入金 財源不足額に対する繰入金の減等

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 総務費	1,170,766	1,170,766	2,540	1,173,306
2 保険給付費	43,212,628	43,212,628		43,212,628
3 国民健康保険事業費納付金	22,376,170	22,357,719		22,357,719
4 保健事業費	535,870	535,870		535,870
5 諸支出金	110,056	110,056	529,724	639,780
6 予備費	100,000	100,000		100,000
合計	67,505,490	67,487,039	532,264	68,019,303

- 1 総務費 職員人件費の増
- 5 諸支出金 国都交付金償還金の増

12 後期高齢者医療特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 後期高齢者医療保険料	10,848,943	10,848,943	△ 143,179	10,705,764
2 使用料及び手数料	1	1		1
4 繰入金	9,240,103	9,240,244	14,360	9,254,604
5 繰越金	1	160,345		160,345
6 諸収入	514,634	592,223	12,780	605,003
合計	20,603,682	20,841,756	△ 116,039	20,725,717

- 1 後期高齢者医療保険料 保険料収納見込の減
 4 繰入金 一般会計繰入金の増
 6 諸収入 葬祭費受託事業収入の増等

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 総務費	299,944	299,944	△ 19,525	280,419
2 広域連合納付金	19,414,230	19,481,498	△ 96,514	19,384,984
3 保険給付費	368,971	368,971		368,971
4 保健事業費	477,071	477,071		477,071
5 諸支出金	23,466	194,272		194,272
6 予備費	20,000	20,000		20,000
合計	20,603,682	20,841,756	△ 116,039	20,725,717

- 1 総務費 システム関係費の減
 2 広域連合納付金 保険料等負担金の減等

13 介護保険特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 介護保険料	13,557,157	13,557,157		13,557,157
2 使用料及び手数料	1	1		1
3 国庫支出金	13,210,115	13,210,115	4,998	13,215,113
4 支払基金交付金	16,029,804	16,067,620	18,872	16,086,492
5 都支出金	7,975,059	7,975,059	8,737	7,983,796
6 財産収入	6,031	6,031	1,363	7,394
7 寄附金	1	1		1
8 繰入金	10,498,483	10,498,483	△ 35,790	10,462,693
9 繰越金	16,000	428,482		428,482
10 諸収入	6,223	6,223		6,223
合計	61,298,874	61,749,172	△ 1,820	61,747,352

- 3 国庫支出金 地域支援事業交付金の増等
- 4 支払基金交付金 地域支援事業支援交付金の増
- 5 都支出金 地域支援事業支援交付金の増
- 6 財産収入 介護給付費準備基金積立金利子の増
- 8 繰入金 職員人件費の減に伴う一般会計繰入金の減等

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 総務費	1,700,811	1,700,811	△ 73,082	1,627,729
2 保険給付費	58,216,845	58,216,845		58,216,845
3 地域支援事業費	976,158	976,158	69,899	1,046,057
4 保健福祉事業費	382	382		382
5 財政安定化基金拠出金	1	1		1
6 基金積立金	6,031	11,066	1,363	12,429
7 諸支出金	378,646	823,909		823,909
8 予備費	20,000	20,000		20,000
合計	61,298,874	61,749,172	△ 1,820	61,747,352

- 1 総務費 システム改修費等の減等
- 3 地域支援事業費 介護予防・生活支援サービス事業費の増
- 6 基金積立金 介護給付費準備基金積立金利子相当分の増

14 介護保険特別会計繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
1 総務費	1 総務管理費	事務費	12 委託料	450,808	339,708	111,100
			計	450,808	339,708	111,100

総務財政委員会
令和7年2月26日・27日
企画経営部 資料2番
所管 財政課

令和6年度補正予算の概要

一 般 会 計 (第4次)

令和6年12月

大田区企画経営部財政課

目 次

1 基本的な考え方	1
2 補正予算の規模	1
3 補正予算の財源	1
4 補正予算歳出事業概要	1
5 歳入・歳出（款別）一覧	2
6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	4
7 繰越明許費補正	5

1 基本的な考え方

令和6年度一般会計第4次補正予算につきましては、国の令和6年度補正予算（第1号）に伴う住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る経費について、令和6年12月20日付けで、地方自治法第179条第1項に基づく専決処分により予算を計上しました。

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した結果、今回の補正予算の規模は、29億2,398万8千円となり、補正後の予算額は、3,534億5,788万8千円となりました。

(単位:千円)

会計区分	当初予算額	既定予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	341,209,981	350,533,900	2,923,988	353,457,888

3 補正予算の財源

補正予算額 29億2,398万8千円 の財源内訳は以下のとおりです。

① **都支出金**について、地方創生臨時交付金 29億2,398万8千円 を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	2,923,988		2,923,988		2,923,988

4 補正予算歳出事業概要

(単位:千円)

事業名	主な内容	補正額
3 福祉費		2,923,988
1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る経費	2,923,988

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	3次補正後 予算額	4次補正額	4次補正後 予算額
1 特別区税	81,856,585	78,280,213		78,280,213
2 地方譲与税	1,934,001	1,934,001		1,934,001
3 利子割交付金	337,000	337,000		337,000
4 配当割交付金	2,010,000	2,010,000		2,010,000
5 株式等譲渡所得割交付金	2,334,000	2,334,000		2,334,000
6 地方消費税交付金	18,593,000	18,593,000		18,593,000
7 自動車取得税交付金	1	1		1
8 環境性能割交付金	292,000	292,000		292,000
9 地方特例交付金	468,000	4,044,372		4,044,372
10 特別区交付金	83,222,000	83,222,000		83,222,000
11 交通安全対策特別交付金	70,000	70,000		70,000
12 分担金及び負担金	1,996,221	1,996,221		1,996,221
13 使用料及び手数料	8,698,794	8,698,794		8,698,794
14 国庫支出金	57,764,209	58,604,175		58,604,175
15 都支出金	28,779,877	35,704,665	2,923,988	38,628,653
16 財産収入	1,634,062	1,634,062		1,634,062
17 寄附金	415,437	415,938		415,938
18 繰入金	25,593,706	27,858,968		27,858,968
19 繰越金	2,000,000	1,355,622		1,355,622
20 諸収入	9,311,088	9,344,868		9,344,868
21 特別区債	13,900,000	13,804,000		13,804,000
合計	341,209,981	350,533,900	2,923,988	353,457,888

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	3次補正後 予算額	4次補正額	4次補正後 予算額
1 議会費	1,150,739	1,150,739		1,150,739
2 総務費	52,394,597	52,653,673		52,653,673
3 福祉費	172,351,567	180,126,286	2,923,988	183,050,274
4 衛生費	10,325,775	11,666,878		11,666,878
5 産業経済費	6,848,082	6,848,082		6,848,082
6 土木費	21,721,480	21,721,480		21,721,480
7 都市整備費	9,378,169	9,378,169		9,378,169
8 環境清掃費	12,670,519	12,670,519		12,670,519
9 教育費	52,176,687	52,125,708		52,125,708
10 公債費	1,635,585	1,635,585		1,635,585
11 諸支出金	56,781	56,781		56,781
12 予備費	500,000	500,000		500,000
合計	341,209,981	350,533,900	2,923,988	353,457,888

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	3次補正後 予算額	4次補正額	4次補正後 予算額
一般財源	210,122,509	211,649,818		211,649,818
特別区税	81,856,585	78,280,213		78,280,213
地方譲与税	1,934,001	1,934,001		1,934,001
特別区交付金	83,222,000	83,222,000		83,222,000
その他	43,109,923	48,213,604		48,213,604
特定財源	131,087,472	138,884,082	2,923,988	141,808,070
使用料及び手数料	8,698,794	8,698,794		8,698,794
国庫支出金	57,764,209	58,604,175		58,604,175
都支出金	28,779,877	35,704,665	2,923,988	38,628,653
特別区債	13,900,000	13,804,000		13,804,000
その他	21,944,592	22,072,448		22,072,448
合計	341,209,981	350,533,900	2,923,988	353,457,888

歳出（性質別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	3次補正後 予算額	4次補正額	4次補正後 予算額
義務的経費	149,695,166	156,003,504	2,617,440	158,620,944
人件費	45,479,813	45,479,813		45,479,813
扶助費	102,585,609	108,893,947	2,617,440	111,511,387
公債費	1,629,744	1,629,744		1,629,744
投資的経費	54,747,822	54,391,701		54,391,701
建設費等 （建設費補助等含む）	53,604,430	53,409,409		53,409,409
公有財産購入費	1,143,392	982,292		982,292
その他	136,766,993	140,138,695	306,548	140,445,243
合計	341,209,981	350,533,900	2,923,988	353,457,888

7 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
3 福祉費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付金 給付事業	10 需用費	100	0	100
			11 役務費	64,748	17,801	46,947
			12 委託料	382,433	63,420	319,013
			19 扶助費	4,249,040	2,531,600	1,717,440
			計	4,696,321	2,612,821	2,083,500

総務財政委員会 令和7年2月26、27日
企画経営部 資料3番
所管 企画課

大田区組織条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

令和7年4月1日付け組織改正に伴い、地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部、こども家庭部、空港まちづくり本部及び環境清掃部を廃止し、地域未来創造部、こども未来部及び資源環境部を新設するとともに、区民部、健康政策部及びまちづくり推進部の分掌事務を変更するため。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

大田区組織条例（昭和49年条例第2号） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区組織条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年3月30日 条例第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 令和7年#月#日第#号</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、大田区に次の部をおく。</p> <p>企画経営部 総務部 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>地域未来創造部</u> 区民部 産業経済部 福祉部 健康政策部 <u>（削除）</u> <u>子ども未来部</u> まちづくり推進部 鉄道・都市づくり部 <u>（削除）</u> 都市基盤整備部 <u>（削除）</u> <u>資源環境部</u></p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 企画経営部の項から総務部の項まで（略） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p>	<p style="text-align: center;">○大田区組織条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年3月30日 条例第2号</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、大田区に次の部をおく。</p> <p>企画経営部 総務部 <u>地域力推進部</u> <u>スポーツ・文化・国際都市部</u></p> <p>区民部 産業経済部 福祉部 健康政策部 <u>子ども家庭部</u></p> <p>まちづくり推進部 鉄道・都市づくり部 <u>空港まちづくり本部</u> 都市基盤整備部 <u>環境清掃部</u></p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 企画経営部の項から総務部の項まで（略） <u>地域力推進部</u> <u>（1） 地域振興に関すること。</u> <u>（2） 区民協働に関すること。</u> <u>（3） 生涯学習に関すること。</u> <u>（4） 青少年に関すること。</u> <u>（5） 消費生活に関すること。</u> <u>（6） 統計に関すること。</u> <u>（7） 地域の行政組織の連絡及び連携に関すること。</u> <u>（8） 他の部の主管に属しない区民に関</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>地域未来創造部</u></p> <p><u>(1) 地域振興に関する事</u></p> <p><u>(2) 区民協働に関する事</u></p> <p><u>(3) 多文化共生に関する事</u></p> <p><u>(4) 国際交流に関する事</u></p> <p><u>(5) 青少年の健全育成に関する事</u></p> <p><u>(6) 生涯学習に関する事</u></p> <p><u>(7) 消費生活に関する事</u></p> <p><u>(8) 特別出張所に関する事</u></p> <p><u>(9) スポーツの推進に関する事</u></p> <p><u>(10) 文化芸術の推進に関する事</u></p> <p><u>区民部</u></p> <p><u>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事</u></p> <p><u>(2) 統計に関する事</u></p> <p><u>(3) 区税に関する事</u></p> <p><u>(4) 国民健康保険及び国民年金に関する事</u></p> <p><u>(5) 後期高齢者医療制度に関する事</u></p> <p>産業経済部の項から福祉部の項まで (略)</p> <p><u>健康政策部</u></p> <p><u>(1) 地域医療その他の保健衛生に関する事</u></p> <p><u>(2) 保健所に関する事</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>こども未来部</u></p> <p><u>(1) 子育て支援及び児童福祉に関する事</u></p> <p><u>(2) こども・若者育成支援に関する事</u></p>	<p><u>すること。</u></p> <p><u>スポーツ・文化・国際都市部</u></p> <p><u>(1) スポーツ推進に関する事</u></p> <p><u>(2) 文化振興に関する事</u></p> <p><u>(3) 国際交流に関する事</u></p> <p><u>(4) 多文化共生に関する事</u></p> <p><u>区民部</u></p> <p><u>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事</u></p> <p><u>(2) 区税に関する事</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険及び国民年金に関する事</u></p> <p><u>(4) 後期高齢者医療制度に関する事</u></p> <p>産業経済部の項から福祉部の項まで (略)</p> <p><u>健康政策部</u></p> <p><u>(1) 地域医療に関する事</u></p> <p><u>(2) 保健所に関する事</u></p> <p><u>こども家庭部</u></p> <p><u>(1) 子育て支援及び児童福祉に関する事</u></p>

新	旧
<p>まちづくり推進部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。</p> <p>(2) 交通に関すること（他部に属するものを除く。）。</p> <p><u>(3) 空港対策に関すること（他部に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(4) 空港跡地利用に関すること（他部に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(5) 建築に関すること。</u></p> <p><u>(6) 住宅に関すること。</u></p> <p>鉄道・都市づくり部の項（略）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>都市基盤整備部の項（略）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>資源環境部</u></p> <p><u>(1) 環境政策に関すること。</u></p> <p><u>(2) 緑化に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公害に関すること。</u></p> <p><u>(4) ごみの減量及び資源化に関すること。</u></p> <p><u>(5) 清掃に関すること。</u></p> <p><u>付 則（令和7年#月#日条例第#号）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(大田区スポーツ推進審議会条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 大田区スポーツ推進審議会条例（昭和58年条例第28号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第9条中「スポーツ・文化・国際都市部」を「地域未来創造部」に改める。</u></p>	<p>まちづくり推進部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。</p> <p>(2) 交通に関すること（他部に属するものを除く。）。</p> <p><u>(3) 建築に関すること。</u></p> <p><u>(4) 住宅に関すること。</u></p> <p>鉄道・都市づくり部の項（略）</p> <p><u>空港まちづくり本部</u></p> <p><u>(1) 空港対策に関すること（他部に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 空港跡地利用に関すること。</u></p> <p>都市基盤整備部の項（略）</p> <p><u>環境清掃部</u></p> <p><u>(1) 清掃に関すること。</u></p> <p><u>(2) リサイクルに関すること。</u></p> <p><u>(3) 環境対策及び地球温暖化対策に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公害に関すること。</u></p>

総務財政委員会 令和7年2月26・27日
総務部 資料1番
所管 総務課

大田区附属機関の設置等に関する条例について

1 条例制定の理由

外部からの意見等を行政に反映させる仕組みである附属機関をより適切に管理し、効果的かつ効率的な運営を図るため、大田区附属機関の設置等に関する条例を制定する。

2 制定概要

法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、区長その他の執行機関の附属機関の設置、所掌事務、組織その他附属機関について必要な事項を定める。

3 制定内容

別紙「議案」のとおり

4 施行日

令和7年4月1日

第10号議案

大田区附属機関の設置等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、区長その他の執行機関（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、所掌事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び所掌事務)

第2条 大田区は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、執行機関が担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置することができる。

2 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2（以下これらを併せて「別表」という。）の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ別表の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の構成員（以下「委員」という。）の定数は、別表の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ別表の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、学識経験者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関

が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、原則として前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第5条 執行機関は、必要があると認めるときは、付属機関に専門の事項を調査させるための専門部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第6条 付属機関及び専門部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、付属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表に掲げる付属機関に相当する合議体（以下「従前の付属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表の付属機関（以下「新付属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の付属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 第3条第1項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

別表第1（第2条—第4条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	任期
区長	大田区区民等特別表彰選考審査会	大田区区民等特別表彰条例（平成27年条例第2号）に定める区民等特別表彰の候補者の審査に関すること。	15人以内	2年
	大田区区政功労者選考審査会	大田区区政功労者表彰条例（昭和34年条例第23号）に定める区政功労者表彰の候補者の審査に関すること。	15人以内	2年
	大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会	（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する評価書並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）に規定する基礎項目評価書及び重点項目評価書（以下この項においてこれらを「評価書」という。）の点検に関すること。 （2）特定個人情報保護評価に関する規則に規定する公表の限定部分の指定に関すること。 （3）評価書の点検等に必要な点検等の基準及び評価書の記入要領等の策定に関すること。	3人以上 5人以下	2年

	<p>ること。</p> <p>(4) 前3号に関する助言及び指導に関すること。</p> <p>(5) その他区長が必要と認める事項に関すること。</p>		
大田区男女共同参画推進区民会議	<p>(1) 大田区男女共同参画推進プランの策定及び推進に関すること。</p> <p>(2) 男女共同参画推進施策に関すること。</p> <p>(3) その他区長が必要と認める事項に関すること。</p>	16人以内	2年
大田区伝統工芸士認定審査会	大田区伝統工芸士の認定又は認定の取消しの審査に関すること。	4人	委嘱又は任命の日から大田区伝統工芸士の認定若しくは認定の取消しの審査又はこれに伴う事務が終了する日まで
大田区文化芸術推進協議会	<p>(1) 文化芸術の推進に係る計画等への提案及び助言に関すること。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、区の文化芸術の推進に関して審議すること。</p>	14人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日まで
大田区福祉有償運送運営協議会	特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送に係る協議及び審査に関すること。	17人以内	委嘱を受けた日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで
大田区地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、運営及び評価に関する事項並びに地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築に関する事項に係る審議に関すること。	10人	3年
大田区養護老人	養護老人ホームへの入所措置	6人	1年以内で

ホーム入所判定委員会	に係る要否等の審査に関する こと。		区長が定め る期間
おおた健康経営 事業所認定審査 委員会	おおた健康経営事業所の認定 審査に関すること。	7 人 以内	3 年以内
大田区コミュニ ティバス等検討 会議	(1) 地域の実情に応じた適 切な乗合旅客運送の態様等 に関すること。 (2) バス等の旅客輸送を提 供すべき地域及び区間に関 すること。 (3) その他区長が必要と認 める事項に関すること。	50 人 以内	2 年以内
大田区交通政策 基本計画推進協 議会	(1) 交通政策基本計画に基 づく交通に関する施策を推 進するための計画の策定に 関すること。 (2) 地域の実情に即した輸 送サービスの実現に必要と なる事項を協議すること。 (3) その他区長が必要と認 める事項に関すること。	50 人 以内	2 年以内
大田区移動等円 滑化推進協議会	大田区移動等円滑化に関する 方針及び計画の策定並びに推 進に必要な調査及び検討を行 うこと。	50 人 以内	委嘱又は任 命の日から その日の属 する年度の 翌々年度の 末日まで
グリーンプラン おおた推進会議	(1) 大田区緑の基本計画グ リーンプランおおたの策定 及び推進に必要な調査及び 検討を行うこと。 (2) その他区長が必要と認 める事項に関すること。	15 人 以内	委嘱又は任 命の日から その日の属 する年度の 翌年度の末 日まで
大田区自転車活 用推進委員会	(1) 区内全域における自転 車活用の推進に関する施策 の策定に関すること。 (2) 大田区自転車活用推進 計画の策定に関すること。	30 人 以内	委嘱又は任 命の日から その日の属 する年度の 翌年度の末 日まで

別表第 2 (第 2 条—第 4 条関係)

付属機関	所掌事務	定数	任期
------	------	----	----

計画の策定等に係る付属機関	計画的な区政の運営を図るため、各分野における計画の策定又は変更及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 30 人以内	2 年以内で執行機関が定める期間
受託者の選定に係る付属機関	区が発注する業務等に係る受託者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から受託者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
区の財産等の使用者等の選定に係る付属機関	区の財産、権利等を使用させ、又は譲渡する相手方の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から相手方が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る付属機関	区が実施する補助金、助成金等の交付対象者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から交付対象者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
適格者、適任者等の選定に係る付属機関	区の各分野における功労者の選定その他の実績、能力、適性、経験等を踏まえた適格者、適任者等の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から適格者、適任者等が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
作品、実演等の選考に係る付属機関	作品、実演等の選考及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から作品、実演等が選考される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
事故調査に係る付属機関	人の生命又は身体に害が発生した事故について第三者による調査を行う必要がある場合における事実の調査に関すること。	各 5 人以内	委嘱又は任命の日から調査が終了する日又は調査に伴う事務が終了する日まで

(提案理由)

附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある
ので、この案を提出する。

総務財政委員会
令和7年2月26・27日
総務部 資料2番
所管 総務課

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 改正する条例

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 職員の分限に関する条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例
- (4) 大田区区民等特別表彰条例
- (5) 職員の退職管理に関する条例
- (6) 大田区特別区税条例
- (7) 大田区プールに関する条例
- (8) 大田区情報公開・個人情報保護審査会条例
- (9) 地域力を生かした大田区まちづくり条例
- (10) 大田区行政不服審査法施行条例
- (11) 大田区個人情報の保護に関する法律施行条例
- (12) 大田区議会個人情報保護条例

2 制定理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の給与に関する条例等の規定の整理を行う。

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行日

令和7年6月1日

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 643 416">○職員の給与に関する条例</p> <p data-bbox="564 439 788 472">昭和26年10月16日</p> <p data-bbox="651 490 788 524">条例第19号</p> <p data-bbox="220 598 475 631">第1条―第21条 略</p> <p data-bbox="220 651 788 875">第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p data-bbox="252 898 400 931">(1) (略)</p> <p data-bbox="252 954 400 987">(2) (略)</p> <p data-bbox="252 1010 788 1267">(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p data-bbox="252 1290 788 1559">(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p data-bbox="220 1581 788 1805">第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p data-bbox="252 1827 788 1951">(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当</p>	<p data-bbox="904 383 1243 416">○職員の給与に関する条例</p> <p data-bbox="1161 439 1385 472">昭和26年10月16日</p> <p data-bbox="1248 490 1385 524">条例第19号</p> <p data-bbox="817 598 1072 631">第1条―第21条 略</p> <p data-bbox="817 651 1385 875">第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p data-bbox="849 898 997 931">(1) (略)</p> <p data-bbox="849 954 997 987">(2) (略)</p> <p data-bbox="849 1010 1385 1267">(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p data-bbox="849 1290 1385 1559">(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p data-bbox="817 1581 1385 1805">第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p data-bbox="849 1827 1385 1951">(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当</p>

新	旧
<p>該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>第21条の4－第23条 略</p>	<p>該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>第21条の4－第23条 略</p>

(2) 職員の分限に関する条例（昭和27年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 643 416">○職員の分限に関する条例</p> <p data-bbox="564 439 788 472">昭和27年2月7日</p> <p data-bbox="649 490 788 524">条例第7号</p> <p data-bbox="220 595 596 629">第1条から第7条まで（略）</p> <p data-bbox="264 651 427 685">（失職の例外）</p> <p data-bbox="220 707 788 976">第8条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p data-bbox="225 999 788 1133">2 前項の規定により、その職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取消されたときは、その職を失う。</p> <p data-bbox="220 1155 400 1189">第9条（略）</p>	<p data-bbox="904 383 1243 416">○職員の分限に関する条例</p> <p data-bbox="1161 439 1385 472">昭和27年2月7日</p> <p data-bbox="1246 490 1385 524">条例第7号</p> <p data-bbox="820 595 1197 629">第1条から第7条まで（略）</p> <p data-bbox="865 651 1027 685">（失職の例外）</p> <p data-bbox="820 707 1391 976">第8条 任命権者は、<u>禁この刑</u>に処せられた職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p data-bbox="825 999 1388 1133">2 前項の規定により、その職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取消されたときは、その職を失う。</p> <p data-bbox="820 1155 1000 1189">第9条（略）</p>

(3) 職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第3号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 703 416">○職員の退職手当に関する条例</p> <p data-bbox="564 439 788 517">昭和32年4月1日 条例第3号</p> <p data-bbox="220 595 475 629">第1条—第16条 略</p> <p data-bbox="264 651 596 685">(退職手当の支払の差止め)</p> <p data-bbox="220 707 791 931">第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p data-bbox="252 954 791 1267">(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p data-bbox="252 1290 400 1323">(2) (略)</p> <p data-bbox="220 1346 485 1379">2から4まで (略)</p> <p data-bbox="220 1402 791 1906">5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="252 1928 400 1962">(1) (略)</p>	<p data-bbox="904 383 1303 416">○職員の退職手当に関する条例</p> <p data-bbox="1165 439 1388 517">昭和32年4月1日 条例第3号</p> <p data-bbox="820 595 1075 629">第1条—第16条 略</p> <p data-bbox="865 651 1197 685">(退職手当の支払の差止め)</p> <p data-bbox="820 707 1394 931">第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p data-bbox="852 954 1394 1267">(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p data-bbox="852 1290 1000 1323">(2) (略)</p> <p data-bbox="820 1346 1085 1379">2から4まで (略)</p> <p data-bbox="820 1402 1394 1906">5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="852 1928 1000 1962">(1) (略)</p>

新	旧
<p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6から10まで (略)</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6から10まで (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

新	旧
<p>2から6まで (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2から6まで (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2から6まで (略)</p> <p>第20条 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑</p>	<p>2から6まで (略)</p> <p>第20条 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑</p>

新	旧
<p>事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5から8まで（略）</p> <p>第22条－第24条（略）</p>	<p>事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5から8まで（略）</p> <p>第22条－第24条（略）</p>

(4) 大田区区民等特別表彰条例（平成27年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 671 416">○大田区区民等特別表彰条例</p> <p data-bbox="564 439 788 472">平成27年3月12日</p> <p data-bbox="651 490 788 524">条例第2号</p> <p data-bbox="220 595 596 629">第1条から第4条まで（略）</p> <p data-bbox="264 651 405 685">（欠格条項）</p> <p data-bbox="220 707 788 786">第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。</p> <p data-bbox="252 808 788 842">(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられている者</p> <p data-bbox="252 864 788 943">(2) その他表彰することが適当でないと認められる者</p> <p data-bbox="220 965 596 999">第6条から第8条まで（略）</p>	<p data-bbox="906 383 1273 416">○大田区区民等特別表彰条例</p> <p data-bbox="1166 439 1390 472">平成27年3月12日</p> <p data-bbox="1252 490 1390 524">条例第2号</p> <p data-bbox="821 595 1198 629">第1条から第4条まで（略）</p> <p data-bbox="866 651 1007 685">（欠格条項）</p> <p data-bbox="821 707 1390 786">第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。</p> <p data-bbox="853 808 1390 842">(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられている者</p> <p data-bbox="853 864 1390 943">(2) その他表彰することが適当でないと認められる者</p> <p data-bbox="821 965 1198 999">第6条から第8条まで（略）</p>

(5) 職員の退職管理に関する条例（令和6年条例第43号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 703 416">○職員の退職管理に関する条例</p> <p data-bbox="564 439 788 517">令和6年7月3日 条例第43号</p> <p data-bbox="220 595 475 629">第1条－第9条 略</p> <p data-bbox="264 651 427 685">(委員の解職)</p> <p data-bbox="220 707 788 831">第10条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。</p> <p data-bbox="252 853 788 1290">(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (3) 心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。 (4) 前条第3項前段の規定に違反したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると区長が認めるとき。</p> <p data-bbox="220 1312 360 1346">第11条 略</p>	<p data-bbox="904 383 1303 416">○職員の退職管理に関する条例</p> <p data-bbox="1165 439 1388 517">令和6年7月3日 条例第43号</p> <p data-bbox="818 595 1074 629">第1条－第9条 略</p> <p data-bbox="863 651 1026 685">(委員の解職)</p> <p data-bbox="818 707 1388 831">第10条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。</p> <p data-bbox="850 853 1388 1290">(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (3) 心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。 (4) 前条第3項前段の規定に違反したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると区長が認めるとき。</p> <p data-bbox="818 1312 959 1346">第11条 略</p>

(6) 大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 587 412">○大田区特別区税条例</p> <p data-bbox="564 439 788 468">昭和39年12月15日</p> <p data-bbox="651 490 788 519">条例第52号</p> <p data-bbox="220 598 596 627">第1条から第65条まで（略）</p> <p data-bbox="252 651 788 725">（入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪）</p> <p data-bbox="220 752 788 1070">第66条 前条第1項の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="220 1095 788 1361">2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p>	<p data-bbox="906 383 1189 412">○大田区特別区税条例</p> <p data-bbox="1171 439 1394 468">昭和39年12月15日</p> <p data-bbox="1257 490 1394 519">条例第52号</p> <p data-bbox="820 598 1197 627">第1条から第65条まで（略）</p> <p data-bbox="852 651 1394 725">（入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪）</p> <p data-bbox="820 752 1394 1070">第66条 前条第1項の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="820 1095 1394 1361">2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</p>

(7) 大田区プールに関する条例（昭和50年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 671 416">○大田区プールに関する条例</p> <p data-bbox="564 439 788 472">昭和50年3月18日</p> <p data-bbox="651 490 788 524">条例第12号</p> <p data-bbox="220 595 596 629">第1条から第9条まで（略）</p> <p data-bbox="268 651 341 685">（罰則）</p> <p data-bbox="220 707 788 831">第10条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="252 853 788 931">（1）第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者</p> <p data-bbox="252 954 788 1032">（2）第8条の規定による命令に違反した者</p> <p data-bbox="220 1055 596 1088">第11条から第13条まで（略）</p>	<p data-bbox="906 383 1273 416">○大田区プールに関する条例</p> <p data-bbox="1166 439 1390 472">昭和50年3月18日</p> <p data-bbox="1252 490 1390 524">条例第12号</p> <p data-bbox="821 595 1198 629">第1条から第9条まで（略）</p> <p data-bbox="869 651 943 685">（罰則）</p> <p data-bbox="821 707 1390 831">第10条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="853 853 1390 931">（1）第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者</p> <p data-bbox="853 954 1390 1032">（2）第8条の規定による命令に違反した者</p> <p data-bbox="821 1055 1198 1088">第11条から第13条まで（略）</p>

(8) 大田区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成10年条例第68号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 791 461">○大田区情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p data-bbox="564 483 791 568">平成10年10月12日 条例第68号</p> <p data-bbox="220 645 596 730">第1条から第10条まで（略） （罰則）</p> <p data-bbox="220 752 791 882">第11条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p data-bbox="904 383 1391 461">○大田区情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p data-bbox="1163 483 1391 568">平成10年10月12日 条例第68号</p> <p data-bbox="821 645 1198 730">第1条から第10条まで（略） （罰則）</p> <p data-bbox="821 752 1391 882">第11条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(9) 地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成22年条例第44号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 788 461">○地域力を生かした大田区まちづくり 条例</p> <p data-bbox="564 483 788 568">平成22年12月13日 条例第44号</p> <p data-bbox="220 645 596 674">第1条から第64条まで（略）</p> <p data-bbox="304 696 475 725">第8章 罰則</p> <p data-bbox="264 748 347 777">(罰則)</p> <p data-bbox="220 801 788 931">第65条 第29条の2第1項の規定による命令 に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50 万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="264 954 400 983">(両罰規定)</p> <p data-bbox="220 1008 788 1227">第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者が、その法人 又は人の業務に関し、前条の違反行為をし たときは、行為者を罰するほか、その法人又 は人に対して同条の罰金刑を科する。</p>	<p data-bbox="904 383 1388 461">○地域力を生かした大田区まちづくり 条例</p> <p data-bbox="1163 483 1386 568">平成22年12月13日 条例第44号</p> <p data-bbox="820 645 1197 674">第1条から第64条まで（略）</p> <p data-bbox="904 696 1075 725">第8章 罰則</p> <p data-bbox="865 748 948 777">(罰則)</p> <p data-bbox="820 801 1388 931">第65条 第29条の2第1項の規定による命令 に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50 万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="865 954 1000 983">(両罰規定)</p> <p data-bbox="820 1008 1388 1227">第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者が、その法人 又は人の業務に関し、前条の違反行為をし たときは、行為者を罰するほか、その法人又 は人に対して同条の罰金刑を科する。</p>

(10) 大田区行政不服審査法施行条例（平成28年条例第4号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 727 416">○大田区行政不服審査法施行条例</p> <p data-bbox="564 439 788 472">平成28年3月14日</p> <p data-bbox="647 490 788 524">条例第4号</p> <p data-bbox="220 595 596 629">第1条から第8条まで（略）</p> <p data-bbox="264 651 344 685">（罰則）</p> <p data-bbox="220 707 788 831">第9条 第6条の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p data-bbox="904 383 1327 416">○大田区行政不服審査法施行条例</p> <p data-bbox="1163 439 1386 472">平成28年3月14日</p> <p data-bbox="1246 490 1386 524">条例第4号</p> <p data-bbox="818 595 1195 629">第1条から第8条まで（略）</p> <p data-bbox="863 651 943 685">（罰則）</p> <p data-bbox="818 707 1390 831">第9条 第6条の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(11) 大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 791 461">○大田区個人情報の保護に関する法律 施行条例</p> <p data-bbox="564 483 791 566">令和4年12月9日 条例第64号</p> <p data-bbox="220 645 596 678">第1条から第11条まで（略）</p> <p data-bbox="304 696 389 730">付 則</p> <p data-bbox="225 752 485 786">1 から 5 まで （略）</p> <p data-bbox="225 808 791 1223">6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号の2に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="252 1245 791 1368">(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p data-bbox="252 1391 699 1424">(2) 付則第3項第2号に掲げる者</p> <p data-bbox="225 1447 791 1816">7 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="225 1839 344 1872">8 （略）</p>	<p data-bbox="904 383 1391 461">○大田区個人情報の保護に関する法律 施行条例</p> <p data-bbox="1163 483 1391 566">令和4年12月9日 条例第64号</p> <p data-bbox="821 645 1198 678">第1条から第11条まで（略）</p> <p data-bbox="904 696 989 730">付 則</p> <p data-bbox="826 752 1086 786">1 から 5 まで （略）</p> <p data-bbox="826 808 1393 1223">6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号の2に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="852 1245 1393 1368">(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p data-bbox="852 1391 1299 1424">(2) 付則第3項第2号に掲げる者</p> <p data-bbox="826 1447 1393 1816">7 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="826 1839 946 1872">8 （略）</p>

(12) 大田区議会個人情報保護条例（令和5年条例第17号）新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="304 383 703 416">○大田区議会個人情報保護条例</p> <p data-bbox="564 439 788 517">令和5年2月28日 条例第17号</p> <p data-bbox="220 595 475 629">第1条—第54条 略</p> <p data-bbox="304 651 475 685">第6章 罰則</p> <p data-bbox="220 707 788 1312">第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="220 1335 788 1559">第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="220 1581 788 1850">第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="220 1872 475 1906">第58条、第59条 略</p>	<p data-bbox="904 383 1303 416">○大田区議会個人情報保護条例</p> <p data-bbox="1165 439 1388 517">令和5年2月28日 条例第17号</p> <p data-bbox="820 595 1075 629">第1条—第54条 略</p> <p data-bbox="904 651 1075 685">第6章 罰則</p> <p data-bbox="820 707 1388 1312">第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="820 1335 1388 1559">第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="820 1581 1388 1850">第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="820 1872 1075 1906">第58条、第59条 略</p>

大田区長等の給料等に関する条例等の一部改正について

1 改正する条例名

- (1) 大田区長等の給料等に関する条例
- (2) 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 大田区監査委員の給与等に関する条例
- (4) 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (5) 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

2 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅費に係る規定を整備するため、条例を改正する。

3 改正概要

(1) 旅費の種目の改正

現行	改正後
車賃	その他の交通費
宿泊料	宿泊費
(新設)	包括宿泊費
日当	宿泊手当
食卓料	(廃止)
支度料	渡航雑費
旅行雑費	

(2) 旅費の額に係る適用区分の変更

	現行	改正後
区長、 区議会議員、副議長	国家公務員等の旅費に関する法律中内閣総理大臣等中その他の者相当額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令中内閣総理大臣等の職にある者相当額
副区長、教育委員会委員、 選挙管理委員会委員等、 監査委員、教育長、 区議会議員	国家公務員等の旅費に関する法律中指定職の職務にある者相当額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令中指定職職員等の職にある者相当額

4 施行日

令和7年4月1日

5 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

大田区長等の給料等に関する条例 新旧対照表

新	旧												
<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の8種</u>とし、その額は、別表2による。</p> <p>第4条及び第5条 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区長</td> <td style="text-align: center;"><u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)中内閣総理大臣等の職にある者相当額</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副区長</td> <td style="text-align: center;"><u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令中指定職職員等の職にある者相当額</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の第3条第2項及び別表2の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	職名	旅費の額	区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)中内閣総理大臣等の職にある者相当額</u>	副区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令中指定職職員等の職にある者相当額</u>	<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の9種</u>とし、その額は、別表2による。</p> <p>第4条及び第5条 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区長</td> <td style="text-align: center;"><u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中内閣総理大臣等中その他の者相当額</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副区長</td> <td style="text-align: center;"><u>国家公務員等の旅費に関する法律中指定職の職務にある者相当額</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	旅費の額	区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中内閣総理大臣等中その他の者相当額</u>	副区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律中指定職の職務にある者相当額</u>
職名	旅費の額												
区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)中内閣総理大臣等の職にある者相当額</u>												
副区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令中指定職職員等の職にある者相当額</u>												
職名	旅費の額												
区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中内閣総理大臣等中その他の者相当額</u>												
副区長	<u>国家公務員等の旅費に関する法律中指定職の職務にある者相当額</u>												

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月 28 日 条例第11号</p>	<p>○大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月 28 日 条例第11号</p>
<p>第 1 条から第 3 条まで (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第 1 項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の 8 種</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）中指定職職員等の職</u>にある者の旅費相当額とする。</p> <p>別表 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第 4 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第 1 条から第 3 条まで (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第 1 項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の 9 種</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）中指定職の職務</u>にある者の旅費相当額とする。</p> <p>別表 (略)</p>

大田区監査委員の給与等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○大田区監査委員の給与等に関する条例</p> <p>平成4年12月4日 条例第71号</p> <p>第1条及び第2条 (略) (旅費及び費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の8種</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)中指定職職員等の職</u>にある者の旅費相当額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条及び第5条 (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	<p>○大田区監査委員の給与等に関する条例</p> <p>平成4年12月4日 条例第71号</p> <p>第1条及び第2条 (略) (旅費及び費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の9種</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中指定職の職務</u>にある者の旅費相当額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条及び第5条 (略)</p>

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条及び第2条 (略) (旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の8種</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)中指定職職員等の職</u>にある者の旅費相当額とする。</p> <p>第4条から第6条まで (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条及び第2条まで (略) (旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の9種</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中指定職の職務</u>にある者の旅費相当額とする。</p> <p>第4条から第6条まで (略)</p>

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月 28日 条例第10号</p> <p>第 1 条から第 5 条まで (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第 1 項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の 8 種</u>とし、その額は、大田区副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、大田区長相当額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第 6 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p>	<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月 28日 条例第10号</p> <p>第 1 条から第 5 条まで (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第 1 項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の 9 種</u>とし、その額は、大田区副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、大田区長相当額とする。</p> <p>4 (略)</p>

総務財政委員会
令和7年2月26日・27日
総務部 資料4番
所管 人事課

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

育児・介護休業法の改正により、民間において、子の看護休暇の見直し、所定外労働の免除となる子の対象年齢拡大、介護離職防止のための雇用環境整備等が義務化されるのを受け、区においても民間労働法制と同様の制度を実施できるようにするため、条例を改正する。

2 改正概要

- (1) 養育している場合に、職員の請求によって超過勤務が免除される子の対象年齢を、現行の「3歳未満」から「小学校就学の始期に達するまで」に拡大する。
- (2) 「子の看護のための休暇」の名称を「子の看護等のための休暇」に変更する。
- (3) 職員の介護離職防止のために以下の措置を義務付ける。
 - ア 家族介護を申し出た職員に対する介護両立支援制度等（仕事と介護との両立に資する制度又は措置）の周知・意向確認のための面談
 - イ 年度末年齢40歳の職員に対する介護両立支援制度等の周知
 - ウ 介護両立支援制度等に関する研修の実施・相談体制の整備・勤務環境の整備

3 施行日

令和7年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年条例第43号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成10年 3 月10日 条例第43号</p> <p>第 1 条から第 9 条まで （略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第 9 条の 2 （略）</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は 2 親等以内の親族（配偶者の子を除く。）その他規則で定める者（<u>第16条の 4 第 1 項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものと</p>	<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成10年 3 月10日 条例第43号</p> <p>第 1 条から第 9 条まで （略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第 9 条の 2 （略）</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は 2 親等以内の親族（配偶者の子を除く。）その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものと</p>

新	旧
<p>して規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>ける当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p>	<p><u>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p>
<p>第9条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第9条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子</u>の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p>
<p>第9条の4 第1項から第3項まで (略)</p>	<p>第9条の4 第1項から第3項まで (略)</p>
<p>第9条の5から第14条まで (略)</p>	<p>第9条の5から第14条まで (略)</p>
<p>(特別休暇)</p>	<p>(特別休暇)</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。) 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、</p>	<p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。) 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、</p>

新	旧
<p>妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下<u>同じ</u>。）を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条の2及び第16条の3 (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p>	<p>妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下<u>この条において同じ</u>。）を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条の2及び第16条の3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>第17条から第19条まで (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(施行前の準備)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第17条から第19条まで (略)</p>

総務財政委員会
令和7年2月26日・27日
総務部 資料5番
所管 人事課

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

災害応急作業等手当の支給範囲を変更するため、条例を改正する。

2 改正概要

災害応急作業等手当の支給範囲に以下の職員を追加する。

- (1) 災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項に基づく災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、当該区域内において災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事した職員
- (2) 災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に居住し、又は居住していた被災者に対して、当該区域外において対面により支援する業務に従事した職員

3 施行日

令和7年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第3号）新旧対照表

新	旧
○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成11年2月17日 条例第3号	○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成11年2月17日 条例第3号
第1条から第4条まで（略） （災害応急作業等手当）	第1条から第4条まで（略） （災害応急作業等手当）
第5条 <u>災害応急作業等手当は、次に掲げる職員に支給する。</u>	第5条 <u>災害応急作業等手当は、職員が、災害対策本部又はその他の災害関係対策本部が設置された場合において、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u>
(1) <u>区に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部又はその他の災害関係対策本部が設置された場合において、次に掲げる作業に従事した職員</u>	(1) <u>異常な自然現象により重大な風水害が発生した、又は発生するおそれのある河川の堤防又は道路において行う応急作業</u>
ア <u>異常な自然現象により重大な風水害が発生した、又は発生するおそれのある河川の堤防又は道路において行う応急作業</u>	<u>（新設）</u>
イ <u>交通の安全性を確保するために区の管理する道路において行う除雪作業等</u>	<u>（新設）</u>
(2) <u>災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項に基づく災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、当該区域内において災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事した職員</u>	(2) <u>交通の安全性を確保するために区の管理する道路において行う除雪作業等</u>
(3) <u>前号の災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に居住し、又は居住していた被災者に対して、当該区域外において対面により支援する業務に従事した職員</u>	<u>（新設）</u>
2（略）	2（略）
第6条から第10条まで（略）	第6条から第10条まで（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	

総務財政委員会
令和7年2月26日・27日
総務部 資料6番
所管 人事課

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

雇用保険法の改正に伴い、就業手当に関する規定を廃止するほか、規定を整備する。

2 改正概要

第13条 「就業手当」を廃止する。

付則第15項 失業給付の給付日数の延長に関する暫定措置を延長する。

3 施行日

令和7年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第3号）新旧対照表

新	旧
○職員の退職手当に関する条例 昭和32年4月1日 条例第3号	○職員の退職手当に関する条例 昭和32年4月1日 条例第3号
第1条から第12条まで（現行のとおり） （失業者の退職手当）	第1条から第12条まで（略） （失業者の退職手当）
第13条（現行のとおり） 2から7まで（現行のとおり）	第13条（略） 2から7まで（略）
8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
（1）から（3）まで（現行のとおり）	（1）から（3）まで（略）
（4） <u>安定した</u> 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	（4）職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
（5）・（6）（現行のとおり）	（5）・（6）（略）
9から11まで（現行のとおり）	9から11まで（略）
12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する</u> 日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。	12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u> 日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
<u>（1）削除</u>	<u>（1）雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u>
<u>（2）削除</u>	<u>（2）雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
13・14（現行のとおり）	13・14（略）

新	旧
<p>第14条から第24条まで（現行のとおり）</p> <p>付 則</p> <p>1 から14まで（現行のとおり）</p> <p>15 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>」とする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第8項第4号（同条第9項において準用する場合を含む。）及び同条第12項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する</u></p>	<p>第14条から第24条まで（略）</p> <p>付 則</p> <p>1 から14まで（略）</p> <p>15 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>」とする。</p>

新	旧
<p><u>条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。</u></p>	

総務財政委員会
令和7年2月26日・27日
総務部 資料7番
所管 経理管財課

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

議会の議決に付すべき工事又は製造の請負契約の予定価格を引き上げるため、条例を改正する。

2 改正概要

議会の議決に付すべき工事又は製造の請負契約の予定価格を次のように引き上げる。

1億5,000万円 → 1億8,000万円

3 施行日

令和7年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）

新旧対照表

新	旧
<p>○大田区議会の議決に付すべき契約、 財産又は公の施設に関する条例 昭和39年4月1日 条例第5号</p> <p>第1条（略） （議会の議決に付すべき契約）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第5号の規定により議会の 議決に付さなければならない契約は、予定 価格 <u>1億8,000万円</u>以上の工事又は製造の 請負とする。</p> <p>第3条から第5条まで（略）</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行す る。</u></p>	<p>○大田区議会の議決に付すべき契約、 財産又は公の施設に関する条例 昭和39年4月1日 条例第5号</p> <p>第1条（略） （議会の議決に付すべき契約）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第5号の規定により議会の 議決に付さなければならない契約は、予定 価格 <u>1億5,000万円</u>以上の工事又は製造の 請負とする。</p> <p>第3条から第5条まで（略）</p>

総務財政委員会 令和7年2月26日・27日
総務部 資料8番
所管 産業振興課

大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例
(産業のまち未来基金創設、中小企業融資基金廃止)

1 改正理由

区内産業の経営基盤を支え、新産業創出・企業成長を促進することを目的として、新たに産業振興に活用する基金を創設するため、本条例の基金に「産業のまち未来基金」を追加する。

なお、大田区中小企業融資基金条例（昭和42年条例第25条）については、これまで融資の呼び水や金融機関の負担軽減を図るための役割を果たしてきたが、金融機関への調査等により検討した結果、本基金による預金を前提としなくとも大田区中小企業融資あっせん制度の運用継続が可能と判断できたため廃止する。

2 条例内容

別紙「議案文」のとおり

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行年月日

令和7年4月1日

第 19 号議案

大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例

(大田区積立基金条例の一部改正)

第 1 条 大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

産業のまち未来基金
みどり基金

(大田区中小企業融資基金条例の廃止)

第 2 条 大田区中小企業融資基金条例（昭和 42 年条例第 25 号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(大田区中小企業融資基金条例の廃止に伴う経過措置)

2 大田区中小企業融資基金条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 4 号）付則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の大田区中小企業融資基金条例（以下「旧条例」という。）第 6 条及び第 7 条の規定は、第 2 条の規定の施行後も、旧条例第 6 条に規定する別に定める資金の融資の償還が完了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 7 条中「特別の事由があると認めるときは、大田区中小企業融資あつせん審査会の審査に付し」とあるのは、「特別の事由があると認めるときは」とする。

(提案理由)

中小企業融資基金を廃止し、産業のまち未来基金を設置するほか、みどり基金を設置するため、条例を改正し及び廃止する必要があるので、この案を提出する。

総務財政委員会	
令和7年2月26日・27日	
総務部	資料8番
所管	都市計画課

大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例

(みどり基金創設)

1 改正理由

緑豊かで快適な都市の形成を目指し、都市に残された魅力ある貴重なみどりを地域共有の財産として保全し、未来へ引き継いでいくことを目的として、区民、事業者、各団体や行政等における連携の下、みどり施策をさらに推進していくため。

2 改正内容について

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行予定日

令和7年4月1日

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）新旧対照表

新	旧
○大田区積立基金条例	○大田区積立基金条例
昭和 39 年 4 月 1 日	昭和 39 年 4 月 1 日
条例第 8 号	条例第 8 号
第 1 条から第 7 条まで（略）	第 1 条から第 7 条まで（略）
別表（第 1 条関係）	別表（第 1 条関係）
名称	名称
公共施設整備資金積立基金	公共施設整備資金積立基金
減債基金	減債基金
羽田空港対策積立基金	羽田空港対策積立基金
文化振興基金	文化振興基金
自転車等駐車場整備資金積立基金	自転車等駐車場整備資金積立基金
地域力応援基金	地域力応援基金
福祉事業積立基金	福祉事業積立基金
新空港線整備及びまちづくり資金積立基金	新空港線整備及びまちづくり資金積立基金
勝海舟基金	勝海舟基金
防災対策基金	防災対策基金
子ども生活応援基金	子ども生活応援基金
大学等進学応援基金	大学等進学応援基金
<u>産業のまち未来基金</u>	<u>（新設）</u>
<u>みどり基金</u>	<u>（新設）</u>
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

総務財政委員会 令和7年2月 26・27 日
総務部 資料9番
所管 総務課

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

(建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴う一部改正)

1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号・令和7年4月1日施行）による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の改正に伴い、必要な手数料を定めるほか、建築確認申請手数料等及び省エネ適合判定手数料等を改正するため、大田区手数料条例の一部を改正する。

2 改正概要

(1) 建築確認手数料及び完了検査手数料の改正・新設

ア 構造関係規定の審査時間の増加に伴い、建築確認申請手数料、計画通知申請手数料及び完了検査申請手数料を改正する。

イ 原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けされることに伴い、建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）を仕様基準（簡易な手続き）で確認する場合の上乗せ手数料を新設する。

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の改正

省エネ基準への適合が義務付けされることに伴い、当該手数料を改正する。

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の改正

新規評価方法への対応のため当該手数料を改正する。

(4) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の廃止

省エネ基準に適合している旨の認定制度が廃止されることに伴い、当該手数料を廃止する。

(5) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の改正

建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定の審査所要時間と共通のものであることから当該手数料を改正する。

(6) その他規定を整備する。

3 施行日

令和7年4月1日

建築基準法改正概要

構造関係の審査特例の縮小

●省エネ化等に伴い、重量化する建築物の構造安全性の基準適合を審査を通じて担保する。

改正前

- ・ 2階以下かつ500㎡以下の木造建築物
 - ・ 平屋かつ200㎡以下の非木造建築物
- 【構造関係規定は審査省略】

審査時間の増加



改正後

- ・ 2階以上又は200㎡超の建築物

【構造関係規定の審査が新たに追加】

- ・ 平屋かつ200㎡以下の建築物

【構造関係規定は審査省略】

建築物省エネ法改正概要

省エネ基準適合義務の対象について

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで(略) 別表第1（第2条関係）				○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで(略) 別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期
1 から71 まで (略)	(略)	(略)	(略)	1 から71 まで (略)	(略)	(略)	(略)
72	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の3第1項又は第18条第2項及び第5項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等の計画に関する確認申請又は通知（以下この項において「確認申	1 建築物の建築の計画に関する確認申請等手数料 当該新築、増築、改築又は移転（同一敷地内において移転する場合を除く。）に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>6,900円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>13,000円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超	確認申請又は通知のとき	72	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の3第1項又は第18条第2項及び第4項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等の計画に関する確認申請又は通知（以下この項において「確認申	1 建築物の建築の計画に関する確認申請等手数料 当該新築、増築、改築又は移転（同一敷地内において移転する場合を除く。）に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>5,600円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>9,400円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超	確認申請又は通知のとき

新			旧		
請等」という。)に対する審査	え、500平方メートル以内のもの		請等」という。)に対する審査	え、500平方メートル以内のもの	
	(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	35,000円		(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	35,000円
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000円		(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000円
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	146,000円		(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	146,000円
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1,249,000円		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1,249,000円
	(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	5,474,000円		(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	5,474,000円
	2 建築物の移転（同一敷地内において移転する場合に限る。）、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の計画に関する確認申請等手数料 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、1に掲げる額	確認申請又は通知のとき		2 建築物の移転（同一敷地内において移転する場合に限る。）、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の計画に関する確認申請等手数料 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、1に掲げる額	確認申請又は通知のとき
	3 確認を受けた建築物の建築等の計画の変更計画に関する確認申請等手数料 当該変更計画に係る建築等に係る部分の床面積に2分の	確認申請又は通知のとき		3 確認を受けた建築物の建築等の計画の変更計画に関する確認申請等手数料 当該変更計画に係る建築等に係る部分の床面積に2分の	確認申請又は通知のとき

新		旧	
	<p>1 を乗じて得た面積の合計に応じ、1 に掲げる額</p> <p>4 特定建築基準適合審査手数料 確認申請又は通知のとき</p> <p>建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を要する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとにその床面積に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの 円 156,000</p> <p>(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 円 209,000</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 円 240,000</p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 円 319,000</p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるもの 円 587,000</p> <p>5 構造計算適合性判定手数料 建築構造計</p>		<p>1 を乗じて得た面積の合計に応じ、1 に掲げる額</p> <p>4 特定建築基準適合審査手数料 確認申請又は通知のとき</p> <p>建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を要する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとにその床面積に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの 円 156,000</p> <p>(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 円 209,000</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 円 240,000</p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 円 319,000</p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるもの 円 587,000</p> <p>5 構造計算適合性判定手数料 建築構造計</p>

新		旧			
	<p>築基準法第6条の3第1項又は<u>第18条第5項</u>に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分の床面積に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 構造計算が建築基 111,000 準法第20条第1項第 円 2号イに規定するプ ログラム又は同項第 3号イに規定するプ ログラム（以下これ らを「大臣認定プロ グラム」という。） により行われたもの</p> <p>イ 構造計算が大臣認 159,000 定プログラム以外の 円 方法により行われた もの</p> <p>(2) 1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの</p> <p>ア 構造計算が大臣認 137,000 定プログラムにより 円 行われたもの</p> <p>イ 構造計算が大臣認 212,000 定プログラム以外の 円 方法により行われた もの</p> <p>(3) 2,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの</p>	算適合 性判定 申請の とき		<p>築基準法第6条の3第1項又は<u>第18条第4項</u>に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分の床面積に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの</p> <p>ア 構造計算が建築基 111,000 準法第20条第1項第 円 2号イに規定するプ ログラム又は同項第 3号イに規定するプ ログラム（以下これ らを「大臣認定プロ グラム」という。） により行われたもの</p> <p>イ 構造計算が大臣認 159,000 定プログラム以外の 円 方法により行われた もの</p> <p>(2) 1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの</p> <p>ア 構造計算が大臣認 137,000 定プログラムにより 円 行われたもの</p> <p>イ 構造計算が大臣認 212,000 定プログラム以外の 円 方法により行われた もの</p> <p>(3) 2,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの</p>	算適合 性判定 申請の とき

新		旧		
	ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 150,000円		ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 150,000円	
	イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 243,000円		イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 243,000円	
	(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	
	ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 190,000円		ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 190,000円	
	イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 322,000円		イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 322,000円	
	(5) 50,000平方メートルを超えるもの		(5) 50,000平方メートルを超えるもの	
	ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 322,000円		ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 322,000円	
	イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 590,000円		イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 590,000円	
6	建築設備の設置の計画に関する確認申請等手数料 (1) 建築設備を設置する場合 ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 9,600円	確認申請又は通知のとき	6 建築設備の設置の計画に関する確認申請等手数料 (1) 建築設備を設置する場合 ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 9,600円	確認申請又は通知のとき

新		旧					
	イ 小荷物専用昇降機 4,300円 ウ ア及びイ以外の建 9,600円 築設備 (2) 確認を受けた建 築設備の設置の計画を 変更して建築設備を設 置する場合 ア 昇降機(小荷物専 5,400円 用昇降機を除く。) イ 小荷物専用昇降機 3,300円 ウ ア及びイ以外の建 5,400円 築設備 7 工作物の築造の計画に関する確 認申請等手数料 (1) 工作物を築造す 8,500円 る場合 (2) 確認を受けた工 4,300円 作物の築造の計画を変 更して工作物を築造す る場合	確認申 請又は 通知の とき	イ 小荷物専用昇降機 4,300円 ウ ア及びイ以外の建 9,600円 築設備 (2) 確認を受けた建 築設備の設置の計画を 変更して建築設備を設 置する場合 ア 昇降機(小荷物専 5,400円 用昇降機を除く。) イ 小荷物専用昇降機 3,300円 ウ ア及びイ以外の建 5,400円 築設備 7 工作物の築造の計画に関する確 認申請等手数料 (1) 工作物を築造す 8,500円 る場合 (2) 確認を受けた工 4,300円 作物の築造の計画を変 更して工作物を築造す る場合	確認申 請又は 通知の とき			
73	建築基準法第7 条第1項又は第1 8条第20項(同法 第87条の4又は 第88条第1項若 しくは第2項に おいて準用する 場合を含む。)の 規定に基づく 建築物等の建築 等の工事に関する 完了検査申請 又は通知(以下	1 建築物の建築の工事に関する完 了検査申請等手数料 当該新築、 増築、改築又は移転(同一敷地内 において移転する場合を除く。)に 係る部分の床面積の合計に応 じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が3 <u>15,000</u> 0平方メートル以内の <u>円</u> もの (2) 床面積の合計が3 <u>17,000</u> 0平方メートルを超 <u>円</u> え、100平方メートル 以内のもの	検査申 請又は 通知の とき	73	建築基準法第7 条第1項又は第1 8条第16項(同法 第87条の4又は 第88条第1項若 しくは第2項に おいて準用する 場合を含む。)の 規定に基づく 建築物等の建築 等の工事に関する 完了検査申請 又は通知(以下	1 建築物の建築の工事に関する完 了検査申請等手数料 当該新築、 増築、改築又は移転(同一敷地内 において移転する場合を除く。)に 係る部分の床面積の合計に応 じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が3 <u>11,000</u> 0平方メートル以内の <u>円</u> もの (2) 床面積の合計が3 <u>12,000</u> 0平方メートルを超 <u>円</u> え、100平方メートル 以内のもの	検査申 請又は 通知の とき

新		旧			
この項において「完了検査申請等」という。（同法第7条の3第4項又は第18条第29項（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき中間検査を受けた建築物等の建築等の工事に関する完了検査申請等を除く。）に対する審査	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	25,000 円	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	16,000 円	
	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	31,000 円	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	23,000 円	
	(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	37,000 円	(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	37,000 円	
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	52,000 円	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	52,000 円	
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	124,000 円	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	124,000 円	
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	199,000 円	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	199,000 円	
	(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	396,000 円	(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	396,000 円	
	2 建築物の移転（同一敷地内において移転する場合に限る。）、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事に関する完了検査申請等手数料 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積に2分の1	検査申請又は通知のとき		検査申請又は通知のとき	

新		旧					
	<p>を乗じて得た面積の合計に応じ、1に掲げる額</p> <p>3 建築設備の設置の工事に関する完了検査申請等手数料</p> <p>(1) 昇降機（小荷物 13,000円 専用昇降機を除く。）</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 8,600円</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の建築設備 13,000円</p> <p>4 工作物の築造の工事 9,600円</p>	<p>検査申請又は通知のとき</p> <p>検査申請又は通知のとき</p>	<p>を乗じて得た面積の合計に応じ、1に掲げる額</p> <p>3 建築設備の設置の工事に関する完了検査申請等手数料</p> <p>(1) 昇降機（小荷物 13,000円 専用昇降機を除く。）</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 8,600円</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の建築設備 13,000円</p> <p>4 工作物の築造の工事 9,600円</p>	<p>検査申請又は通知のとき</p> <p>検査申請又は通知のとき</p>			
74	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等の工事に関する完了検査申請又は通知（以下この項において「完了検査申請等」という。）（同法第7条の3第4項又は第18条第29項（同法</p>	<p>1 中間検査を受けた建築物の建築の工事に関する完了検査申請等手数料 中間検査を受けた建築物の新築、増築、改築又は移転（同一敷地内において移転する場合を除く。）に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>12,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>16,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>23,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの <u>29,000円</u></p>	<p>検査申請又は通知のとき</p>	74	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第16項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等の工事に関する完了検査申請又は通知（以下この項において「完了検査申請等」という。）（同法第7条の3第4項又は第18条第20項（同法</p>	<p>1 中間検査を受けた建築物の建築の工事に関する完了検査申請等手数料 中間検査を受けた建築物の新築、増築、改築又は移転（同一敷地内において移転する場合を除く。）に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>9,900円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>11,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの <u>21,000円</u></p>	<p>検査申請又は通知のとき</p>

新		旧		
第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき中間検査を受けた建築物等の建築等の工事に関する完了検査申請等に限る。)に対する審査	00平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	円	円	
	(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	36,000円	36,000円	
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000円	49,000円	
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	115,000円	115,000円	
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	186,000円	186,000円	
	(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	383,000円	383,000円	
	2 中間検査を受けた建築物の移転(同一敷地内において移転する場合に限る。)、大規模の修繕又は大規模の様替の工事に関する完了検査申請等手数料	当該移転、修繕又は様替の工事に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、1に掲げる額	検査申請又は通知のとき	検査申請又は通知のとき
	3 中間検査を受けた建築設備の設置の工事に関する完了検査申請等	検査申請又は	検査申請又は	検査申請又は

新				旧			
		手数料 (1) 昇降機 (小荷物 13,000円 専用昇降機を除く。) 円 (2) 小荷物専用昇降機 8,400円 (3) (1)及び(2)以外の建築設備 13,000円 4 中間検査を受けた工作物の築造の工事に関する完了検査申請等手数料 9,000円	通知のとき 検査申請又は通知のとき			手数料 (1) 昇降機 (小荷物 13,000円 専用昇降機を除く。) 円 (2) 小荷物専用昇降機 8,400円 (3) (1)及び(2)以外の建築設備 13,000円 4 中間検査を受けた工作物の築造の工事に関する完了検査申請等手数料 9,000円	通知のとき 検査申請又は通知のとき
75	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第28項 (同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等の建築等の工事に関する中間検査の申請又は通知 (以下この項において「中間検査申請等」という。)に対する審査	1 建築物の建築の工事に関する中間検査申請等手数料 中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 9,900円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円	検査申請又は通知のとき	75	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第19項 (同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等の建築等の工事に関する中間検査の申請又は通知 (以下この項において「中間検査申請等」という。)に対する審査	1 建築物の建築の工事に関する中間検査申請等手数料 中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 9,900円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円	検査申請又は通知のとき

新		旧	
	ル以内のもの (6) 床面積の合計が 46,000 1,000平方メートルを 円 超え、2,000平方メー トル以内のもの (7) 床面積の合計が 104,000 2,000平方メートルを 円 超え、10,000平方メ ートル以内のもの (8) 床面積の合計が1 167,000 0,000平方メートルを 円 超え、50,000平方メ ートル以内のもの (9) 床面積の合計が5 341,000 0,000平方メートルを 円 超えるもの		
2	建築物の移転（同一敷地内にお いて移転する場合に限る。）、大 規模の修繕又は大規模の模様替え の工事に関する中間検査申請等 手数料 当該移転、修繕又は模様替 えに係る部分の床面積に2分の1 を乗じて得た面積の合計に応じ、 1に掲げる額	検査申 請又は 通知の とき	
3	建築設備の設置の工事に関する 中間検査申請等手数料 (1) 昇降機（小荷物 12,000 専用昇降機を除く。） 円 (2) 小荷物専用昇降 8,300円 機 (3) (1)及び(2)以 12,000 外の建築設備 円	検査申 請又は 通知の とき	
4	工作物の築造の工事 9,100円	検査申	
	ル以内のもの (6) 床面積の合計が 46,000 1,000平方メートルを 円 超え、2,000平方メー トル以内のもの (7) 床面積の合計が 104,000 2,000平方メートルを 円 超え、10,000平方メ ートル以内のもの (8) 床面積の合計が1 167,000 0,000平方メートルを 円 超え、50,000平方メ ートル以内のもの (9) 床面積の合計が5 341,000 0,000平方メートルを 円 超えるもの		
2	建築物の移転（同一敷地内にお いて移転する場合に限る。）、大 規模の修繕又は大規模の模様替え の工事に関する中間検査申請等 手数料 当該移転、修繕又は模様替 えに係る部分の床面積に2分の1 を乗じて得た面積の合計に応じ、 1に掲げる額	検査申 請又は 通知の とき	
3	建築設備の設置の工事に関する 中間検査申請等手数料 (1) 昇降機（小荷物 12,000 専用昇降機を除く。） 円 (2) 小荷物専用昇降 8,300円 機 (3) (1)及び(2)以 12,000 外の建築設備 円	検査申 請又は 通知の とき	
4	工作物の築造の工事 9,100円	検査申	

新				旧			
		に関する中間検査申請 等手数料	請又は 通知の とき			に関する中間検査申請 等手数料	請又は 通知の とき
76	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号 (同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受け126,000円 る前における建築物の仮使用認定申請手数料	認定申請のとき	76	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号 (同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受け126,000円 る前における建築物の仮使用認定申請手数料	認定申請のとき
76の2から137 (略)	(略)	(略)	(略)	76の2から137 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (第2条関係)

項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収時期
1	都市の低炭素化の促進に関する	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係	

別表第2 (第2条関係)

項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収時期
1	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額	

新				旧				
法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	5,800円	認定申請のとき	24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	4,700円	認定申請のとき	
	(1) 申請に併せて区分長が指定する者（以下この表において「適性確認」という。）が作成した法第54条第1項各に掲	一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び別表第3において同じ。）	一戸建て住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(1) 申請に併せて区分長が指定する者（以下この表において「適性確認」という。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提	一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）	4,700円	認定申請のとき
		一戸建て住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円		共同住宅住戸の部分（人の居住の用に供する部分に限る。以下この表において同じ。）	4,700円	認定申請のとき
		一戸建て住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円		共同住宅住戸の部分（人の居住の用に供する部分に限る。以下この表において同じ。）	9,400円	認定申請のとき
					建築物の総戸数が1戸以上5戸以下のもの	16,000円	認定申請のとき	
					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの			
					建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの			

新				旧			
基準に合てると示書が 出れ場合 る 適 し い こ を す 類 提 された		<u>のもの</u> <u>当該部分</u>	<u>94,700</u> <u>円</u>	出され た場合		<u>建築物の総</u>	<u>27,000</u> <u>円</u>
		<u>の床面積</u> <u>の合計が</u>			<u>戸数が11戸</u> <u>以上25戸以</u> <u>下のもの</u>		
		<u>5,000平方</u> <u>メートル</u> <u>以上10,00</u> <u>0平方メー</u> <u>トル未満</u> <u>のもの</u>					
		<u>当該部分</u>	<u>119,000</u> <u>円</u>		<u>建築物の総</u>	<u>45,000</u> <u>円</u>	
		<u>の床面積</u> <u>の合計が1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル</u> <u>のもの</u>			<u>戸数が26戸</u> <u>以上50戸以</u> <u>下のもの</u>		
		<u>削る</u>	<u>削る</u>		<u>建築物の総</u>	<u>82,000</u> <u>円</u>	
		<u>削る</u>	<u>削る</u>		<u>戸数が51戸</u> <u>以上100戸</u> <u>以下のもの</u>		
	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>建築物の総</u>	<u>131,00</u> <u>0円</u>			
				<u>戸数が101</u> <u>戸以上200</u> <u>戸以下のも</u> <u>の</u>			
	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>建築物の総</u>	<u>170,00</u> <u>0円</u>			
				<u>戸数が201</u> <u>戸以上300</u> <u>戸以下のも</u> <u>の</u>			
	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>建築物の総</u>	<u>185,00</u> <u>0円</u>			
				<u>戸数が301</u> <u>戸以上のも</u> <u>の</u>			

新				旧				
		削る	削る			共用廊下等の部分 (住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300 円
			削る				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000 円
			削る				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000 円
			削る				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000 円
			削る				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以内のもの	126,000 円

新				旧			
							ルを超え10,000平方メートル以内のもの
			削る		削る		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
							当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
			削る		削る		非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外をいう。以下この表において同じ。）
		非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
							当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

新				旧			
		当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル <u>以上</u> 2,000 平方メー トル <u>未満</u> のもの	<u>31,600</u> 円			計が1,000 平方メー トル <u>を越え</u> 2, 000平方メ ートル <u>以内</u> のもの	
		当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル <u>以上</u> 5,000 平方メー トル <u>未満</u> のもの	<u>94,300</u> 円			当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トル <u>を越え</u> 5, 000平方メ ートル <u>以内</u> の もの	<u>80,000</u> 円
		当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル <u>以上</u> 10,00 0平方メー トル <u>未満</u> のもの	<u>149,000</u> 円			当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル <u>を越え</u> 1 0,000平方 メートル <u>以 内</u> のもの	<u>126,00</u> <u>0円</u>
		当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル <u>のもの</u>	<u>188,000</u> 円			当該部分の 床面積の合 計が10,000 平方メー トル <u>を越え</u> 2 5,000平方 メートル <u>以 内</u> のもの	<u>160,00</u> <u>0円</u>

新					旧				
								当該部分の 床面積の合 計が25,000 平方メート ルを超える もの	200,00 0円
			削る	削る					
		削る	削る	削る		その他の 建築物	建築物の延べ面積が30 0平方メートル以内の もの	9,300 円	
			削る	削る			建築物の延べ面積が30 0平方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	16,000 円	
			削る	削る			建築物の延べ面積が1, 000平方メートルを超 え2,000平方メートル 以内のもの	26,000 円	
			削る	削る			建築物の延べ面積が2, 000平方メートルを超 え5,000平方メートル 以内のもの	80,000 円	
			削る	削る			建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの	126,00 0円	
			削る	削る			建築物の延べ面積が1 0,000平方メートルを 超え25,000平方メート ル以内のもの	160,00 0円	
			削る	削る			建築物の延べ面積が2 5,000平方メートルを 超えるもの	200,00 0円	
(2)	一戸建	誘導仕様基準	当該部分	20,700	(2)	そ	一戸建て誘導仕様基準 (建築物	21,000	

新				旧				
	(1) 以外の場合	住宅	(住宅部分の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)による場合	の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	円	他の住宅の場合	エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	円
			仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,200円		誘導仕様基準以外による場合	35,000円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	30,100円				
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円				

新				旧			
			分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3の4の項及び5の項において同じ。)による場合				
			標準計算法(基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3の4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円		
			標準計算法(基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3の4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円		

新				旧						
	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円	共同住宅等	住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの				39,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの				56,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの				80,000円	
			削る	削る	建築物の総戸数が26戸				120,000円	

新				旧					
							以上50戸以下のもの		
			削る				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000円	
			削る				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円	
			削る				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円	
			削る				建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000円	
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円			誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル	100,000円				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円

新				旧			
		ル未満のもの				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円				
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	304,000円			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
		削る	削る			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
		削る	削る			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
						建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円

新					旧				
				の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	円				
				当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	390,000 円				新設
		削る	削る	削る	削る		共用廊下 等の部分	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以内のもの	109,00 0円
			削る	削る	削る			当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル を超え1,00 0平方メー トル以内の もの	138,00 0円
			削る	削る	削る			当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え2, 000平方メ ートル以内	180,00 0円

新					旧							
										のもの		
				削る						当該部分の	280,00	
										床面積の合	0円	
										計が2,000		
										平方メート		
										ルを超え5,		
										000平方メ		
										ートル以内		
										のもの		
				削る						当該部分の	359,00	
										床面積の合	0円	
										計が5,000		
										平方メート		
										ルを超え1		
										0,000平方		
										メートル以		
										内のもの		
				削る						当該部分の	429,00	
										床面積の合	0円	
										計が10,000		
										平方メート		
										ルを超え2		
										5,000平方		
										メートル以		
										内のもの		

新				旧						
			削る				削る		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
非住宅部分	モデル建築物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び基準省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未	削る	102,000円		非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	削る	129,000円			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円		
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	削る	171,000円			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円		
		当該部分の床面積の合計が	削る	276,000円			当該部分の床面積の合計が2,000	546,000円		

新				旧				
		<p>下この表並びに別表第3の4の項及び5の項において同じ。)による場合</p> <p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの</p> <p>削る</p> <p>標準入力法等(実際の設計仕様の</p>	<p>266,000円</p> <p>361,000円</p> <p>434,000円</p> <p>削る</p> <p>266,000円</p>				<p>平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>新設</p>	<p>670,000円</p> <p>789,000円</p> <p>900,000円</p>

新					旧				
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの					
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	896,000円				新設
	削る	削る		削る		削る		その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの
				削る		削る			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
				削る		削る			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
				削る		削る			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
				削る		削る			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
				削る		削る			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを
									242,000円
									0円
									300,000円
									0円
									384,000円
									0円
									546,000円
									0円
									670,000円
									0円
									789,000円
									0円

新					旧				
				削る					削る
								<u>超え25,000平方メートル以内のもの</u> <u>建築物の延べ面積が2,900,005,000平方メートルを</u> <u>超えるもの</u>	900,000円
2	法第55条第1項	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) 一戸建て住宅 申請に併せて適合性確認機が作成した法第54条第1項各に掲げる	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) 申請に併せて適合性確認機が作成した法第54条第1項各に掲げる	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査
			一戸建て住宅 住宅部分 住宅以外の建築物	4,100円 8,000円 00平方メートル未満のもの 16,700円 00平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	変更認定申請のとき			3,300円 3,300円 6,600円	変更認定申請のとき

新				旧				
基準に適合していると示書が出れ 場合 準 適 しい こ を す 類 提 された		もの		示す書 類が提 出され た場合				
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000 円			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000 円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500 円			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000 円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	83,500 円		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000 円		

新				旧					
			削る				削る	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円
			削る				削る	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円
			削る				削る	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円
			削る				削る	建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円
		削る	削る			共用廊下等の部分	削る	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
			削る				削る	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円

新				旧			
		削る	削る			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
		削る	削る			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
		削る	削る			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
		削る	削る			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
		削る	削る			当該部分の	140,000円

新				旧				
							床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	0円
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方	66,100円			当該部分の床面積の合計が2,000	56,000円

新				旧			
			メートル以上5,000平方メートル未満のもの				平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	132,000円			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
			削る	削る			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
	削る	削る				その他の建築物	建築物の延べ面積が30平方メートル以内のもの
							削る
		削る					建築物の延べ面積が30平方メートルを超えるもの
							削る

新				旧					
			上のもの						
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100 円			誘導仕様基準以外による場合	18,000 円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300 円			新設		
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300 円			新設		
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500 円			新設		
一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800 円	共同住宅等	住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	15,000 円
			当該部分の床面積	46,500 円				建築物の総戸数が2戸以上5戸以	27,000 円

新				旧			
			の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの				下のもの
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	84,800 円			建築物の総 戸数が6戸 以上10戸以 下のもの
			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のもの	127,000 円			建築物の総 戸数が11戸 以上25戸以 下のもの
			削る	削る			建築物の総 戸数が26戸 以上50戸以 下のもの
			削る	削る			建築物の総 戸数が51戸 以上100戸 以下のもの

新				旧					
			削る	削る			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	184,000円	
			削る	削る			建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	241,000円	
			削る	削る			建築物の総戸数が301戸以上のもの	278,000円	
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円			誘導基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円			合	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
			当該部分の床面積の合計が	122,000円				建築物の総戸数が6戸以上10戸以	52,000円

新				旧			
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				下のもの
			当該部分の床面積の合計が	179,000			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル	213,000			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
			削る		削る		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
			削る		削る		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
			削る		削る		建築物の総戸数が201戸以上のもの

新				旧					
							戸以上300 戸以下の の		
			削る				削る		
								建築物の総 戸数が301 戸以上のも の	342,00 0円
			標準計算法 による場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	56,800 円		新設	新設	
				当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	94,600 円			新設	
				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	161,000 円			新設	
				当該部分 の床面積	231,000 円			新設	

新				旧			
							のもの
		削る	削る				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
							205,000円
		削る	削る				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
							247,000円
		削る	削る				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
							290,000円
非住宅	モデル建物	当該部分	71,600	非住宅の	当該部分の		123,000

新				旧			
		宅部分	法による場の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
			当該部分				当該部分の
			91,100円				154,000円
			119,000円				198,000円
			193,000円				290,000円
			253,000円				361,000円

新				旧			
			の床面積 の合計が 5,000平方 メートル <u>以上</u> 10,00 0平方メー トル <u>未</u> 満 のもの				床面積の合 計が5,000 平方メー トル <u>を</u> 超え1 0,000平方 メートル <u>以</u> <u>内</u> のもの
			当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル <u>のもの</u>	304,000 円			当該部分の 床面積の合 計が10,000 平方メー トル <u>を</u> 超え2 5,000平方 メートル <u>以</u> <u>内</u> のもの
			<u>削る</u>		<u>削る</u>		当該部分の 床面積の合 計が25,000 平方メー トル <u>を</u> 超える <u>もの</u> 新設
			標準入力法 等による場 合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	186,000 円		新設
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ	234,000 円			新設

新				旧			
			一トール以上1,000平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの	301,000			新設
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの	430,000			新設
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	531,000			新設
			当該部分	627,000			新設

新						旧					
					の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの						
		削る	削る		削る				その他の建築物	建築物の延べ面積が30 0平方メートル以内の もの	123,00 0円
					削る					建築物の延べ面積が30 0平方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	154,00 0円
					削る					建築物の延べ面積が1, 000平方メートルを超 え2,000平方メートル 以内のもの	198,00 0円
					削る					建築物の延べ面積が2, 000平方メートルを超 え5,000平方メートル 以内のもの	290,00 0円
					削る					建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの	361,00 0円
					削る					建築物の延べ面積が1 0,000平方メートルを 超え25,000平方メート	427,00 0円

新							旧							
											ル以内のもの			
					削る	削る								
												建築物の延べ面積が2491,00	5,000平方メートルを	0円
												超えるもの		

別表第3（第2条関係）

項	事務	名称及び額（1件につき）			徴収時期
1.	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第	<u>建築基準法第6条第4項及び同法第18条第3項に基づく建築物の計画に関する確認の申請に対する審査に併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）。以下この表において同じ。）又は誘導仕様基準審査手数料 次の（1）及び（2）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</u> <u>（1） 一戸建て住宅</u>			確認申請又は計画通知
		当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円		
		当該部分の床面積の合計が30平方メー	4,700円		

別表第3（第2条関係）

項	事務	名称及び額（1件につき）			徴収時期
	新設	新設			

新				旧			
<u>12条第2項ただし書の規定に基づく審査（建築物省エネ法第11条に規定する特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに該当する場合に限る。）</u>		トルを超え100平方メートル以内のもの		のとき			
		当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円				
		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円				
		(2) 一戸建て住宅以外の住宅	4,300円				
		当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	8,200円				
		当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方					

新		旧	
	メートル以内のもの		
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300 円	
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900 円	
	当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300 円	
	当該部分の床面積の合計が	31,300 円	

新					旧				
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの						
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円					
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円					
2	建築物省エネ法第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「建築物	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
		(1) 一戸建て住宅	一戸建て住宅	5,800円		(1) 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において「建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円	計画の提出又は通
		一戸建て住宅又は以外の建築物	住宅部分	11,300円		」建築物			
		計画提出又は通知に併	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの						

新				旧							
判定	<u>せ て</u> <u>建 築</u> <u>物 省</u> <u>エ ネ</u> <u>法 第 1</u> <u>0 条 第</u> <u>1 項</u> <u>に 掲</u> <u>げ る</u> <u>基 準</u> <u>に 適</u> <u>合 し</u> <u>て い</u> <u>る こ</u> <u>と を</u> <u>示 す</u> <u>書 類</u> <u>と し</u> <u>て 区</u> <u>長 が</u> <u>定 め</u> <u>る も</u> <u>の が</u> <u>提 出</u> <u>さ れ</u> <u>た 場</u> <u>合</u>	当 該 部 分	23,800	通 知 の と き	省 エ ネ	<u>場、倉庫、卸売市場、火</u> <u>葬場又はと畜場、汚物処</u> <u>理場、ごみ焼却場その他</u> <u>の処理施設をいう。以下</u> <u>この表において同じ。)</u> <u>ル以上2,0</u> <u>00平方メ</u> <u>ートル未</u> <u>満の</u> <u>もの</u> <u>当該部分の</u> <u>床面積の合</u> <u>計が2,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上5,0</u> <u>00平方メ</u> <u>ートル未</u> <u>満の</u> <u>もの</u> <u>当該部分の</u> <u>床面積の合</u> <u>計が5,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上10,</u> <u>000平方メ</u> <u>ートル未</u> <u>満の</u> <u>もの</u> <u>当該部分の</u> <u>床面積の合</u> <u>計が10,00</u> <u>0平方メ</u> <u>ートル</u> <u>以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未</u>	当 該 部 分	52,800	当 該 部 分	27,100	知 の と き
		の 床 面 積	円		の 規 定		円	の 床 面 積	円		
		の 合 計 が 3			に 基 づく			の 合 計 が 1,000			
		00 平 方 米			建 築 物 エ			平 方 米			
ト ル 以		ネ ル ギ		ト ル 以 上 2,0							
上 2,000 平		消 費 性 能		00 平 方 米							
方 米 ト ル 未 満		判 定		ト ル 未 満							
の も の				の も の							
当 該 部 分	94,700			当 該 部 分	80,400						
の 床 面 積	円			の 床 面 積	円						
の 合 計 が				の 合 計 が 2,000							
5,000 平 方				平 方 米							
メ ー ト ル 以 上 10,00				ト ル 以 上 5,0							
0 平 方 米				00 平 方 米							
ト ル 未 満				ト ル 未 満							
の も の				の も の							
当 該 部 分	119,000			当 該 部 分	128,000						
の 床 面 積	円			の 床 面 積	円						
の 合 計 が 1				の 合 計 が 5,000							
0,000 平 方				平 方 米							
メ ー ト ル				ト ル 以 上 10,							
の も の				000 平 方 米							
				ト ル 未 満							
				の も の							
				当 該 部 分	161,000						
				の 床 面 積	円						
				の 合 計 が 10,00							
				0 平 方 米							
				ト ル 以 上 2							
				5,000 平 方							
				メ ー ト ル 未							

新				旧			
							満のもの
			削る		削る		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
							201,000円
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円		新設
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		19,500円		新設
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		31,600円		新設

新				旧				
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300 円			新設	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000 円			新設	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	188,000 円			新設	
(2) (1) 以外 の場合	一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700 円	(2) (1) 以外 の 住宅 部 分	モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定す	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 当該部分の	110,700 円
								145,700

新				旧						
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200	円		る一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下の表（3の項及び4の項を除く。）において同じ。）による場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	円	
			削る	削る				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700	円
			削る	削る				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000	円
			削る	削る				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000	円
			削る	削る				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000	円

新				旧			
		基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。)による場合	削る				ル以上10,000平方メートル未満のもの
				削る			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
			削る				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
		標準計算法(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円			新設
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円			新設
							763,000円
							871,000円

新					旧				
			準により評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。)による場合						
	一戸建て住宅以外の建築物	住居部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円				新設
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円				新設
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円				新設
				当該部分	183,000				新設

新				旧			
			の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のも の				
		仕様・ 計算併 用法に よる場 合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	59,800 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	100,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	175,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が	256,000 円			新設

新				旧			
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	304,000			新設
			標準計算法による場合				
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000			新設
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000			新設
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000	229,000			新設

新				旧			
			平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000	円		新設
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	390,000	円		新設
		非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300	円		新設
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500	円		新設

新				旧			
			理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。) のみの場合				
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600	円		新設
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300	円		新設
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000	円		新設
			当該部分の床面積の合計が1	188,000	円		新設

新				旧			
			0,000平方メートルのもの				
非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の場合	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円				新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円				新設
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円				新設
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000	276,000円				新設

新						旧									
					平方メートル未満のもの										
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円									新設
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	434,000円									新設
				標準入力法等（実際の設計仕様の条件を	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円									新設
				基準に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法を	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円									新設

新				旧			
		いう。 本項、 3の項 及び6 の項に おいて 同 じ。) による 場合	当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	431,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	615,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	758,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	896,000 円			新設

新				旧					
3	建築物 省エネ法 第11条第 2項又は 第12条第 3項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能確保計 画の変更 に係る建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		変更計画の提出又は通知のとき			
		(1) 一戸建て住宅	4,100円	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみのもの	11,800円				
		変更計画又は変更計画の併せて建築物省エネ法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が	一戸建て住宅以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	16,700円			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			56,400円	
		当該部分の床面積	66,500円	当該部分の床面積の合	90,000円				
2	建築物 省エネ法 第12条第 2項又は 第13条第 3項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能確保計 画の変更 に係る建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定								

新				旧			
<u>定</u> <u>め</u> <u>る</u> <u>も</u> <u>の</u> <u>が</u> <u>提</u> <u>出</u> <u>さ</u> <u>れ</u> <u>た</u> <u>場</u> <u>合</u>		の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの				計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	
		当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	83,500 円			当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	113,000 円
		削る		削る		当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	141,000 円
	非住宅部分	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	8,000円			新設	
		当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以	13,800 円			新設	

新				旧			
			上1,000平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200			新設
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100			新設
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000			新設
			当該部分の床面積	132,000			新設

新					旧				
				の合計が1 0,000平方 メートル のもの					
(2)	一戸建	仕様基準又	当該部分	14,300		(2)	モデル建物法による	当該部分の	77,600
(1)	住宅	は誘導仕様	の床面積	円		場合		床面積の合	円
以	外	基準による	の合計が2			(1)		計が300平	
の	場	場合	00平方メ			以		方メートル	
合			ートル未			外		以上1,000	
			満のもの			非住		平方メート	
						宅部		ル未満のも	
						分		の	
			当該部分	15,100				当該部分の	102,100
			の床面積	円				床面積の合	円
			の合計が2					計が1,000	
			00平方メ					平方メート	
			ートル以					ル以上2,0	
			上のもの					00平方メ	
								ートル未満	
			削る	削る				のもの	
								当該部分の	165,100
								床面積の合	円
								計が2,000	
								平方メート	
								ル以上5,0	
								00平方メ	
								ートル未満	
								のもの	
			削る	削る				当該部分の	216,000
								床面積の合	円
								計が5,000	
								平方メート	
								ル以上10,	

新				旧			
							000平方メートル未満のもの
			削る		削る		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
							260,000円
			削る		削る		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
							305,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		21,100円		標準入力法等による場合
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		23,300円		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
							199,200円
							当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
							257,100円

新				旧					
			削る				削る	当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	366,700 円
			削る				削る	当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	453,000 円
			削る				削る	当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	535,000 円
			削る				削る	当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	610,000 円

新				旧			
		標準計算法 による場合	当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル未 満のもの	28,300 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル以 上のもの	31,500 円			新設
一戸建 住宅 以外の 建築物	住 宅 部 分	仕様基 準又は 誘導仕 様基準 による 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	26,800 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	46,500 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル	84,800 円			新設

新					旧				
				以上5,000 平方メー トル未満 のもの					
				当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のも の	127,000 円				新設
			仕様・ 計算併 用法に よる場 合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	42,000 円				新設
				当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	70,500 円				新設
				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー	122,000 円				新設

新						旧									
					トル未満 のもの										
					当該部分 の床面積 の合計が	179,000 円									新設
					5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの										
					当該部分 の床面積 の合計が1	213,000 円									新設
					0,000平方 メートル のもの										
				標準計 算法に よる場 合	当該部分 の床面積 の合計が3	56,800 円									新設
					00平方メ ートル未 満のもの										
					当該部分 の床面積 の合計が3	94,600 円									新設
					00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの										
					当該部分	161,000									新設

新				旧			
		の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	円				
		当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	231,000 円			新設	
		当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	273,000 円			新設	
	非住宅部分 の用途が工 場等のみの 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	8,000円			新設	
		当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ	13,800 円			新設	

新				旧			
			一トール以上1,000平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200			新設
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100			新設
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000			新設
			当該部分	132,000			新設

新				旧			
			の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの				
	非 住 宅 部 分 の 用 途 が 工 場 等 の み の 場 合 以 外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合	モデル 建物法 による 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	71,600 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの	91,100 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	119,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方	193,000 円			新設

新				旧			
		メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	当該部分 253,000 円				新設
		当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	304,000 円				新設
	標準入 力法等 による 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	186,000 円				新設
		当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メー	234,000 円				新設

新					旧																	
				ル未満のもの																		
				当該部分	301,000																新設	
				の床面積		円																
				の合計が																		
				1,000平方																		
				メートル																		
				以上2,000																		
				平方メー																		
				トル未満																		
				のもの																		
				当該部分	430,000																	新設
				の床面積		円																
				の合計が																		
				2,000平方																		
				メートル																		
				以上5,000																		
				平方メー																		
				トル未満																		
				のもの																		
				当該部分	531,000																	新設
				の床面積		円																
				の合計が																		
				5,000平方																		
				メートル																		
				以上10,00																		
				0平方メー																		
				トル未満																		
				のもの																		
				当該部分	627,000																	新設
				の床面積		円																
				の合計が1																		
				0,000平方																		

新					旧				
				メートル のもの					
4	建築物 省エネ法 第30条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画の認定 の申請に 対する審 査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)				建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)			
		(1)	一戸建て住宅	5,800円	認定申請のとき	(1)	一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)	5,100円	認定申請のとき
		申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各に掲げる基準適合している	一住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円	一住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		21,000円			

新				旧				
と示書として長定るの提さた合	をす類し区がめもが 出れ場	もの		いと示書として長定るも が提さた合			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000 円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700 円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000 円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000 円				新設	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000 円				新設	

新				旧			
			以上のもの				
	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>11,300</u> 円		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>9,700</u> 円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>19,500</u> 円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>16,700</u> 円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>31,600</u> 円			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>27,100</u> 円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>94,300</u> 円			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>80,400</u> 円

新				旧					
			トル未満のもの				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000 円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000 円			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000 円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000 円			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000 円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000 円					
(2)	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700 円	(2)	一戸建て住宅	誘導仕様基準(省令第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000 円

新				旧						
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円			この表において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円	
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円			誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円				新設		
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円				新設		
一戸建	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が3	38,700円		一戸建て	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル	38,000円

新				旧			
住宅以外の建築物	00平方メートル未満のもの			住宅以外の建築物	未満のもの		
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>66,900</u> 円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>66,000</u> 円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>120,000</u> 円			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>118,000</u> 円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>183,000</u> 円		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>179,000</u> 円		

新				旧					
		仕様・計算 併用法による 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	59,800 円			誘導仕様 基準以外 による場 合	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	69,100 円
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	100,000 円				当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上2,000 平方メート ル未満のも の	116,000 円
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	175,000 円				当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メート ル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	196,000 円
			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	256,000 円				当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メート ル以上のも の	281,000 円

新				旧			
			当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	304,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のも の	354,000 円			新設
		標準計算法 による場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	81,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	135,000 円			新設
			当該部分 の床面積	229,000 円			新設

新					旧				
			の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの						
			当該部分 の床面積 の合計が	329,000 円				新設	
			5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの						
			当該部分 の床面積 の合計が	390,000 円				新設	
			10,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの						
			当該部分 の床面積 の合計が	449,000 円				新設	
			25,000平方 メートル 以上のも の						
	非住宅	モデル建物	当該部分	102,000 円		非住宅 部分	モデル建 物法(一)	当該部分の 床面積の合	87,100 円

新				旧					
宅部分	法による場合	の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	円				<p>次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。</p> <p>4の項に</p>	計が300平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
		当該部分	361,000円				当該部分の	309,000円	

新				旧					
			の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	円			において同じ。)による場合	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円			標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び	当該部分の床面積の合計が300平方メートル	227,100円
			当該部分の床面積の合計が3	334,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートル	284,400円

新				旧				
		00平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの				屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	以上1,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000 円				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100 円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000 円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700 円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000 円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000 円

新					旧										
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円				
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円				
5	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)								建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査					
	(1)	一戸建て住宅			4,100円	変更認				(1)	一戸建て住宅	3,700円	変更認		
	申請に併	戸	住宅部分	当該部分の床面積	8,000円					申請に併	戸	住宅部分	当該部分の床面積の合	6,900円	

新				旧			
せて建て 建物築省 エネ法 <u>第30条第1項</u> 各に げ基 に合 てると 示書と て長定 るの提 された 合	建て住宅 以外 の建 築物	の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	定申 請の とき	併せ建て 建物築省 エネ法 <u>第35条第1項</u> 各に げ基 に合 てると 示書と て長定 るの提 された 合	建て住宅 以外 の建 築物	計が300平 方メートル 未満のもの	定申 請の とき
		当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メートル 未満の もの	<u>16,700</u> 円			当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上2,000 平方メー ル未満の もの	<u>15,000</u> 円
		当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	<u>37,000</u> 円			当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー ル以上5,0 00平方メ ートル未 満のもの	<u>32,000</u> 円
		当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上 <u>10,00</u> <u>0平方メー</u> <u>トル未満</u> のもの	<u>66,500</u> 円			当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー ル以上の もの	<u>57,000</u> 円
		当該部分 の床面積	<u>83,500</u> 円			新設	

新				旧			
		の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの					
		当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のも の	103,000 円			新設	
	非住宅部分	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	8,000円		非住宅部分	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	6,900円
		当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの	13,800 円			当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上1,000 平方メート ル未満のも の	11,800 円
		当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方	22,200 円			当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メート ル以上2,0	19,100 円

新				旧			
			メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの				00平方メ ートル未満 のもの
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	<u>66,100</u> 円			当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの
			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	<u>104,000</u> 円			当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの
			当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	<u>132,000</u> 円			当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの

新				旧					
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000 円			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000 円	
(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300 円	(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000 円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100 円				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000 円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100 円			誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200 円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300 円				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000 円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積	28,300 円			新設		

新					旧				
			の合計が2 00平方メ ートル未 満のもの						
			当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル以 上のもの	31,500 円				新設	
一戸建て住宅 以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基 準による場 合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	26,800 円	一戸建て住宅 以外の建築物	住宅部分	誘導仕様 基準によ る場合	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	26,000 円
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メートル 未満の もの	46,500 円				当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上2,000 平方メートル 未満のもの	46,000 円
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー	84,800 円				当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メートル 以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	83,000 円

新				旧				
			トル未満のもの				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000 円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000 円				
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000 円			誘導仕様基準以外による場合	48,500 円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500 円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000 円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000 円			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000 円

新				旧				
			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	179,00 0円			当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上のも の 新設	197,000 円
			当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	213,000 円				
			当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のも の	248,000 円			新設	
		標準計算法 による場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	56,800 円			新設	
			当該部分 の床面積	94,600 円			新設	

新				旧				
			当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のも の	314,000 円			新設	
非住宅 部分	モデル建 物による 場合		当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	71,600 円	非住宅 部分	モデル建 物によ る場合	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	61,100 円
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの	91,100 円			当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上1,000 平方メート ル未満のも の	77,600 円
			当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	119,000 円			当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メート ル以上2,0 00平方メ ートル未満 のもの	102,100 円
			当該部分 の床面積	193,000 円			当該部分の 床面積の合	165,100 円

新				旧			
			の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの				計が2,000 平方メー トル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの
			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	253,000 円			当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの
			当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	304,000 円			当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの
			当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のも の	357,000 円			当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの
		標準入力法	当該部分	186,000		標準入力	当該部分の
							159,100

新				旧			
	等による場 合	の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	<u>円</u>		法等によ る場合	床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	<u>円</u>
		当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの	<u>234,000 円</u>			当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上1,000 平方メート ル未満のも の	<u>199,200 円</u>
		当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	<u>301,000 円</u>			当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メート ル以上2,0 00平方メ ートル未満 のもの	<u>257,100 円</u>
		当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	<u>430,000 円</u>			当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メート ル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	<u>366,700 円</u>
		当該部分	<u>531,000</u>			当該部分の	<u>453,000</u>

新							旧							
					の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	円							床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円							当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円							当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
削る	削る	削る						5	建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
		削る	削る	削る	削る	削る	削る		(1)	一戸建て住宅	5,100円	認定申請の		
			削る	削る	削る	削る	削る		申請に併せて建築物	住宅部分	9,700円	認定申請の		
									併せて建て			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		
									建築物	住宅				

新				旧						
			削る	削る	適合している旨の認定の申請に対する審査	省エネ法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	住宅以外建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円	き
			削る	削る				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円	
			削る	削る				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円	
		削る	削る	削る				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			削る	削る			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル	16,700円		

新					旧						
										ル未満のもの	
				削る						の	
					削る					当該部分の	27,100
										床面積の合	円
										計が1,000	
										平方メート	
										ル以上2,0	
										00平方メ	
										ートル未満	
										のもの	
				削る						当該部分の	80,400
					削る					床面積の合	円
										計が2,000	
										平方メート	
										ル以上5,0	
										00平方メ	
										ートル未満	
										のもの	
				削る						当該部分の	128,000
					削る					床面積の合	円
										計が5,000	
										平方メート	
										ル以上10,	
										000平方メ	
										ートル未満	
										のもの	

新						旧							
				削る	削る						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
				削る	削る						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
	削る	削る	削る	削る	削る						性能基準（省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
				削る	削る						住宅簡易評価（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）又は同号イ（3）及び同号ロ（3）に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円
			削る	削る	削る						住宅簡易評価（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）又は同号イ（3）及び同号ロ（3）に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
				削る	削る						住宅簡易評価（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）又は同号イ（3）及び同号ロ（3）に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円

新						旧						
			削る	削る	削る					以上のもの		
			削る							性能基準（省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
					削る						当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	116,000円
					削る						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
					削る						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
			削る		削る					住宅簡易評価（省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）又は	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円

新					旧						
				削る	削る			同号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000 円	
				削る	削る				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000 円	
				削る	削る				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000 円	
	削る	削る		削る	削る			非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100 円
				削る	削る					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル	110,700 円

新						旧								
												ル未満のもの		
					削る							の		
												当該部分の	145,700	
												床面積の合		円
												計が1,000		
												平方メート		
												ル以上2,0		
												00平方メ		
												ートル未満		
												のもの		
					削る							当該部分の	235,700	
												床面積の合		円
												計が2,000		
												平方メート		
												ル以上5,0		
												00平方メ		
												ートル未満		
												のもの		
					削る							当該部分の	309,000	
												床面積の合		円
												計が5,000		
												平方メート		
												ル以上10,		
												000平方メ		
												ートル未満		
												のもの		

新						旧								
					削る							当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円	
					削る							当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円	
				削る	削る							標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
				削る	削る								当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
					削る							当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メ	367,100円	

新					旧							
										一トル未満 のもの		
				削る		削る				当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	523,700	円
				削る		削る				当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	646,000	円
				削る		削る				当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	763,000	円
				削る		削る				当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	871,000	円

新						旧					
6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
		(1) 一戸建て住宅		4,100円	交付申請のとき		(1) 非住宅部分の用途が工場等のみのもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	交付申請のとき	
		軽微な変更に関する法律施行規則第13条に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第	一戸建て住宅部分	8,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円		
			住宅以外					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円		
			の建築物					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			
								当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円		

新				旧			
5 条 に 掲 げ る 軽 微 な 変 更 に 該 当 し て い る こ と を 示 す 書 類 と し て 区 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000平方 メ ー ト ル 以 上 10,00 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>66,500</u> 円			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 10, 000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>90,000</u> 円
		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1 0,000平方 メ ー ト ル の も の	<u>83,500</u> 円			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 10,00 0 平 方 メ ー ト ル <u>以 上 2</u> <u>5,000 平 方</u> <u>メ ー ト ル 未</u> <u>満</u> の も の	<u>113,000</u> 円
		削る	削る			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 25,00 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の <u>新 設</u>	<u>141,000</u> 円
	非住宅部 分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 00 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>8,000</u> 円			<u>新 設</u>	
	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3	<u>13,800</u> 円					

新				旧			
			00平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200 円			新設
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100 円			新設
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000 円			新設

新					旧					
			トル未満のもの							
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	132,000円				新設		
(2)	一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	(2)	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		77,600円	
(1)以外の場合			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	(1)以外の非住宅部分		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		102,100円	
			削る	削る			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		165,100円	

新				旧				
			削る				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000 円
			削る				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000 円
			削る				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000 円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100 円		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200 円
			当該部分の床面積	23,300 円			当該部分の床面積の合計が1,000	257,100 円

新				旧			
			の合計が2 00平方メ ートル以 上のもの				平方メー トル以上2,0 00平方メ ートル未満 のもの
			削る				当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの
							366,700 円
			削る				当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの
							453,000 円
			削る				当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの
							535,000 円
			削る				当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー
							610,000 円

新						旧											
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300	円								トル以上のもの	新設	新設
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500	円									新設	新設
		一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800	円									新設	新設
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500	円									新設	新設
					当該部分の床面積の合計が2,000平方	84,800	円									新設	新設

新				旧			
			メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの				新設
			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のも の	127,000 円			新設
		仕様・計 算併用法 による場 合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	42,000 円		新設	新設
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	70,500 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000	122,000 円			新設

新				旧			
			平方メートル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円			新設
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	213,000円			新設
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円		新設	新設
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円			新設

新				旧			
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	161,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	231,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	273,000 円			新設
		非住宅部分の用途 が工場等のみの場 合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	8,000円		新設	新設
			当該部分 の床面積	13,800 円			新設

新				旧			
			の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの				
			当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	22,200 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	66,100 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	104,000 円			新設

新				旧			
			当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	132,000 円			新設
	非住宅 部分の 用途が 工場等 のみの 場合以 外の非 住宅部 分の場 合	モデル建 物法によ る場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	71,600 円	新設		新設
			当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの	91,100 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	119,000 円			新設
			当該部分 の床面積 の合計が	193,000 円			新設

新				旧			
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				新設
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000			
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの				新設
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	304,000			
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	186,000		新設	新設
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000			新設

新					旧									
				方メートル未満のもの										
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000									新設
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000									新設
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000									新設
				当該部分の床面積	627,000									新設

新						旧					
					の合計が1 0,000平方 メートル のもの						
備考						備考					
<p>(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更¹に該当していることの証明手数料²（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の額は、それぞれ2の項の(2)、3の項の(2)又は6の項の(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>(2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>一層の向上</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ4の項の(2)の非住宅部分及び5の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>(3) <u>適合性判定手数料等</u>について、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者</p>						<p>(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、<u>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</u>又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更¹に該当していることの証明手数料の額は、それぞれ1の項の(2)、2の項の(2)、5の項の(2)の非住宅部分及び6の項の(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>(2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の<u>向上の一層</u>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ3の項の(2)の非住宅部分及び4の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>(3) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確</u></p>					

新	旧
<p>のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、当該共用部分は非住宅部分として取り扱う。</p> <p>(4) <u>適合性判定手数料等</u>について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第3条第1項</u>に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む<u>建築物の部分の床面積の合計</u>により算定した額とする。</p> <p>(5) <u>適合性判定手数料等</u>について、非住宅部分に工場等の用途を含む一の建築物の場合の手数料の額は、<u>非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合</u>により算出した額とする。</p>	<p><u>保計画の変更が軽微な変更</u>に該当していることの証明手数料について、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、当該共用部分は非住宅部分として取り扱う。</p> <p>(4) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更</u>に該当していることの証明手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第4条第1項</u>に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む<u>非住宅部分の延べ面積</u>により算定した額とする。</p> <p>(5) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更</u>に該当していることの証明手数料について、非住宅部分に工場等の用途を含む一の建築物の場合の手数料の額は、<u>1の項の(2)、2の項の(2)及び6の項の(2)</u>により算出した額とする。</p>
<p><u>削る</u></p>	<p>(6) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更</u>に該当していることの証明手数料について、<u>特定建築行為に該当する増築若しくは改築（法附則第3条第1項の規定により法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際、現に存する建築物について行う特定増改築を除く。）又は特定建築物以外の建築物の増築の場合</u>は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて、算出した額とす</p>

新	旧
<p>(6) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（建築物省エネ法第29条第3項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の手数料の額及び他の建築物（建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。）における一の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p>(7) 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、4の項の規定により算出した額とする。</p> <p>(8) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について、建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下この表において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、2の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。</p> <p>(9) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、3の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。</p> <p>(10) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導</p>	<p>る。</p> <p>(7) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（建築物省エネ法第34条第3項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の手数料の額及び他の建築物（建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。）における一の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p>(8) 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、3の項の規定により算出した額とする。</p> <p>(9) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、建築物省エネ法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下この表において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、1の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。</p> <p>(10) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、2の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。</p> <p>(11) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導</p>

新	旧
<p><u>仕様基準以外による場合に限る。）において、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。</u></p> <p><u>(11) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）において、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。</u></p> <p><u>(12) 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、2の項の(2)、3の項の(2)又は6の項の(2)に掲げる非住宅部分の用途が工場等のみの場合とみなして算出した額とする。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>ギー消費性能基準に適合している旨の認定申請（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により当該認定申請を行う場合を除く。）において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u></p> <p><u>(12) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（誘導仕様基準による場合に限る。）及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請（誘導仕様基準による場合に限る。）を行う場合の手数料の額並びに省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請を行う場合の手数料の額は、当該認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

土地及び建物の処分について

1 土地及び建物の処分の概要

(1) 土地の表示

所 在 静岡県伊東市八幡野 1151 番 36
地 目 宅地
地 積 11,815.91 平方メートル

(2) 建物の表示

所 在 静岡県伊東市八幡野 1151 番 36
構 造 鉄筋コンクリート造地下1階付2階建（建物1）
木造、コンクリートブロック造1階建（建物2）
コンクリートブロック造1階建（建物3）
コンクリートブロック造1階建（建物4）
鉄筋コンクリート造1階建（建物5）

床 面 積 延床面積 3,017.79 平方メートル（建物1）
延床面積 143.50 平方メートル（建物2）
延床面積 21.00 平方メートル（建物3）
延床面積 93.44 平方メートル（建物4）
延床面積 9.00 平方メートル（建物5）

(3) 処分金額 62,160,000 円（内訳 土地 62,160,000 円 建物 0 円）

(4) 契約の相手方 渋谷区神南一丁目 22 番 9 号
株式会社NSグループ
代表取締役 荻野勝朗

2 案内図



土地及び建物の所在

大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事
- (2) 工事場所 大田区大森南五丁目6番5号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年11月27日まで
- (4) 工事内容
 - ア 外壁改修工事 一式
 - イ サッシュ改修工事 一式
 - ウ 防水改修工事 一式
 - エ 鉄部塗装改修工事 一式
 - オ 竪樋改修工事
 - カ エキスパンションジョイント改修工事 一式
 - キ 上記に伴う電気設備及び機械設備工事 一式

2 案内図



総務財政委員会 令和7年2月26日・27日
総務部 資料12番
所管 経理管財課

大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事
- (2) 契約金額 ￥1,211,760,000－ 随意契約
- (3) 契約の相手方 中央区新川一丁目17番22号
松井建設株式会社 東京支店
取締役常務執行役員支店長 金子 勇
- (4) 工事場所 大田区下丸子一丁目7番
- (5) 工 期 契約有効の日から令和11年7月31日まで
- (6) 工事内容 ア 校舎改築に伴う機械設備工事 一式
イ 仮設校庭及び仮設渡り廊下整備に伴う機械設備工事 一式

2 案内図



総務財政委員会 令和7年2月26日・27日
総務部 資料13番
所管 経理管財課

大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事
- (2) 工事場所 大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和9年10月29日まで
- (4) 工事内容 大規模改修工事に伴う機械設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第67号議案

入札年月日	件名	大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事		
令和6年12月25日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	株式会社マサルファシリティーズ	¥3,100,000,000		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

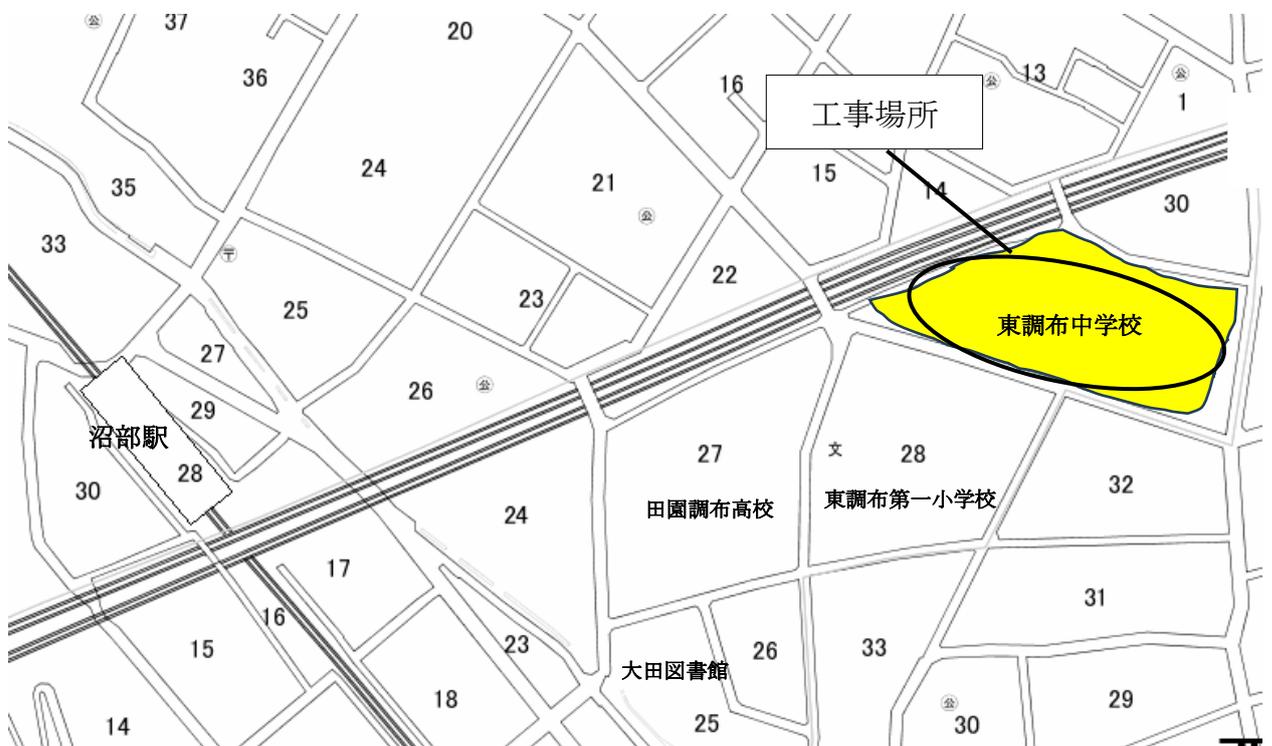
契約の相手方	名 称	株式会社マサルファシリティーズ		
	所在地	大田区蒲田三丁目23番7号		
契約金額(税込)	¥3,410,000,000	(落札率98.98%)		
(税抜)	¥3,100,000,000			
予定価格(税込)	¥3,445,299,000			
(税抜)	¥3,132,090,000			
工 期	契約有効の日から令和9年10月29日まで			

大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－1、2ほか）取壊し工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－1、2ほか）取壊し工事
- (2) 工事場所 大田区田園調布南 29 番 15 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年7月31日まで
- (4) 工事内容
 - ア 校舎取壊し工事 一式
 - イ 外構撤去工事 一式
 - ウ 上記に伴う電気設備及び機械設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第68号議案

入札年月日	件名	大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－1、2ほか） 取壊し工事		
令和6年12月11日		入札参加者	第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）
1	板原工業株式会社	辞退		
2	門倉工業株式会社 東京営業所	¥395,500,000		
3	金沢商店株式会社	レ ¥298,100,000		
4	株式会社共栄興業	¥363,600,000		
5	酒井建設工業株式会社	¥380,000,000		
6	第一解体工事株式会社	¥392,000,000		
<p>契約の相手方 名 称 金沢商店株式会社</p> <p style="padding-left: 150px;">所在地 大田区本羽田三丁目2番14号</p> <p>契約金額（税 込） ¥327,910,000 （落札率92.62%）</p> <p style="padding-left: 40px;">（税 抜） ¥298,100,000</p> <p>予定価格（税 込） ¥354,057,000</p> <p style="padding-left: 40px;">（税 抜） ¥321,870,000</p> <p>工 期 契約有効の日から令和8年7月31日まで</p>				

総務財政委員会 令和7年2月26日・27日
総務部 資料15番
所管 経理管財課

教師用指導書（中学校）の購入について

1 概要

- (1) 件名 教師用指導書（中学校）の購入
- (2) 契約金額 ￥66,587,950－ 随意契約
- (3) 納入場所 大田区指定場所
- (4) 納期 令和7年4月30日
- (5) 内容 教師用指導書（中学校） 1,228冊

2 品名及び冊数 別紙のとおり

品名・冊数

該当教科	発行者名	書名	学年	冊数
国語	光 村	中学校国語 学習指導書 総説	1～3	40
	光 村	中学校国語 学習指導書 1「学習指導書 上・下」(冊子) / 「よくわかる! デジタル教科書・教材活用ガイド」(冊子) / 「読むこと」朗読音声/QR コード収録動画 / 「読むこと」本文データ(テキストデータ・振り仮名付きWord データ) / 「読むこと」図表データ / 振り仮名付き教科書紙面PDF	1	40
	光 村	中学校国語 学習指導書 2「学習指導書 上・下」(冊子) / 「よくわかる! デジタル教科書・教材活用ガイド」(冊子) / 「読むこと」朗読音声/QR コード収録動画 / 「読むこと」本文データ(テキストデータ・振り仮名付きWord データ) / 「読むこと」図表データ / 振り仮名付き教科書紙面PDF	2	40
	光 村	中学校国語 学習指導書 3「学習指導書 上・下」(冊子) / 「よくわかる! デジタル教科書・教材活用ガイド」(冊子) / 「読むこと」朗読音声/QR コード収録動画 / 「読むこと」本文データ(テキストデータ・振り仮名付きWord データ) / 「読むこと」図表データ / 振り仮名付き教科書紙面PDF	3	40
	光 村	中学校国語授業に役立つワークシート集 1 (CD-ROM 1 枚付)	1	40
	光 村	中学校国語授業に役立つワークシート集 2 (CD-ROM 1 枚付)	2	40
	光 村	中学校国語授業に役立つワークシート集 3 (CD-ROM 1 枚付)	3	40
書写	光 村	中学書写 学習指導書 一・二・三年(朱書編/本編/よくわかる! デジタル教科書・教材活用ガイド(冊子) / 硬筆ワークシート / 毛筆原寸大資料 / 指導者用デジタル教科書(教材) / 半紙手本作成ソフト)	1～3	40
地理	帝 国	社会科 中学生の地理 指導書 指導者用デジタル教科書(教材) クラウド版付き	1・2	29
	帝 国	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土 指導書 書籍単体版	1・2	11
歴史	東 書	新編 新しい社会 歴史 教師用指導書 セット①指導編(朱書), ②研究編, ③指導書コンテンツライブラリー, ④指導者用デジタル教科書(教材) [クラウド配信], ⑤指導編(朱書) クラウド配信版	1～3	29
	東 書	新編 新しい社会 歴史 教師用指導書 ①指導編(朱書), ②研究編, ③指導書コンテンツライブラリー	1～3	11
公民	東 書	新編 新しい社会 公民 教師用指導書 セット①指導編(朱書), ②研究編, ③指導書コンテンツライブラリー, ④指導者用デジタル教科書(教材) [クラウド配信], ⑤指導編(朱書) クラウド配信版	3	29
	東 書	新編 新しい社会 公民 教師用指導書①指導編(朱書), ②研究編, ③指導書コンテンツライブラリー	3	11
地図	帝 国	中学校社会科地図 指導書 指導者用デジタル教科書(教材) クラウド版付き	1～3	29
	帝 国	中学校社会科地図 指導書 書籍単体版	1～3	11
数学	東 書	新編 新しい数学 1 教師用指導書 セット①指導編(朱書), ②資料・問題編, ③レッツプラクティス, ④研究編, ⑤巻末紙教具集, ⑥かんたん 問題プリント作成ソフト 問プリ, ⑦指導書コンテンツライブラリー, ⑧指導者用デジタル教科書(教材) [クラウド配信], ⑨指導編(朱書) クラウド配信版	1	29
	東 書	新編 新しい数学 2 教師用指導書 セット①指導編(朱書), ②資料・問題編, ③レッツプラクティス, ⑥かんたん 問題プリント作成ソフト 問プリ, ⑦指導書コンテンツライブラリー, ⑧指導者用デジタル教科書(教材) [クラウド配信], ⑨指導編(朱書) クラウド配信版	2	29
	東 書	新編 新しい数学 3 教師用指導書 セット①指導編(朱書), ②資料・問題編, ③レッツプラクティス, ⑥かんたん 問題プリント作成ソフト 問プリ, ⑦指導書コンテンツライブラリー, ⑧指導者用デジタル教科書(教材) [クラウド配信], ⑨指導編(朱書) クラウド配信版	3	29
	東 書	新編 新しい数学 1 教師用指導書①指導編(朱書), ②資料・問題編, ③レッツプラクティス, ④研究編, ⑤巻末紙教具集, ⑥かんたん 問題プリント作成ソフト 問プリ, ⑦指導書コンテンツライブラリー	1	11
	東 書	新編 新しい数学 2 教師用指導書①指導編(朱書), ②資料・問題編, ③レッツプラクティス, ⑥かんたん 問題プリント作成ソフト 問プリ, ⑦指導書コンテンツライブラリー	2	11
	東 書	新編 新しい数学 3 教師用指導書①指導編(朱書), ②資料・問題編, ③レッツプラクティス, ⑥かんたん 問題プリント作成ソフト 問プリ, ⑦指導書コンテンツライブラリー	3	11
理科	東 書	新編 新しい科学1 教師用指導書 セット①指導編(朱書), ②観察・実験編, ③総論・指導計画・評価編, ④指導書コンテンツライブラリー, ⑤指導者用デジタル教科書(教材) [クラウド配信], ⑥指導編(朱書) クラウド配信版, ⑦掛図	1	29
	東 書	新編 新しい科学2 教師用指導書 セット①指導編(朱書), ②観察・実験編, ③総論・指導計画・評価編, ④指導書コンテンツライブラリー, ⑤指導者用デジタル教科書(教材) [クラウド配信], ⑥指導編(朱書) クラウド配信版	2	29
	東 書	新編 新しい科学3 教師用指導書 セット①指導編(朱書), ②観察・実験編, ③総論・指導計画・評価編, ④指導書コンテンツライブラリー, ⑤指導者用デジタル教科書(教材) [クラウド配信], ⑥指導編(朱書) クラウド配信版	3	29
	東 書	新編 新しい科学1 教師用指導書①指導編(朱書), ②観察・実験編, ③総論・指導計画・評価編, ④指導書コンテンツライブラリー, ⑦掛図	1	11
	東 書	新編 新しい科学2 教師用指導書①指導編(朱書), ②観察・実験編, ③総論・指導計画・評価編, ④指導書コンテンツライブラリー	2	11
	東 書	新編 新しい科学3 教師用指導書①指導編(朱書), ②観察・実験編, ③総論・指導計画・評価編, ④指導書コンテンツライブラリー	3	11

該当教科	発行者名	書名	学年	冊数
音楽	教 芸	中学生の音楽 1 指導書 《フルセット》(ブックセット/指導用CD /合唱練習用CD /鑑賞用CD /授業支援DVD /指導者用デジタル教科書(教材))	1	29
	教 芸	中学生の音楽 2・3 上 指導書《フルセット》(ブックセット/指導用CD /合唱練習用CD /鑑賞用CD /授業支援DVD /指導者用デジタル教科書(教材))	2・3	29
	教 芸	中学生の音楽 2・3 下 指導書《フルセット》(ブックセット/指導用CD /合唱練習用CD /鑑賞用CD /授業支援DVD /指導者用デジタル教科書(教材))	2・3	29
器楽	教 芸	中学生の器楽 指導書 《フルセット》(ブックセット/指導用CD /授業支援DVD /指導者用デジタル教科書(教材))	1～3	29
美術	日 文	美術1 教師用指導書 朱書編/研究・指導編/大判掛図/大判鑑賞画/ICT 実践事例/朱書編デジタル版/研究・指導編デジタル版/指導者用デジタル教科書(教材)(動画教材, ワークシート, 授業研究教材, デジタル教科書など) / 指導書活用ガイド	1	29
	日 文	美術2・3 上 教師用指導書 朱書編/研究・指導編/大判掛図/大判鑑賞画/ICT 実践事例/朱書編デジタル版/研究・指導編デジタル版/指導者用デジタル教科書(教材)(動画教材, ワークシート, 授業研究教材, デジタル教科書など) / 指導書活用ガイド	2・3	29
	日 文	美術2・3 下 教師用指導書 朱書編/研究・指導編/大判掛図/大判鑑賞画/ICT 実践事例/朱書編デジタル版/研究・指導編デジタル版/指導者用デジタル教科書(教材)(動画教材, ワークシート, 授業研究教材, デジタル教科書など) / 指導書活用ガイド	2・3	29
保健	学 研	新・中学保健体育の研究/セット	1～3	40
技術	開隆堂	技術・家庭 学習指導書 技術分野①指導計画・評価編②教科書解説編(朱書)③指導解説編2分冊(「材料と加工の技術, 生物育成の技術」「エネルギー変換の技術, 情報の技術」)④実践事例編⑤入門編⑥指導者用デジタル教科書編⑦データ編⑧資料編(ワークシート)	1～3	29
家庭	開隆堂	技術・家庭 学習指導書 家庭分野①指導計画・評価編②教科書解説編(朱書)③指導解説編④実践事例編⑤入門編⑥指導者用デジタル教科書編⑦データ編⑧資料編(ワークシート)	1～3	29
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 1 Teacher's Manual①総説編 ②指導・解説編 ③ワークシートデータ見本集(基礎・基本編/教科書活用編/補充活動編) ④授業案編 ⑤Teacher's Book(朱書) ⑥指導用データDVD-ROM ⑦指導者用デジタル教科書 Lite	1	40
	三省堂	NEW CROWN English Series 2 Teacher's Manual①総説編 ②指導・解説編 ③ワークシートデータ見本集(基礎・基本編/教科書活用編/補充活動編) ④授業案編 ⑤Teacher's Book(朱書) ⑥指導用データDVD-ROM ⑦指導者用デジタル教科書 Lite	2	40
	三省堂	NEW CROWN English Series 3 Teacher's Manual①総説編 ②指導・解説編 ③ワークシートデータ見本集(基礎・基本編/教科書活用編/補充活動編) ④授業案編 ⑤Teacher's Book(朱書) ⑥指導用データDVD-ROM ⑦指導者用デジタル教科書 Lite	3	40
道徳	日 文	中学道徳 あすを生きる 1 教師用指導書 朱書編/解説編/朱書編デジタル版/指導者用デジタル教科書(教材) / デジタルデータ集	1	29
	日 文	中学道徳 あすを生きる 2 教師用指導書 朱書編/解説編/朱書編デジタル版/指導者用デジタル教科書(教材) / デジタルデータ集	2	29
	日 文	中学道徳 あすを生きる 3 教師用指導書 朱書編/解説編/朱書編デジタル版/指導者用デジタル教科書(教材) / デジタルデータ集	3	29
合 計				1,228

総務財政委員会 令和7年2月26日・27日
総務部 資料16番
所管 経理管財課

呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約の変更について

1 工事概要

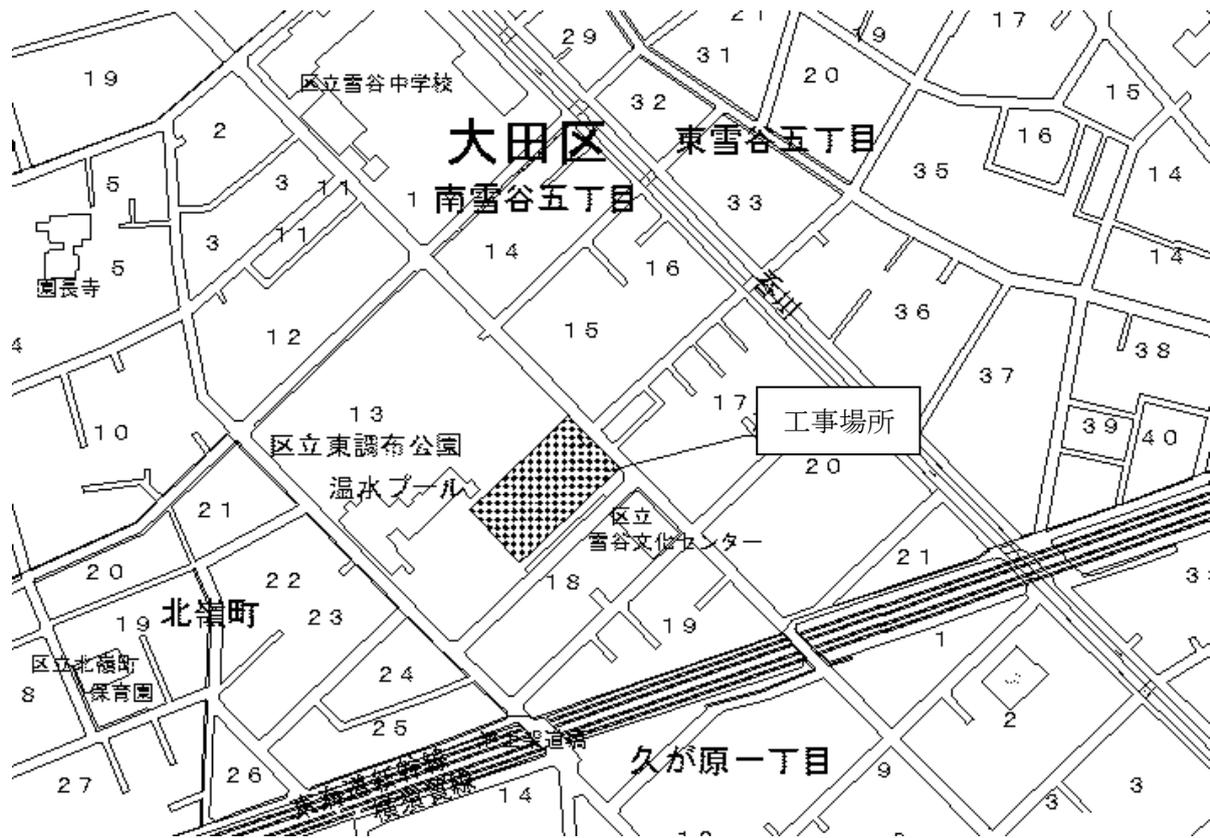
- (1) 工事件名 呑川合流改善貯留施設立坑設置工事
- (2) 工事場所 大田区南雪谷五丁目13番
- (3) 工期 令和4年3月4日から令和7年7月29日まで
- (4) 契約の相手方 大成・佐々木建設工事共同企業体
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容	変更理由
1	インフレスライド条項の適用	契約金額の変更	工事請負契約書約款第25条第6項の規定による。
2	立坑設備損料日数の変更	立坑掘削作業等の延伸に伴い 損料日数の増加	工事現場周辺の住環境への配慮により掘削作業が延伸したため。
3	工期	変更前：令和7年3月26日 変更後：令和7年7月29日	掘削作業延伸等によるため。

(6) 変更する事項	契約金額	当初金額	2,865,500,000円
		第1回変更後金額	2,892,956,000円
		第2回変更後金額	2,906,618,000円
		第3回変更後金額	2,983,079,000円
		第4回変更後金額	3,007,895,000円
		今回変更後金額	3,664,980,000円
		差引金額	657,085,000円
	工期	当初工期	令和6年3月14日
		第1回変更後工期	令和6年11月7日
		第2回変更後工期	令和7年2月7日
		第3回変更後工期	令和7年3月26日
		今回変更後工期	令和7年7月29日

2 案内図

別紙のとおり



総務財政委員会 令和7年2月26日・27日
総務部 資料17番
所管 人事課

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給するため。

2 改正概要

定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

3 施行日

令和7年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）新旧対照表

新	旧
○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号	○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号
第 1 条から第21条の 4 まで（略） （特定職員についての適用除外）	第 1 条から第21条の 4 まで（略） （特定職員についての適用除外）
第21条の 5 （略）	第21条の 5 （略）
2 第 9 条の 3 から第11条まで、第13条の 2 及び次条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。	2 第 9 条の 3 から第11条まで、 <u>第11条の 3</u> 、第13条の 2 及び次条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。
3 （略）	3 （略）
第22、23条（略）	第22、23条（略）
<u>付 則</u> <u>（施行期日）</u>	
<u>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</u>	
<u>2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第34号）の一部を次のように改正する。</u> <u>改め文略（別紙 1 新旧対照表のとおり）</u>	

別紙 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 令和 4 年条例第 34 号	○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 令和 4 年条例第 34 号
付 則	付 則
1 から 8 まで（略）	1 から 8 まで（略）
9 職員の給与に関する条例第 9 条の 3 から第 11 条まで、第 13 条の 2 及び第 22 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	9 職員の給与に関する条例第 9 条の 3 から第 11 条まで、 <u>第 11 条の 3</u> 、第 13 条の 2 及び第 22 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
10 から 13 まで（略）	10 から 13 まで（略）

令和7年度都区財政調整協議結果について

(都区間の配分割合等の変更)

1 概要

都区間における配分割合を55.1%から56%に変更し、あわせて災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を5%から6%に変更する。

2 内容

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

総務財政委員会	
令和7年2月26・27日	
企画経営部	資料2番
所管	施設保全課

企画経営部が発注する工事における工期算定の新たな考え方について

1 背景

- ✓ 建設業は2024年4月から残業規制が適用された。
- ✓ 建設業の若年入職者確保のためにも、長時間労働の常態化からの脱却が業界全体として求められている。
- ✓ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、発注者に対して適正な工期設定が求められ、国や都でも4週8休実現に向けた取組みが行われている。
- ✓ 住宅街付近の工事では、生活環境への影響を最小限とするため、公共工事現場の土日閉所を求める意見が多く寄せられている。

2 区の対応経過

- 受注者の工夫により、労働者が交代で4週8休を確保することを前提とした工事を発注してきた。
- 適正工期算定プログラムを用い工期算定を行ってきたが、土曜日作業をすることが常態化していた。
- 令和6年度（2024年度）から改修工事を中心に、より4週8休を実現するために労務費補正を取り入れる取組みを試行的に行ってきた。

<建設業の働き方改革の更なる推進のために>

確実な4週8休実現のため、実態に即した工期設定を検証、実行が必要

3 工期算定の新たな考え方について

- (1) 定常的に休日作業を行ってきた期間
 - (2) 熱中症対策を見込んだ作業不能期間
 - (3) 運送業の残業規制適用に伴う影響期間（土工事・コンクリート工事）
- これらの期間を勘案し、工期算定を行う。

4 今後の対応について

- ◇ 令和7年4月1日以降に契約する工事に適用する。
- ◇ 見直し後の具体的なスケジュールは、各事業所管と連携しながら、順次地域や利用者等へ周知していく。
- ◇ 既契約工事については、工事毎の状況を総合的に判断のうえ、見直しを図る。

総務財政委員会 令和7年2月26日・27日
区民部 資料1番
所管 国保年金課

令和6年度 第2回 大田区国民健康保険運営協議会について

標記の協議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 令和7年2月22日（土）午後2時から
- 2 会 場 大田区役所本庁2階 201・202会議室
- 3 諮問事項 令和7年度大田区国民健康保険料の料率設定等に伴う
「大田区国民健康保険条例」の一部を改正することについて
- 4 資 料 (1) 令和6年度 第2回 大田区国民健康保険運営協議会資料(抜粋)
(2) 報告資料・参考資料
- 5 その他 (1) 国民健康保険運営協議会の目的
国民健康保険の運営に関する重要事項に関して、区市町村長の
諮問に対して審議を行う。
(2) 委員の構成
被保険者代表 7人
保険医・保険薬剤師代表 7人
公益代表 7人
被用者保険等保険者代表 3人
計 24人

令和6年度

第2回 大田区国民健康保険運営協議会資料

(抜粋)

令和7年2月22日

大田区区民部国保年金課

目 次

1	資料1	令和7年度 大田区国民健康保険保険料率等 (一年間の保険料)	1 頁
2	資料2	特別区国保における保険料率等の推移	2 頁
3	資料3	令和7年度 保険料算定を取り巻く状況	3 頁
4	資料4	令和7年度 特別区基準保険料算定における 基本的な考え方	4 頁
5	資料5	特別区における保険料賦課総額算定に係る考え方	6 頁
6	資料6	【諮問事項】 大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧	7 頁

令和7年度 大田区国民健康保険保険料率等（一年間の保険料）

1 基礎分及び後期高齢者支援金分

		令和7年度		令和6年度		増△減		
賦課割合（所得割：均等割）		58：42		58：42				
基礎分	後期支援金分	58：42	58：42	58：42	58：42			
保険料率等	均等割額	64,100 円		65,600 円		△1,500 円		
	基礎分	後期支援金分	47,300 円	16,800 円	49,100 円	16,500 円	△1,800 円 300 円	
	所得割率		10.40%		11.49%		△1.09pt	
	基礎分	後期支援金分	7.71%	2.69%	8.69%	2.80%	△0.98pt △0.11pt	
	賦課限度額		920,000 円		890,000 円		30,000円	
	基礎分	後期支援金分	660,000 円	260,000 円	650,000 円	240,000 円	10,000円 20,000円	
1人当たり保険料		152,673 円		156,520 円		△3,847 円		
基礎分	後期支援金分	112,646 円	40,027 円	117,124 円	39,396 円	△4,478 円 631 円		

2 介護納付金分

		令和7年度		令和6年度		増△減	
賦課割合（所得割：均等割）		58：42		58：42			
保険料率等	均等割額	16,600 円		16,500 円		100 円	
	所得割率	2.25%		2.36%		△0.11pt	
	賦課限度額	170,000 円		170,000 円		0 円	
1人当たり保険料		39,565 円		39,499 円		66 円	

※介護納付金分保険料は、40～64歳（介護2号被保険者）が対象
 ※令和6年度から特別区統一の基準保険料率が示されることとなった。

3 1人当たり保険料 基礎・後期・介護合算額

		令和7年度		令和6年度		増△減	
1人当たり保険料		192,238 円		196,019 円		△3,781円 -1.93%	

資料 2

特別区国保における保険料率等の推移

【基礎分&後期高齢者支援金分】

		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42		58：42		58：42		58：42		58：42	
		58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42
保険料率等	所得割率	11.49%		9.59%		9.44%		9.54%		9.43%	
	基礎分	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%
	後期支援金分										
	均等割額	65,600円		60,100円		55,300円		52,000円		52,800円	
	基礎分	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円
	後期支援金分										
賦課限度額		890,000円		870,000円		850,000円		820,000円		820,000円	
基礎分	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	
後期支援金分											
1人当たり保険料		156,520円		143,363円		131,813円		124,989円		126,202円	
基礎分	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	
後期支援金分											

【介護納付金分】

		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42		58：42		58：42		58：42		57：43	
保険料率等	均等割額	16,500円		16,200円		16,600円		17,000円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円									

【大田区所得割率：介護納付金分】

		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
所得割率		2.36%		2.20%		2.29%		2.36%		1.97%	
1人当たり保険料		39,499円		38,189円		38,999円		40,385円		35,135円	

【1人当たり保険料 基礎・後期・介護合算額】

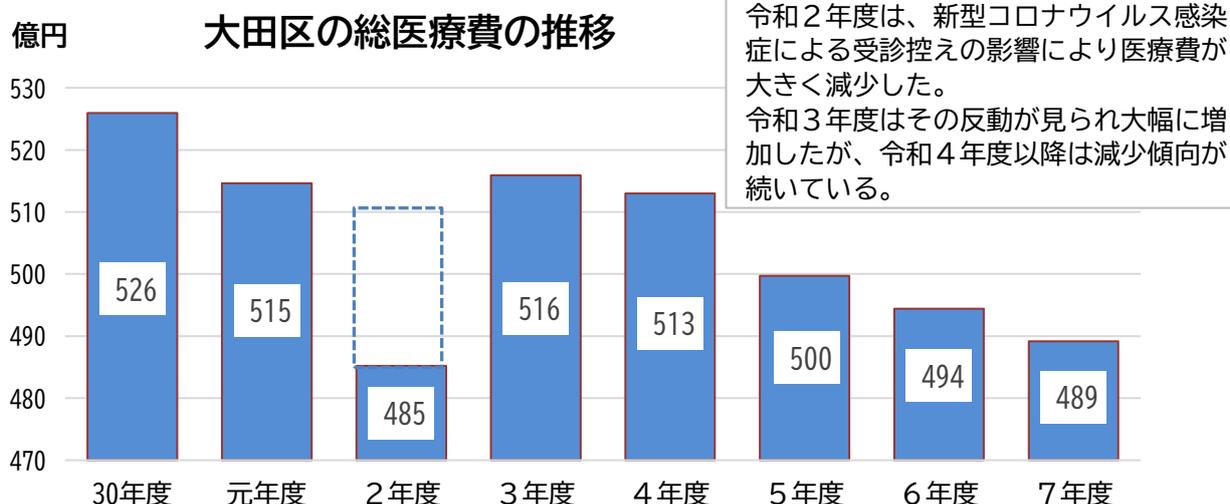
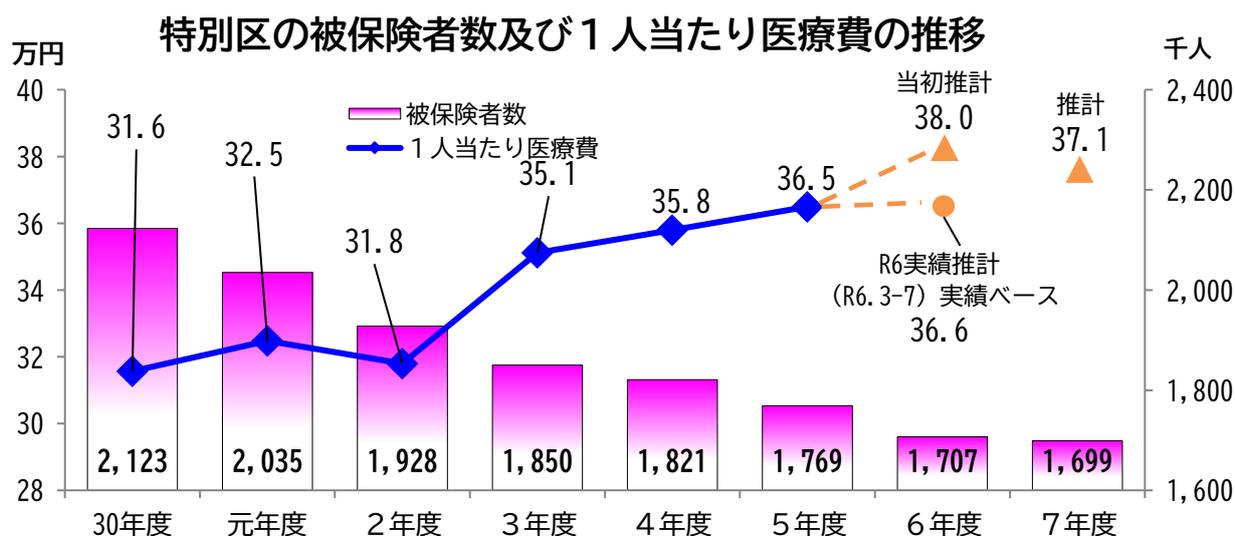
		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
1人当たり保険料		196,019円		181,552円		170,812円		165,374円		161,337円	
対前年比	金額	+14,467円		+10,740円		+5,438円		+4,037円		+2,250円	
	率	+7.97%		+6.29%		+3.29%		+2.50%		+1.41%	

令和7年度 保険料算定を取り巻く状況

- ◇ 東京都は、区市町村ごとの医療費水準及び所得水準に応じて納付金額を決定する。
- ◇ 区は、納付金を賄えるように保険料率を定め、保険料を賦課・徴収する。



- ◇ 医療の高度化等により1人当たり医療費は増加しているが、高齢化・社会保険の適用拡大等により被保険者数が減少し、総医療費も減少している。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大時に1人当たり医療費は急激な増減を示したが、令和元年度以前の割合での増加傾向に戻ってきている。



※令和6年度及び7年度は推計

令和7年度 特別区基準保険料算定における基本的な考え方

1 特別区における保険料等の将来的な方向性

- ・将来的な方向性（都内保険料水準の統一(※)、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って、段階的に移行すべく23区統一で対応する。
 - ・ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。
- ※東京都は、保険料率統一の第1段階として、令和12年度に納付金ベースでの統一（納付金の配分に医療費水準を反映させない等）が達成できるよう、令和6年度から段階的に取り組んでいる。

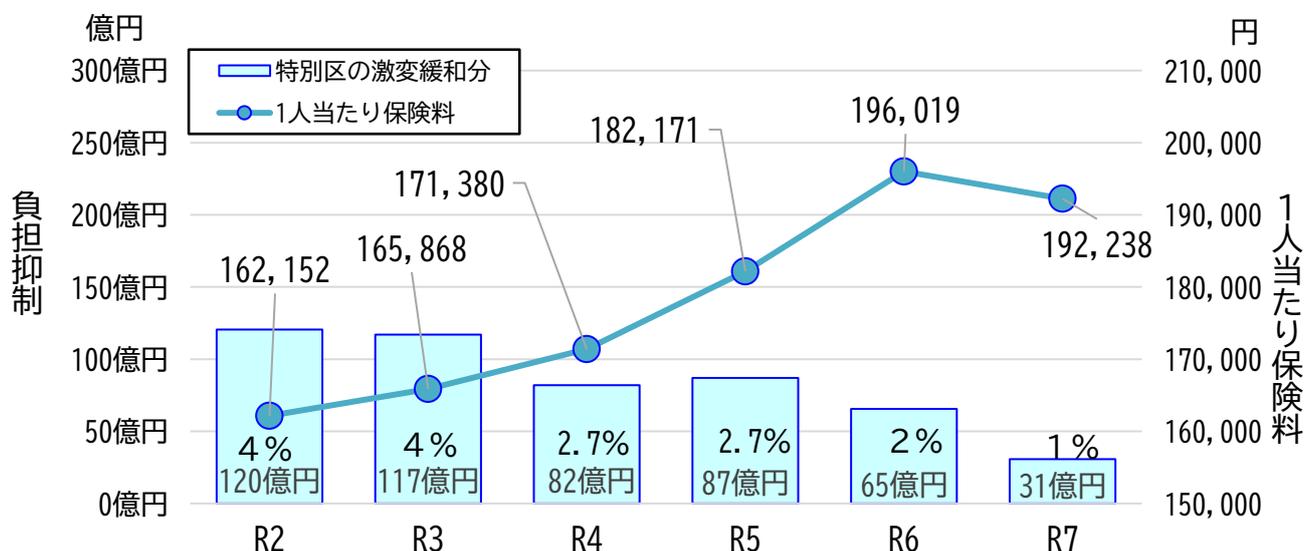
2 特別区独自の激変緩和措置、ロードマップ

- ・平成30年度の制度改革による納付金制度導入に伴う保険料急増への独自激変緩和措置として、国の激変緩和措置期間（6年間）にあわせ、納付金の94%を賦課総額に組み入れ、年1%ずつ引き上げるロードマップを作成し、負担抑制してきた（以下、この割合を「納付金組入率」という。）。
- ・本ロードマップは、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、計画通り進まなかったため、当初から遅れた2年分を延長し、令和8年度の達成を目指すこととした。

年度	R 5	R 6	R 7	R 8
納付金組入率	97.3% (※)	98% (※)	99%	100%

※令和5年度及び令和6年度の基礎分の納付金組入率は、更なる負担抑制のため、追加で一般財源を投入した結果、実質、令和5年度は納付金の90.3%、令和6年度は納付金の93.5%となっている。

特別区基準保険料算定における激変緩和分の負担抑制及び1人当たり保険料



※棒グラフの%は、納付金の100%に対する特別区の激変緩和分の割合。

3 賦課割合

- ・東京都が示した所得係数に基づき算出した特別区の水準は、基礎分、後期支援金分及び介護納付金分いずれも所得割58に対し、均等割42であった。
- ・特別区基準保険料についても、所得割58：均等割42とする。

4 保険料の賦課限度額及び均等割軽減判定基準額

【保険料の賦課限度額】

賦課限度額について、基礎分を1万円引上げ**66万円**、後期高齢者支援金分を2万円引上げ**26万円**とし、中間所得層への影響を緩和する。

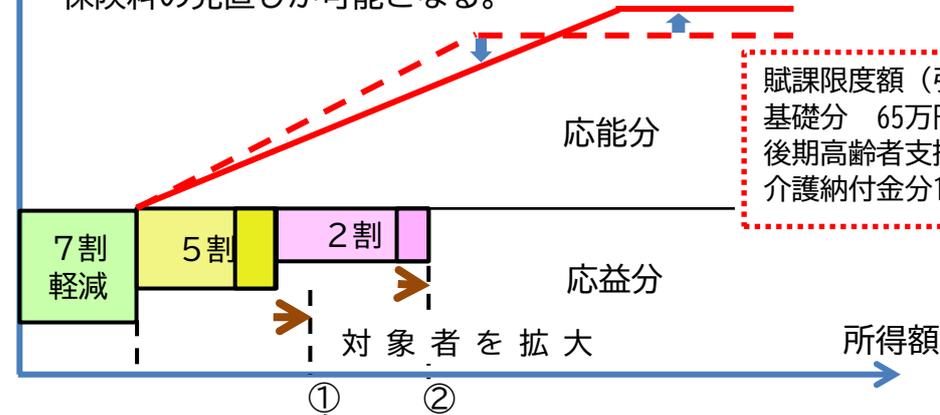
【保険料の均等割軽減判定基準額】

- (1) 5割軽減判定所得算定における被保険者数に乗ずる額を29.5万円⇒**30.5万円**に引き上げる。
- (2) 2割軽減判定所得算定において被保険者数に乗ずる額を54.5万円⇒**56.0万円**に引き上げる。

<改正後>

保険料額

中間所得層の被保険者に配慮した
保険料の見直しが可能となる。



賦課限度額 (引上げ後)

基礎分 **66万円**

後期高齢者支援金分 **26万円**

介護納付金分17万円 (増減なし)

賦課限度額 (引上げ前)

基礎分 65万円

後期高齢者支援金分 24万円

介護納付金分17万円

5 医療費適正化への取組

- ・糖尿病性腎症重症化予防事業、ジェネリック医薬品利用促進、適正服薬推進事業等、連携して医療費適正化対策を進める。
- ・被保険者への広報媒体を通じた医療費の適正化の啓発や、医師会・薬剤師会等への働きかけを広域的に行っていく。

【基礎分】

賦課総額 算定対象経費	納付金		特定 健診 保健 指導	出産 育児	葬祭	保健 事業 他	結核 精神
賦課総額	基盤安定繰入金 都繰入金		保険者努力支援制度 法定外繰入		保険料	保険料	普通 交付 金
	(審査支払手数料) (高額療養費等)	保険料		特別 交付金 2/3	法定 繰入 2/3	保険料 保険料	
	特別区独自の激変緩和策						

【後期分】

賦課総額 算定対象経費	納付金	
賦課総額	基盤安定繰入金	
	保険料	
	特別区独自の激変緩和策	

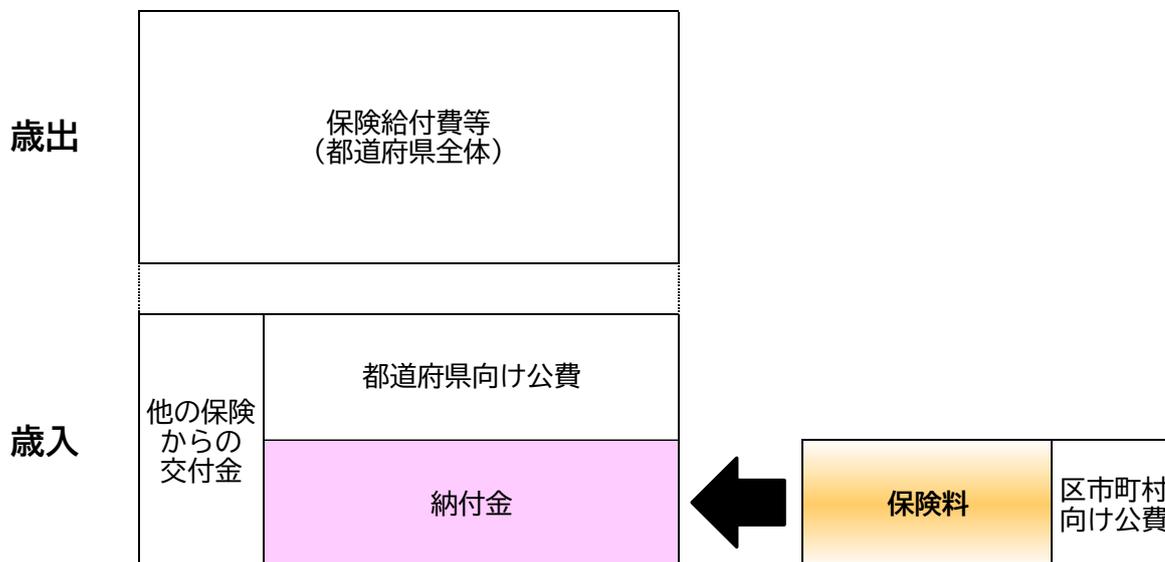
【介護分】

賦課総額 算定対象経費	納付金	
賦課総額	基盤安定繰入金	
	保険料	
	特別区独自の激変緩和策	

国民健康保険医療給付の財源構成

【都道府県国保】

【区市町村国保】



【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和7年4月1日改正)

項 目	改 正 内 容	改正後	改正前	条 文	根 拠	
国民健康保険料 (基礎分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎 控除後の総所得金額等の所得割率	100分の7.71	100分の8.69	第15条の4	特別区 共通基準	
	被保険者均等割の1人当たりの金額(年額)	47,300円	49,100円			
	賦課限度額	660,000円	650,000円	第15条の8		
	被保険者均等割額から減額する額	7割	33,110円	34,370円		第19条の2
		5割	23,650円	24,550円		
		2割	9,460円	9,820円		
国民健康保険料 (後期高齢者支援金分) の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎 控除後の総所得金額等の所得割率	100分の2.69	100分の2.80	第15条の12	特別区 共通基準	
	被保険者均等割の1人当たりの金額(年額)	16,800円	16,500円	第15条の16		
	賦課限度額	260,000円	240,000円			
	被保険者均等割額から減額する額	7割	11,760円	11,550円		第19条の2
		5割	8,400円	8,250円		
		2割	3,360円	3,300円		
国民健康保険料 (介護分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎 控除後の総所得金額等の所得割率	100分の2.25	100分の2.36	第16条の4	特別区 共通基準	
	被保険者均等割の1人当たりの金額(年額)	16,600円	16,500円	第19条の2		
	被保険者均等割額から減額する額	7割	11,620円			11,550円
		5割	8,300円			8,250円
		2割	3,320円			3,300円

【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和7年4月1日改正)

項目	改正内容	改正後	改正前	条文	根拠				
納付義務者に対して課する保険料の額	基礎賦課額から各号アに定める額を減額して得た額の賦課限度額	660,000円	650,000円	第19条の2	国民健康保険法施行令				
	後期高齢者医療支援金賦課額から各号イに定める額を減額して得た額の賦課限度額	260,000円	240,000円						
	被保険者均等割額から5割減額する場合の所得基準額	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 30.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)						
	被保険者均等割額から2割減額する場合の所得基準額	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 56万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 54.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)						
未就学児の均等割額から減額する額の改定	納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児がいる場合の未就学児1人につき追加して減額する均等割額	7割	9,615円 基礎分7,095円+後期高齢者支援金分2,520円	9,840円 基礎分7,365円+後期高齢者支援金分2,475円	第19条の4	特別区共通基準			
		5割	16,025円 基礎分11,825円+後期高齢者支援金分4,200円	16,400円 基礎分12,275円+後期高齢者支援金分4,125円					
		2割	25,640円 基礎分18,920円+後期高齢者支援金分6,720円	26,240円 基礎分19,640円+後期高齢者支援金分6,600円					
		非該当	32,050円 基礎分23,650円+後期高齢者支援金分8,400円	32,800円 基礎分24,550円+後期高齢者支援金分8,250円					
		付則	施行期日の制定等					付則	

報 告 資 料

令和7年2月22日

大田区区民部国保年金課

目 次

1	報告資料1	令和7年度 特別区基準による国民健康保険料算定上の基礎数値	1 頁
2	報告資料2	国民健康保険特別会計予算・決算額	4 頁
3	報告資料3	国民健康保険料収納状況報告（各年度12月末現在）	5 頁
4	報告資料4	国保財政健全化計画について	6 頁
5	報告資料5	国民健康保険制度の対応状況及び今後の予定等	7 頁
6	報告資料6	大田区国民健康保険第2期データヘルス計画 令和5年度実績報告及び最終評価	10 頁 別紙
7	報告資料7	大田区国民健康保険第3期データヘルス計画 概要及び令和6年度実施状況	12 頁 別紙

基礎分

報告資料 1 - 1

令和7年度 国民健康保険料算定上の基礎数値 <<最終案>>

	令和7年度最終案 【納付金組入率99%】	対前年度	令和6年度最終案 【納付金組入率98%-103億】
被保険者数	1,698,978	-8,095	1,707,073
年度間調整後の納付金額（d'）	207,907,638,139	-20,371,769,623	228,279,407,762
1人当たり納付金 （特別区独自激変緩和前）	122,372	-11,353	133,726
独自激変緩和および負担抑制後 納付金額	205,828,561,758	-7,585,257,849	213,413,819,607
加算項目（計）	7,106,473,392	-350,038,065	7,456,511,457
保健事業	427,555,253	-42,553,738	470,108,991
出産育児諸費	3,055,301,260	-216,664,330	3,271,965,590
葬祭諸費	702,163,000	-17,704,000	719,867,000
条例減免に要する費用	695,630	559,589	136,041
特定健康診査等に要する費用	2,920,758,249	-73,675,586	2,994,433,835
国庫等返還分の精算	0	0	0
減算項目（計）	21,552,253,168	619,524,180	20,932,728,988
保険者支援制度（医療分）	13,510,751,346	2,184,520,365	11,326,230,981
算定可能な都道府県繰入金	2,260,301,567	-214,896,412	2,475,197,979
保険者努力支援制度	1,859,148,000	-630,894,000	2,490,042,000
特定健康診査等負担金	1,795,543,162	-83,276,120	1,878,819,282
過年度の保険料収納見込	過年度の保険料収納見込は算入しない		
出産育児一時金 （法定繰入分）	2,036,344,545	-144,389,787	2,180,734,332
国・特別調整交付金 （市町村分）	71,446,000	-28,459,000	99,905,000
法定外繰入 （地単波及増分）	7,220,684	-427,403,315	434,623,999
国庫等返還分の精算	11,497,864	-35,677,551	47,175,415
賦課総額	191,382,781,982	-8,554,820,094	199,937,602,076
1人当たり保険料	112,646	-4,478	117,124
保険料率			
賦課割合	58:42		58:42
所得割合	7.71	-0.98	8.69
均等割額	47,300	-1,800	49,100
【参考】独自激変緩和なし保険料率			
1人当たり保険料	113,870	-11,962	125,832
独自激変緩和ありとの差	1,224		8,708
所得割合	7.92	-1.59	9.51
独自激変緩和ありとの差	0.21		0.82
均等割額	47,800	-5,000	52,800
独自激変緩和ありとの差	500		3,700
法定外繰入措置額	2,079,076,381	-12,786,511,774	14,865,588,155

後期分

報告資料 1-2

令和7年度 国民健康保険料算定上の基礎数値 <<最終案>>

	令和7年度最終案 【納付金組入率99%】	対前年度	令和6年度最終案 【納付金組入率98%】
被保険者数	1,698,978	-8,095	1,707,073
年度間調整後の納付金額（d'）	73,317,756,232	817,639,961	72,500,116,271
1人当たり納付金 （特別区独自激変緩和前）	43,154	684	42,470
独自激変緩和後納付金額	72,584,578,670	1,534,464,724	71,050,113,946
加算項目（計）	31,654	-12,615	44,269
条例減免に要する費用 （後期分）	31,654	-12,615	44,269
減算項目（計）	4,581,307,889	781,562,268	3,799,745,621
保険者支援制度（支援金分）	4,581,307,889	781,562,268	3,799,745,621
過年度の保険料収納見込	過年度の保険料収納見込は算入しない		
賦課総額	68,003,302,435	752,889,841	67,250,412,594
1人当たり保険料	40,027	631	39,396
保険料率			
賦課割合	58:42		58:42
所得割合	2.69	-0.11	2.80
均等割額	16,800	300	16,500
【参考】独自激変緩和なし保険料率			
1人当たり保険料	40,458	213	40,245
激変緩和ありとの差	431		849
所得割合	2.74	-0.15	2.89
激変緩和ありとの差	0.05		0.09
均等割額	16,900	0	16,900
激変緩和ありとの差	100		400
法定外繰入措置額	733,177,562	-716,824,763	1,450,002,325
保険料率等（基礎分+後期分）			
1人当たり保険料	152,673	-9,880	162,553
賦課割合	58:42		58:42
所得割合	10.40	-1.63	12.03
均等割額	64,100	-4,100	68,200

介護分

報告資料 1-3

令和7年度 国民健康保険料算定上の基礎数値 <<最終案>>

	令和7年度最終案 【納付金組入率99%】	対前年度	令和6年度最終案 【納付金組入率98%】
被保険者数	620,804	-3,550	624,354
年度間調整後の納付金額（d'）	26,341,163,588	-336,522,515	26,677,686,103
1人当たり納付金 （特別区独自激変緩和前）	42,431	-298	42,728
独自激変緩和後納付金額	26,077,751,952	-66,380,429	26,144,132,381
加算項目（計）	19,438	-7,352	26,790
条例減免に要する費用 （後期分）	19,438	-7,352	26,790
減算項目（計）	1,516,008,571	32,881,825	1,483,126,746
保険者支援制度（支援金分）	1,516,008,571	32,881,825	1,483,126,746
過年度の保険料収納見込	過年度の保険料収納見込は算入しない		
賦課総額	24,561,762,819	-99,269,606	24,661,032,425
1人当たり保険料	39,565	66	39,499
保険料率			
賦課割合	58:42		58:42
所得割合	2.25	-0.11	2.36
均等割額	16,600	100	16,500
【参考】独自激変緩和なし保険料率			
1人当たり保険料	39,989	-365	40,354
激変緩和ありとの差	424		855
所得割合	2.28	-0.13	2.41
激変緩和ありとの差	0.03		0.05
均等割額	16,700	-200	16,900
激変緩和ありとの差	100		400
法定外繰入措置額	263,411,636	-270,142,086	533,553,722

国民健康保険事業特別会計予算・決算額

<歳入>

(単位 千円)

	5年度予算	5年度決算	決算割合	6年度予算
国民健康保険料	15,411,366	15,247,815	22.6%	15,137,572
国庫支出金	2,890	2,976	0.0%	1
都支出金	44,420,733	43,281,317	64.0%	43,279,408
繰入金	8,466,014	8,043,264	11.9%	8,343,557
繰越金	891,662	891,663	1.3%	600,000
その他収入	115,837	118,239	0.2%	144,952
合計	69,308,502	67,585,274	100.0%	67,505,490

<歳出>

(単位 千円)

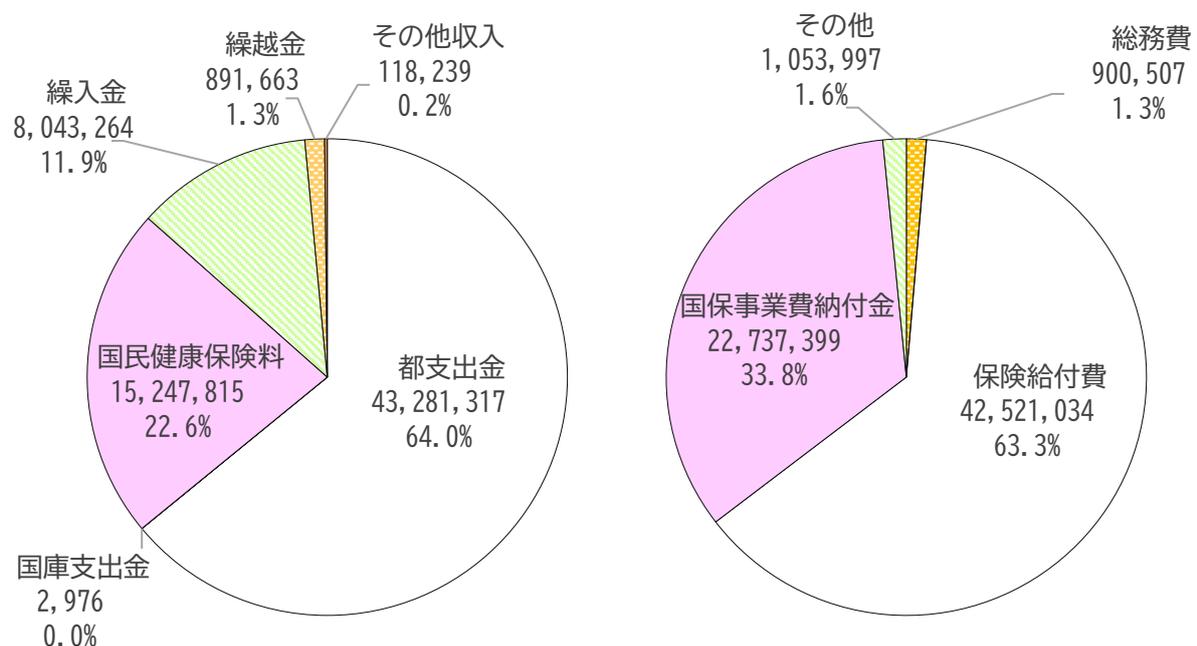
	5年度予算	5年度決算	決算割合	6年度予算
総務費	955,410	900,507	1.3%	1,170,766
保険給付費	44,317,134	42,521,034	63.3%	43,212,628
国保事業費納付金	22,737,400	22,737,399	33.8%	22,376,170
その他	1,298,558	1,053,997	1.6%	745,926
合計	69,308,502	67,212,937	100.0%	67,505,490

※5年度予算額は決算時の予算現額

6年度予算額は当初予算額

令和5年度決算

歳入（収入済額） 675億8,527万3,549円 歳出（支出済額） 672億1,293万6,988円



国民健康保険料収納状況報告（各年度12月末現在）

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率	対前年度増減
5	現年分	16,101,014	9,583,766	59.52%	/
	滞納繰越分	3,088,872	751,186	24.32%	
	合計	19,189,886	10,334,952	53.86%	
6	現年分	17,685,085	10,492,053	59.33%	△0.19
	滞納繰越分	2,939,224	698,892	23.78%	△0.54
	合計	20,624,309	11,190,945	54.26%	0.40

【参考：令和5年度決算額】

年度	区分	調定額：千円	収入額：千円	収納率
5 決算	現年分	15,888,188	14,343,949	90.28%
	滞納繰越分	3,066,477	903,866	29.48%
	合計	18,954,665	15,247,815	80.44%

【令和6年度における収納の取組み】

- 1 滞納者に対する財産調査等により、適切な滞納処分を実施
- 2 口座振替の加入勧奨、一括納付の奨励
- 3 多様な納付機会の提供
コンビニ・モバイルバンキング・年金特徴・クレジット収納・コード決済等
- 4 納付案内センターによる納付勧奨
- 5 区報・ホームページ・デジタルサイネージ等による広報活動
- 6 遠隔地等状況調査業務委託による滞納者に対する訪問及び状況調査等の実施

国保財政健全化計画について

計画の概要

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の財政収支が均衡することが重要である。

しかし、実際には、決算補填等を目的とした、一般会計からの法定外繰入等が行われている。

このため、区は、財政収支の改善等について検討を行うとともに、赤字についての要因分析を行い必要な対策について整理すること、赤字の解消または削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めることとされている。

変更計画策定 令和6年3月（最新）

（1）収納率向上

- ・多様な納付方法を導入することで被保険者の利便性向上を図る。

（2）保険料率の改定

- ・激変緩和措置として、令和6年度以降は特別区で決定したロードマップに沿い、令和8年度で納付金の100%が賦課総額となるよう、賦課を行う。
- ・激変緩和措置終了後は、国や都の動向や被保険者への影響等を踏まえ検討する。

（3）医療費適正化

- ・糖尿病性腎症重症化予防保健指導、循環器病予防受診勧奨等の実施、特定健診受診率の向上等に取り組むことで、医療費の適正化につなげる。

なお、計画の実行性・進捗状況、国や都の動向を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

国民健康保険制度の対応状況及び今後の予定等

1 新型コロナウイルス感染症

・ 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務に服することができなかった者等に傷病手当金を支給した。

◇実績（支給年度別、令和6年度は令和7年1月末時点）

令和2年度	支給件数	38件	支給金額	3,036,762円
令和3年度	支給件数	110件	支給金額	6,621,283円
令和4年度	支給件数	434件	支給金額	16,486,595円
令和5年度	支給件数	17件	支給金額	445,242円
令和6年度	支給件数	3件	支給金額	68,186円

・ 国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の国民健康保険料の減免を実施した。

◇実績（減免対象年度別）

令和元年度	減免件数	2,114件	減免金額	89,001,204円
令和2年度	減免件数	2,658件	減免金額	536,846,192円
令和3年度	減免件数	671件	減免金額	121,558,970円
令和4年度	減免件数	304件	減免金額	55,428,625円

※保険料減免の対象は令和4年度まで

2 令和6年12月2日以降に交付している国民健康保険に関する書類（資格確認書、資格情報のお知らせ）

国民健康保険法等の改正により、令和6年12月2日（施行日）以降、従来の被保険者証の交付が終了となった。

マイナ保険証を保有している方には資格情報のお知らせ（資格情報通知書）、保有していない方には資格確認書を交付している。

※既に交付している被保険者証は、原則、令和7年9月30日まで使用可能。

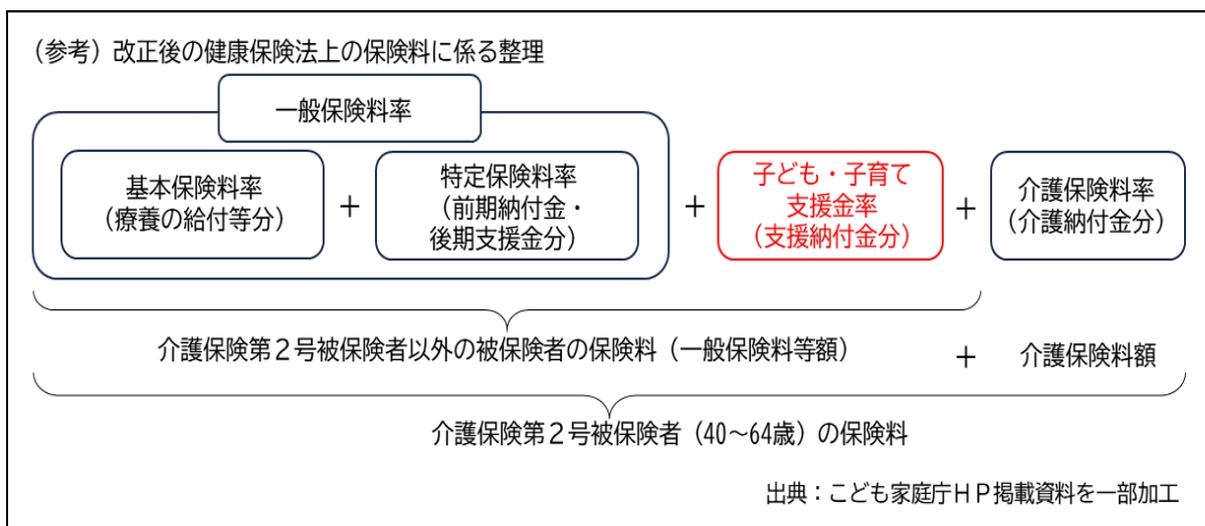
◇実績（令和7年1月末時点）

- ・ マイナ保険証登録数 60,794件（登録率55.3%）
- ・ マイナ保険証登録解除状況 127件
- ・ 資格確認書交付枚数 4,023枚

3 【実施予定】「子ども・子育て支援金制度」

国は子育て支援納付金として、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収するとしている。

医療保険者は、保険料とあわせて、被保険者から子ども・子育て支援金を徴収する予定となっている。



※国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

4 【実施予定】高額療養費の支給における手続き簡素化

高額療養費に該当した場合、これまでは申請により手続きを行い、指定口座に振り込んでいた。

令和7年8月から、希望者は、事前に申出書兼同意書を提出いただくことで、次回以降、高額療養費を登録口座へ自動的に振り込み、手続きの簡素化を図る。

①：国民健康保険法施行規則の改正

高額療養費支給申請手続の簡素化について、全被保険者を対象に実施することが可能

②：被保険者の負担

定期的に高額療養費支給対象となる場合、その都度申請が必要なため手続や郵送料等被保険者の負担

経緯

現状

- ①病気や怪我等にかかり1か月の医療費の自己負担額が世帯の限度額を超える
- ②区から高額療養費の支給申請書を送付し、被保険者の世帯主からの申請を待つ
- ③定期的に高額療養費支給対象となる場合、その都度申請が必要となっている

簡素化同意後（施行予定日：令和7年8月1日）

- ①病気や怪我等で医療機関にかかり、1か月の医療費の自己負担額が世帯の限度額を超える
- ②区から高額療養費の支給申請書と国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書を送付し、被保険者の世帯主からの申請を待つ
- ③高額療養費申請簡素化に同意した世帯には、以後の高額療養費支給申請書は送付しない
- ④高額療養費の支給対象となった月は、区は高額療養費支給決定通知書を送付し、登録口座に自動で振り込む

大田区国民健康保険第2期データヘルス計画 令和5年度実績報告について

計画期間：平成30（2018）年度～令和5（2022）年度

第2期データヘルス計画に基づき実施した令和5年度実施事業の実績を報告する。

1 特定健康診査

概要	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病(高血圧症・脂質異常症・糖尿病等)の予防を目的とした健康診査
対象者	40歳～74歳の国保被保険者
実施方法等	区内各医師会医療機関にて実施 実施期間：令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
実績 (法定報告値)	対象者数 73,701人、受診者数 28,623人、受診率 38.8%（令和4年度38.0%）

2 特定保健指導

概要	特定健診受診結果から生活習慣病のリスクが高い方を対象に、医療専門職が生活習慣改善の支援を目的に実施する保健指導
対象者	特定健診受診結果から腹囲等とリスク要因の数に着目して、動機付け支援又は積極的支援の対象者を選定
実施方法等	令和5年6月から令和6年8月（初回面談）、保健指導実施業者及び区内3か所の医療機関に委託
実績 (法定報告値)	対象者数 3,023人、終了者数 299人、実施率 9.9%（令和4年度 7.0%）

3 早期介入保健事業(39歳以下被保険者の健康診査等)

概要	特定健診前の39歳以下を対象にした生活習慣病の早期発見・早期治療と特定健診受診率向上を目的とする事業
対象者	年度末年齢37、38、39歳の国保被保険者（特定健診プレ年代）
実施方法等	簡易血液キットによる検査。令和5年11月1日から令和5年12月22日まで、スマートフォン・PCから申込（自己負担1,500円）。申請上限300人
実績	対象者 3,606人中 214人申込み、181人が検査実施

4 糖尿病性腎症重症化予防事業

概要	糖尿病性腎症等の患者を対象に、かかりつけ医と管理栄養士等が連携し保健指導を行い、生活習慣の改善を図ることにより人工透析等の重症化を予防する事業
対象者	糖尿病性腎症重症化のリスクが高い者(糖尿病性腎症第2期、第3期)
実施方法等	対象者宛勧奨通知及びかかりつけ医から勧めていただく方法にて参加者を募り、かかりつけ医と管理栄養士等が連携し概ね6か月間計6回の保健指導を実施する（医師会委託）。 また、前年度参加者にフォローアップを1回実施する。
実績	参加者 37人（フォローアップ 18人含む）

5 医療機関受診勧奨（生活習慣病ハイリスク者への受診勧奨）

概要	糖尿病のリスクが高い方の重症化予防を目的に、医療機関受診勧奨を行う事業
対象者	健診異常値放置者（医療機関受診が必要な検査値にもかかわらず、未受診の方）と、糖尿病治療中断者
実施方法等	健診データから、対象者を抽出し、糖尿病重症化予防の周知・啓発リーフレットを同封のうえ、医療機関受診勧奨通知を送付する。
実績	通知数 231人（健診異常放置者 199人、糖尿病治療中断者 32人） 受診率 14.6%

6 歯科受診勧奨

概要	歯周病と糖尿病等の生活習慣病の改善を目的として、リスクが高い方を対象に歯科受診勧奨を行う事業
対象者	糖尿病治療中で歯科受診歴が無い方
実施方法等	糖尿病の罹患者データから抽出した対象者宛に、歯周病と糖尿病の関連性を周知啓発するリーフレットを同封し、歯科受診勧奨通知を送付する。
実績	483人中、歯科受診 69人（受診率 14.3%）

7 後発医薬品差額通知

概要	後発医薬品の普及と切り替えの促進により、調剤に係る自己負担軽減と医療費の適正化を図ることを目的に、差額（後発医薬品への切替による薬剤費軽減見込額）通知を行う事業
対象者	100円以上の差額が生じる者
実施方法等	先発医薬品と後発医薬品の差額が一定額を超えた方に、後発医薬品に切替えた場合の薬剤費軽減見込額と、後発医薬品の有効性を周知啓発する通知を送付する。 また、15歳未満の対象者（保護者）向けには、啓発リーフレットを同封している。
実績	計 10,868通送付（15歳未満：年6回、15歳以上：年3回）、 普及率 78.9%（令和6年3月末時点） ※参考（令和5年3月末時点普及率 77.4%）

8 適正な受診・服薬の促進

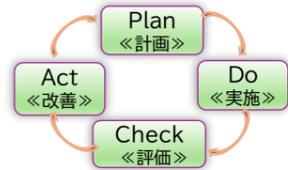
概要	健康保持・疾病の重篤化予防や医療費適正化を図ることを目的に、重複・多剤投与等のリスク対象者に服薬情報通知を送付し、医師・薬剤師への相談を勧奨する事業
対象者	重複服薬・多剤服薬者等
実施方法等	重複服薬者・多剤服薬者等を対象に、薬の処方を受けた医療機関や薬の情報を記載した服薬情報通知を送付し、医師・薬剤師への相談を勧奨する。また、薬局での服薬指導の内容を区に報告していただき、指導内容や介入結果を把握する。（※都モデル事業終了に伴い再構築）
実績	服薬状況改善割合（重複服薬68.5%、多剤服薬52.5%） 服薬情報通知数 1,000通 服薬相談人数 46名（薬局からのアンケート回答により把握した人数）

大田区国民健康保険 第2期データヘルス計画 最終評価（平成30(2018)年度～令和5(2023)年度）概要版

第1章 データヘルス計画の背景と過程

(※大田区特定健康診査等実施計画を内包)

データヘルス計画は、国民健康保険法に基づく被保険者の健康の保持増進のための事業計画であり、健康・医療情報を活用しPDCAサイクルに沿って運用している。第2期では中間評価後令和5年度に仮評価を行い、令和6年3月に第3期計画を策定している。



第2章 第2期データヘルス計画最終評価について

1 最終評価の趣旨

第3期計画策定時に第2期計画の振り返りと評価を行っているが、令和4年度までの実績に基づいた仮評価のため、令和5年度の実績確定後に改めて最終的な評価を行うことで計画期間の6年間で総括する。このことにより、令和6年度から始動している第3期計画と的確に連動しながら、中間評価に向けて保健事業を円滑に推進していく。

2 評価方法について

事業全体の評価	判定	各指標の評価
うまくいった	A	目標を達成
ある程度うまくいった	B	目標は達成できなかったが目標に近い成果あり
あまりうまくいかなかった	C	目標は達成できなかったが一定の効果あり
まったくうまくいかなかった	D	効果があるとはいえない
わからない	E	評価困難

中間評価同様、「事業全体」と「4つの指標区分」について、A～Eの5段階で判定する。

指標区分
アウトカム【成果】
アウトプット【実績】
プロセス【過程】
ストラクチャー【構造】

第3章 第2期データヘルス計画の全体像

1 計画の目標

大田区国保は、特別区と比較した場合、40歳代が少ない一方で65歳以上の前期高齢者が多く、生活習慣病の保有率や一人当たりの医療費が高い傾向にある。第2期は団塊の世代が前期高齢者となり、国民健康保険に多く加入している時期の計画であり、前期高齢者の健康づくりに焦点をあてた計画として3つの目標を掲げている。

2 健康課題と取組の方向性

3つの目標に向けて、効果的な取組を推進するため健康課題を明確化した。さらに中間評価では、課題に沿って各取組の目標設定や内容の見直しを行っている。

目標1 健康・医療情報のデータ分析に基づいた被保険者の健康の保持増進

目標2 被保険者の健康寿命の延伸

目標3 医療費の適正化

健康課題Ⅰ
特定健康診査・特定保健指導を基盤とする生活習慣病予防の取組

健康課題Ⅱ
高年齢層の要因である糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組

健康課題Ⅲ
被保険者の健康保持増進・健康意識の向上

各取組の目標【中間評価後】

生活習慣病の早期発見のため特定健康診査の受診率を向上させる

生活習慣改善の支援を効率的かつ円滑に実施する

早期に健康への意識向上を図り、40歳以降の特定健康診査につなげる

生活習慣改善の支援を提供し、HbA1c値の改善をめざす

生活習慣病の未治療者の受診行動を促し、重症化を予防する

歯周病未治療者の受診行動を促し、糖尿病等の生活習慣病の改善につなげる

後発医薬品普及率80%以上を達成する

より多くの方に服薬指導を提供し改善者数を増やす

適正な受診・服薬の促進

健康ポイント事業への被保険者の参加者数を増やす

健康づくりの取組支援

新規加入者全てに保健事業を周知する

広報を活用した情報発信

COPDの認知度を向上させ喫煙者数を減らす

禁煙への支援

地域包括ケアに係る国保保健事業を確立する

地域包括ケアに係る取組

第6章 第3期特定健康診査等実施計画の最終評価

第3期計画目標及び実施結果

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	当初目標値	40.0%	42.0%	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%
	中間評価後目標値			37.0%	39.0%	41.0%	43.0%
	結果	36.6%	36.9%	36.2%	38.0%	38.0%	38.8%
特定保健指導実施率	当初目標値	20.0%	22.0%	24.0%	27.0%	31.0%	35.0%
	中間評価後目標値			10.0%	15.0%	17.0%	19.0%
	結果	10.6%	6.8%	13.0%	11.7%	7.0%	9.9%
メタボ該当者・予備群減少率	目標値	令和5(2023)年度において、平成20年度比25%減少					
	結果	-	-	-	-	-	9.6%

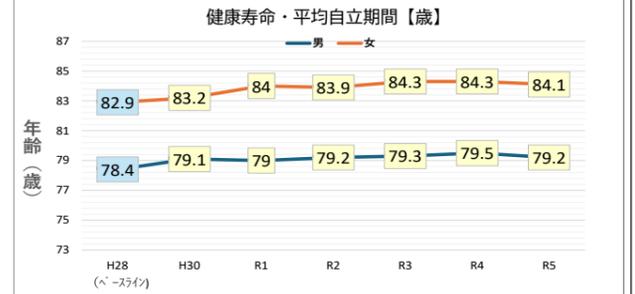
計画当初は、国が掲げる特定健康診査、特定保健指導それぞれの目標値60.0%に近づけるため、計画最終年度(令和5年度)目標値を左表のとおり設定していた(当初目標値)。その後、令和2年度の計画中間評価では、実現可能な目標値へ見直しを行った(中間評価後目標値)ものの、結果としてその目標値にも届かなかった。メタボ該当者についても、減少傾向ではあるが、目標値には到底及ばない結果となった。

第4章 計画全体の評価

1 アウトカム【成果】…第2期の数値変化により目標達成度を評価

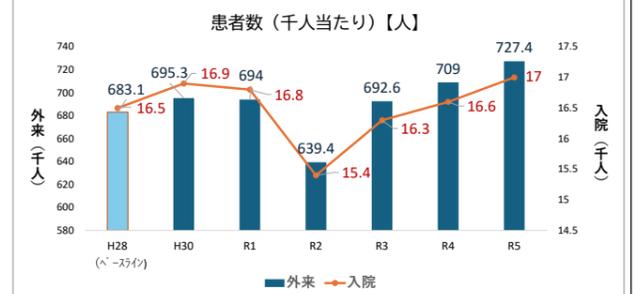
指標判定：A 目標を達成/B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり / C 目標は達成できなかったが一定の効果あり/D 効果があるとはいえない/E 評価困難

指標	目標	振り返り	評価
健康寿命・平均自立期間	延伸	・6年間の増減はあるが、ベースラインから延伸している。 ・健康寿命の延伸は最終目的といえるため、都や他区、同規模自治体等と比較し評価しながら計画全体の事業を検討する必要がある。	A
患者数(千人当たり)	ベースライン以下	・入院より外来が増加した。重症化前に受診する傾向が推察される一方で、新型コロナウイルス感染症の影響、高齢者割合増加など、保健事業以外の要因による影響が大きいため、事業実施の効果の測る指標としては適切ではなかった。	C
メタボ率(予備群含む)	ベースライン以下	・男女ともにベースラインから増加しているが、最高値となった令和2年度以降は減少傾向である。さらに令和5年度の女性の割合をみると、都の動きとは逆にコロナ前の水準に減少した。引き続き推移を注視し、生活習慣病対策に結び付けていく。	C
特定健康診査受診率	43.0%	・令和5年度に最も高い受診率となりベースラインを0.8%上回ったが、目標値43%には到達しなかった。 ・人工知能を活用したはがきによる受診勧奨や、人間ドック受診助成の効果の評価しているが、さらなる受診率の向上には別の手段も講じる必要がある。	B



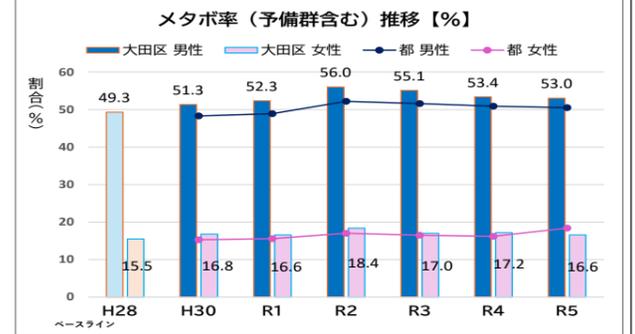
2 アウトプット【実績】…各保健事業実績を総合的に評価

指標	保健事業の実施状況	評価
目標	特定健康診査と各種保健事業の参加率向上	
振り返り	事業内容や規模の変更により経年評価が馴染まない実績もあり、評価が難しいところであるが、取組が進まなかった2事業以外は、毎年度PDCAサイクルを回しながら必要な予算を獲得し、概ね着実に推進している状況である。	B



3 プロセス【過程】…保険者の健康・医療情報の活用状況を中心に、経年実績を評価

指標	健診データ・レセプト等のデータに基づいた現状分析、事業選択の実施	評価
目標	受診勧奨、保健指導のシステムの継続的な管理を確実に実行	
振り返り	KDB 始め各種システムを活用する機会が増えたことに加え、システム変更を機に事業の一元管理が進み、直営で事業対象者の抽出を実践する中で毎年精査・見直しが進んでいる。また、地域別の分析により、特性や健康課題の違いを把握できたため、今後はデータの活用について検討していく。	A



4 ストラクチャー【構造】…保健事業を実施するための体制づくりを中心に実績を評価

指標	庁内・庁外関係機関との連携	評価
目標	庁内、庁外とも緊密な連携のもと確実な事業実施を図る	
振り返り	医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携体制を築き、地域資源を活用した保健事業を推進している。また、健康づくり課と事業実施体制の見直し等において協体制が深化しており、引き続き、成果を得るため連携を進めていく。	A



5 総括及び第3期計画の展望(抜粋・要約)

目標や評価指標について	事業実施について	計画全体について
<ul style="list-style-type: none"> 中間評価で事業目標を明文化したことで方向性が定まり、事業構築を円滑に進めることができた。 計画全体の指標は、事業効果を評価するうえで万全ではなかったが、推移により要因を考察し、取組の方向性を検討することができた。 個別事業では、取組の見直し等で経年評価がなじまない指標があった。第3期では終期まで継続して評価を行えるよう留意しており、目標達成に向けてPDCAサイクルをより効果的に活用していきたい。 都や他区等と比較・検証する視点も不足していた。第3期では都の共通評価指標が設けられたため、区別の状況を客観的に捉え事業に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の目標に向けてPDCAサイクルが実践されている。 特定健康診査は計画の基幹であり受診率向上が最重要課題のため、引き続き最優先で取組まなくてはならない。第3期では費用対効果も鑑み、はがき勧奨以外の施策にも引き続き積極的に取り組む必要がある。 糖尿病性腎症重症化予防事業は計画の主要事業として、医師会委託による地域の医療資源を活用した運営が実現している。実績においては例年保健指導参加者数が定員に満たない状況のため、連携しながら改善をめざす。 区の健康課題である循環器病に着目し、重症化予防の糸口として高血圧病の受診勧奨を第3期から開始しており、適切な疾病管理につなげられるよう推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 中間評価によって事業の質や実行性が向上したことを実感している。第3期では単年度評価も明文化しながら、より綿密にPDCAサイクルを回していく。 庁内外との連携構築にも注力し、事業実施体制を整え円滑に進められたことは大きな成果と捉えている。第2期の6か年は各事業の実施体制を整え、着実に実施することが主軸であったため、第3期では成果重視の方向性のもと、構築してきた土台とノウハウを活かし、工夫を重ねながら保健事業を進化させていく。 第3期では東京都の標準化ツールを活用し、他自治体の知見も参考にしながら、より効果的・効率的な事業設計を行っていく。

第5章 個別保健事業の評価

指標判定：A 目標を達成／B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり
 ／C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり／D 効果があるとはいえない／E 評価困難

優先度：
 ◎…高 ○…中 △…低

事業全体の評価：A うまくいった／B ある程度うまくいった
 ／C あまりうまくいかなかった／D まったくうまくいかなかった／E わからない

事業名	対象者	目標	取組内容	主な指標	目標値	ベースライン (初期値)	令和元年度 (中間時)	令和5年度 (最終時)	指標 判定	評価のまとめ (抜粋・要約)	優先度 全体評価			
											優先度	中間	最終	
健康課題Ⅰ 特定健康診査・特定保健指導を基盤とする生活習慣病予防の取組														
1 特定健康診査	40～74歳 の被保険者	生活習慣病の早期発見のため受診率を向上させる	(1)受診勧奨 【ア】 はがき勧奨 【イ】 受診済みシール&勧奨カード 【ウ】 医療機関へ白紙受診票配布	特定健康診査受診率	43%	38.0%	36.9%	38.8%	B	目標値未到達だが、受診率が向上し、取組を評価する。 【ア】 令和3年度導入のAIを活用したはがき勧奨は、受診率向上策の土台として不可欠。 【イ】 コロナ禍もあり、運用困難な医療機関が多く活用が進まなかった。 【ウ】 受診機会の先送りを防ぐ有効な手段であると評価。	◎	—	—	
				(1) 勧奨受診率	45%	30.8%	24.4%	20.8%	C			C	C	
				(2)人間ドック受診助成	1%	0.29%	0.84%	1.15%	A			・年々利用者が増加し、受診率の向上に寄与している。 ・申請方法を簡素化し、事務負担も軽減したことから、プロセス、ストラクチャー面の評価も高い。	B	A
				(3)事業者健診のデータ活用	100件	※R元開始	3件	2件	C			・成果は上げられていない。ターゲットを明確にして周知啓発を図るなど、工夫や注力が不足していた。また、異なる健診制度によるため、動向を注視していくことも必要。	C	C
			(4)検査データ活用	(4) 活用件数	3,000件	7件	5件(終了)	—	D	・活用数が伸びず目標値と大きく乖離してしまった。医療機関の事務負担が大きかったことが要因と考える。		—	D	
2 特定保健指導	生活習慣病 リスクの 高い方	生活習慣改善の支援を効果的かつ円滑に実施する	実施率向上にむけた保健指導の実施体制の見直し・検討 ※事業は健康づくり課に執行委任	特定保健指導実施率	19%	10.6%	6.8%	9.9%	C	・3か所ではあるが医療機関での実施が実現し、健診当日の初回面談が可能となったことは評価している。 ・ICTの導入はコロナ禍のニーズに対応できるツールとなったが、65歳以上の対象者が多いこともあり、実施件数は伸びなかった。	◎	C	C	
				対象者の減少率	25%	19.3%	18.4%	18.3%	C					
3 早期介入保健事業	39歳以下 の被保険者	早期に健康への意識向上を図り、40歳以降の特定健診受診につなげる	(1)簡易血液検査キット (2)39歳以下基本健診との連携	40歳代の特定健診受診率	25%	19.8% (H30)	20.3%	22.3%	B	・仕事等で忙しい若年層に一定のニーズがあり有用な取組である。しかしながら、40歳代の特定健診受診率は依然として低いこと、また、事業規模が小さく、若年世代の健康意識向上につながる実感が無いことが課題となっている。 ・39歳以下基本健診のPRについては、手法に広がりを見いだせなかった。	○	B	B	
				次年度の健診希望率	80%	※R元設定	77.0%	77.3%	B					
健康課題Ⅱ 高額医療の要因である糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組														
1 糖尿病性腎症 重症化予防	糖尿病性腎症の基準該当患者	生活習慣改善の支援を提供し、HbA1c値の改善をめざす	保健指導	HbA1cの改善者割合	80%	58.8% (H29)	61.5%	73.3%	B	・医師会委託に一括化することにより、区内の医療資源等を有効に活用しながら、医師会と区が連携して事業に携わることができている。 ・事業参加者の低迷や、協力医療機関の偏り等の課題があり、工夫・改善の余地は残されていると考える。	◎	B	B	
				参加者の人工透析移行者	0人	0人	0人	0人	B					
2 医療機関受診勧奨等	生活習慣病 リスクの 高い方	生活習慣病の未治療者の受診行動を促し、重症化を予防する	受診勧奨	勧奨者の受診率	50%	38.2% (H30)	38.7%	14.6%	C	・医師会の検討委員と連携し事業を構築できている。 ・勧奨対象者の抽出条件を毎年精査していたため、受診率の経年比較による評価は難しい。 ・HbA1cが8.0%以上の未治療者の減少傾向を評価する。 ・受診率が低い理由として、HbA1cの数値があまり高くない層は不調の自覚が乏しいため、受診につながりにくかったと考える。	○	C	C	
				HbA1c8.0%以上の未治療者	0人	70人 (H29)	52人	23人	B					
3 歯科受診勧奨	リスク 保持者	歯周病未治療者の受診行動を促し、糖尿病等の生活習慣病の改善につなげる	受診勧奨	歯周病未治療者の受診率	30%	※R元開始	25.8%	14.3%	C	・歯科医師会との意見交換や啓発資料の活用等により連携体制を構築できた。 ・受診率の経年比較は抽出条件や効果検証方法を毎年精査したため、評価が難しい。 ・令和3年度からは歯周病が悪化する手前の若年層に対象を切り替え、令和4年度は目標の500人以上に勧奨したが、働き盛りの忙しい世代のため受診率は低下した。	○	B	C	
				歯科受診勧奨数	500人	※R元開始	393人	483人	B					
健康課題Ⅲ 被保険者の健康保持増進・健康意識の向上														
1 後発医薬品利用 促進	被保険者 全員	後発医薬品普及率 80%以上を達成する	(1)後発医薬品差額通知の発送 (2)後発医薬品希望シール・カードの配布	数量普及率	80%以上	61.0%	72.7%	78.9%	B	・数量普及率は目標値に届いていないが毎年上昇しており、取組の効果を評価する。 ・普及率に応じて毎年通知数の精査ができている。 ・15歳未満の普及率は全体平均より低い上昇傾向がみられる。保護者用の啓発リーフレットを追加したことで少なからず効果が得られたものと評価する。 ・シール・カードの配布は有効で、確立している。	○	B	B	
2 適正な受診・服薬 の促進	重複・多剤 服薬者	より多くの方に服薬指導を提供し、改善者数を増やす	服薬情報通知 保健指導	受診服薬状況改善割合	100%	93.8% (H30)	100%	45.7%	C	・対象者抽出条件や事業規模等の変遷により経年比較による事業評価が困難だった。 ・都のモデル事業へ参加し、より指導が必要な方に対象を広げることができた。 ・薬剤師会との連携も進み、令和5年度に事業を再構築する際、地域薬剤師が要となる協力体制が実現し、地域連携事業として大きな転機となった。	◎	C	C	
				保健指導参加者数	20人	21人 (H29)	5人	46人	C					
3 健康づくりの取組 支援	被保険者 全員	「はねびょん健康ポイント事業」への被保険者の参加者数を増やす	国保加入者への事業周知	国保加入者の参加数・割合	増加	※R元開始	1,109人 17.7%	8,165人 19.4%	A	・案内チラシの窓口配布のほか、様々な媒体への周知・広報が功を奏し、国保の参加割合が増加している。 ・健康に関する情報提供等により、健康リテラシーの向上が図れていると推察する。 ・区の事業として多くの企業・団体と連携のもと様々な取り組みが進んでいるが、健康づくり事業としての効果を見える化できるよう、国保の取組や工夫について検討が必要。	○	B	B	
4 広報を活用した 情報発信	被保険者 全員	新規加入者全てに保健事業を周知する	保健事業の周知	前年度加入者の次年度健診受診率	50%	※R元開始	—	32.1%	C	・中間評価において目標を定めたことで、国保窓口来庁者に周知する新たな取り組みが進んだが、全ての新規加入者をカバーする体制まで至らなかった。 ・効果検証が難しく手探りだったが、新しい試みや工夫を重ねることができた。 ・医療費の現状についての情報発信が進まなかった。	○	C	C	
5 禁煙への支援	被保険者 全員	COPDの認知度を向上させ喫煙者数を減らす	喫煙による健康被害の周知と禁煙への支援	禁煙支援策の検討	検討開始	未実施	現状把握	現状把握	E	事業化を模索したが、保険者として効果が期待できる取組は見いだせず、具体的な関係機関との調整まで至らなかった。	△	E	D	
6 地域包括ケアに かかる取組	被保険者のうち前期高齢者等	地域包括ケアにかかる国保保健事業を確立する	地域包括ケア連携事業	関係部局との連携	実施	—	未実施	未実施	E	・令和3年度以降は、前期高齢者で介護認定歴がある健康状態不明者を対象に、電話による介入を行っている。実績としてはごく少数であり国保保健事業として確立するまでには至っていない。	△	E	E	



大田区国民健康保険
第2期データヘルス計画
最終評価

平成30（2018）年度～令和5（2023）年度

令和7年3月
東京都大田区



目次

第1章 データヘルス計画の趣旨と経過	1
第2章 第2期データヘルス計画最終評価について	2
第3章 第2期データヘルス計画の全体像	3
第4章 計画全体の評価	4
第5章 個別保健事業の評価	8
第6章 第3期特定健康診査等実施計画の最終評価	43

第1章 データヘルス計画の趣旨と経過

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」とされた。

これを踏まえ、平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部が改正され、保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施、評価、改善等を行うものとされた。

このため、大田区では平成28年度から29年度を第1期、平成30年度から令和5年度を第2期として、保健事業の核である「大田区特定健康診査等実施計画」を包含し、データヘルス計画を策定している。

平成30年4月からは都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、「保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進」が掲げられた。

その後、令和4年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPI（重要業績評価指標）の設定を推進する。」と示された。

この間、大田区では、令和2年度の第2期データヘルス計画中間評価において、区の健康課題の現状を把握したうえで保健事業の方向性や計画の見直しを行い、目標達成に向けて事業を推進してきた。

そして、第2期データヘルス計画最終年度である令和5年度では、直近の実績を基に計画全体及び個別事業の成果や目標の達成状況について仮評価を行い、振り返りや考察のもと次期計画との連動を図った。

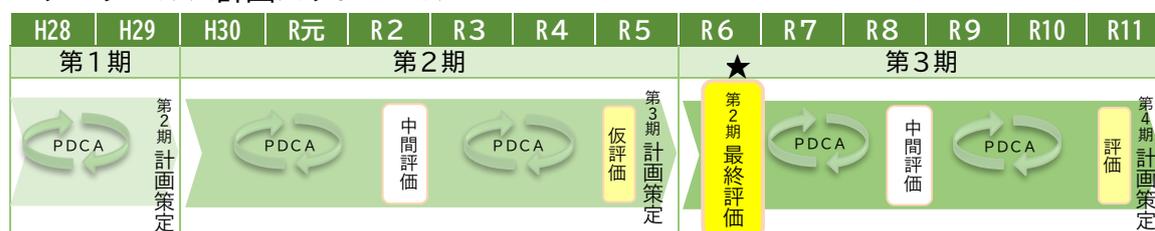
このような背景・経過により、令和6年度から令和11年度を計画期間として、令和6年3月に第3期データヘルス計画を策定したところである。

《データヘルス計画のPDCA》

- (1) 計画策定時や中間評価では、データ分析により健康課題を抽出し、計画の立案・見直しを実施。
- (2) 毎年度、個別事業ごとに評価・見直しを行い、PDCAサイクルを回す。



《データヘルス計画スケジュール》



第2章 第2期データヘルス計画最終評価について

1 最終評価の趣旨

第3期計画策定時に第2期計画の振り返りと評価を行っているが、令和4年度までの実績に基づいた仮評価のため、令和5年度の実績確定後に改めて最終的な評価を行うことで計画期間の6年間を総括する。このことにより、令和6年度から始動している第3期計画と的確に連動しながら、中間評価に向けて保健事業を円滑に推進していく。

2 評価方法について

(1) 評価実施者

以下の事業や参考資料等を活用し、保険者による評価を行う。

- ・東京都データヘルス計画支援事業
- ・東京都国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会
- ・国保のデータヘルス計画策定・推進ガイド 第3期版 【著：福田吉治（保健事業支援・評価委員）】
- ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン（令和5年4月）

(2) 評価基準

令和2年度に実施した中間評価において、目標達成に向けた計画全体の評価指標を設定するとともに、個別事業についても取組内容や評価指標・目標(値)を見直ししているため、中間評価をベースに最終評価を行う。

(3) 評価指標

事業の実施状況・成果を評価するアウトプット・アウトカム指標に加え、事業実施に必要な体制・方法整備の状況を捉えるストラクチャー・プロセス指標について評価を行う。

指標区分	設定内容
アウトカム 【成果】	事業の目的や目標の達成度、成果の数値目標等
アウトプット 【実績】	目的や目標の達成のために行う事業の実績
プロセス 【過程】	目的や目標の達成に向けた過程(手順)や活動状況
ストラクチャー 【構造】	保健事業を実施するためのしくみや体制

(4) 評価判定

事業の評価については中間評価と同様の判定区分とし、各指標の評価についても、評価レベルを合わせて5段階で判定する。

事業全体の評価	判定	各指標の評価
うまくいった	A	目標を達成
ある程度うまくいった	B	目標は達成できなかったが目標に近い成果あり
あまりうまくいかなかった	C	目標は達成できなかったが ある程度の効果あり
まったくうまくいかなかった	D	効果があるとはいえない
わからない	E	評価困難

第3章 第2期データヘルス計画の全体像

1 計画の目標

大田区国保は、特別区と比較した場合、40歳代が少ない一方で65歳以上の前期高齢者が多く、生活習慣病の保有者率や一人当たりの医療費が高い傾向にある。

第2期は団塊の世代が前期高齢者となり、国民健康保険に多く加入している時期の計画であり、前期高齢者の健康づくりに焦点をあてた計画として3つの目標を掲げている。

- 目標1 健康・医療情報のデータ分析に基づいた被保険者の健康の保持増進
- 目標2 被保険者の健康寿命の延伸
- 目標3 医療費の適正化

2 健康課題と取組の方向性

3つの目標に向けて、効果的な取組を推進するため健康課題を明確化した。さらに中間評価では、課題に沿って各取組の目標設定や内容の見直しを行っている。



第4章 計画全体の評価

中間評価ではデータ分析等により現状を整理し、目標達成に向けてデータヘルス計画全体を評価するための指標を設定している。

本章では、4つの指標区分（アウトカム・アウトプット・プロセス・ストラクチャー）のもと設定した指標について評価を行い、計画全体の振り返りや考察を第3期計画に連動させる。

1 アウトカム【成果】

計画期間中の数値変化により目標の達成度を評価した。

アウトカム指標	ベースライン H28	目標	実績（経年）						指標 評価
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
健康寿命・ 平均自立期間 【歳】	男78.4 女82.9	延伸	男 79.1 女 83.2	男 79.0 女 84.0	男 79.2 女 83.9	男 79.3 女 84.3	男 79.5 女 84.3	男 79.2 女 84.1	A
患者数 (千人当たり) 【人】	外来 683.1 入院 16.5	ベースライン 以下	外来 695.3 入院 16.9	外来 694.0 入院 16.8	外来 639.4 入院 15.4	外来 692.6 入院 16.3	外来 709.0 入院 16.6	外来 727.4 入院 17.0	C
メタボ率 (予備群含む) 【%】	男49.3 女15.5	ベースライン 以下	男 51.3 女 16.8	男 52.3 女 16.6	男 56.0 女 18.4	男 55.1 女 17.0	男 53.4 女 17.2	男 53.0 女 16.6	C
特定健康診査 受診率 【%】	38.0	43.0	36.6	36.9	36.2	38.0	38.0	38.8	B

総括

・6年間での増減はあるが、ベースラインから延伸している。
・健康寿命の延伸は最終目的といえるため、都や他区、同規模自治体等と比較し評価しながら計画全体の事業を検討する必要がある。

総括

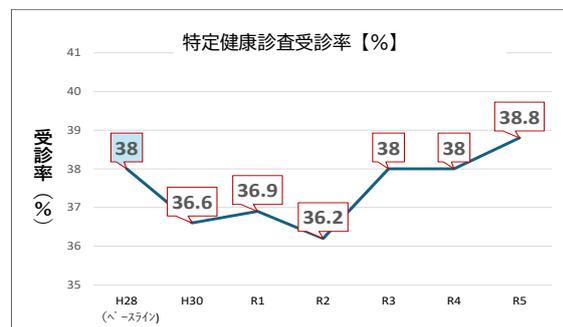
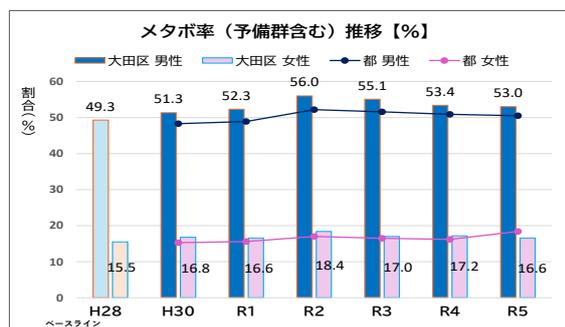
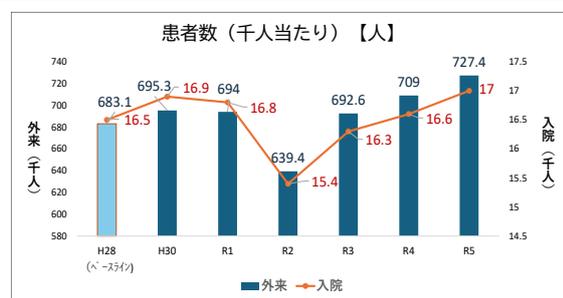
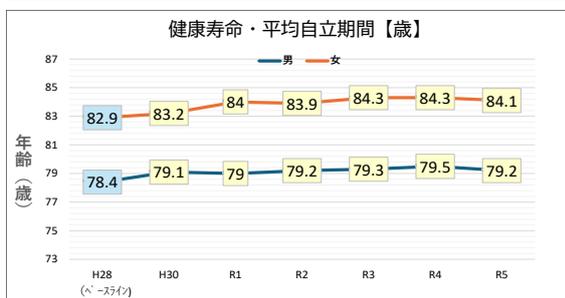
・入院より外来が増加した。重症化前に受診する傾向が推察される一方で、新型コロナウイルス感染症の影響、高齢者割合の増加など、保健事業以外の要因も影響が大きいため、事業実施の効果を測る指標としては適切ではなかった。

総括

・男女ともにベースラインから増加しているが、最高値となった令和2年度以降は減少傾向である。さらに令和5年度の女性の割合をみると、都の動きとは逆にコロナ前の水準に減少した。引き続き推移を注視し、生活習慣病対策に結び付けていく。

総括

・令和5年度に最も高い受診率となりベースラインを0.8%上回ったが、中間評価で下方修正した目標値43%には到達しなかった。
・人工知能を活用したはがきによる受診勧奨や、人間ドック受診助成の効果を評価しているが、さらなる受診率の向上には別の手段も講じる必要がある。



2 アウトプット【実績】

(1) 実施状況

保健事業の実施状況を評価指標としたため、個別保健事業の実績を総合的に評価した。

アウトプット指標		保健事業の実施状況					
目標 (R5)		特定健診受診と各種保健事業の参加率向上					
個別 保健事業	アウトプット 指標	目標値	実績			実施状況・評価	指標 評価
			ベースライン	【中間】 令和2年度	【最終】 令和5年度		
特定健診 (1) 受診勧奨	通知数	分析に基づいた必要通数	36,958件 [H28]	77,525件	1回目 52,000件 2回目 44,405件	・令和3年度導入のAI分析を活用したはがき勧奨は、受診率向上策の土台として不可欠となっている。	B
特定健診 (2) 人間ドック 受診助成	助成件数 (割合)	申請上限数 (100%)	279件 (62%) [H29]	570件 (57%)	892件 (89.2%)	・広報や申請方法の簡素化により年々利用者が増加し、健診受診率の向上に寄与している。	A
特定健診 (3) 事業者健診 データ活用	PR手段	より有効な 周知方法	— [R2開始]	3媒体に 掲載	1媒体に 掲載	・事業に受診率向上の効果が見え ず、広報も拡大できなかった。	C
特定保健指導	実施率	19%	10.6% [H28]	13.0%	9.9%	・ICT導入が有効に機能しているが実施率の目標値は未達成である。 ・一部の医療機関ではあるが、初回面接までの時間短縮が実現したことは高く評価している。	C
早期介入保健事業	申請者割合	100%	70.5% [H30]	100%	71.3%	・令和2、3年度に目標値達成。他の年度も高値のため、ニーズがある事業と認識している。	B
糖尿病性腎症 重症化予防	参加者数	60人	18人 [H28]	21人	19人	・参加者が20人前後で推移している。 ・目標値と乖離している。	B
医療機関受診勧奨	勧奨数	実績で検討	200人 [H28]	719人	231人	・PDCAのもと抽出条件を毎年精査した。 ・条件が異なり経年比較は困難だった。	B
歯科受診勧奨	勧奨数	500人	— [R元開始]	393人	483人	・PDCAのもと抽出条件を毎年精査した。 ・経年比較は困難だが令和4年度に目標値を達成した。	B
後発医薬品 利用促進	通知数 (回数)	該当者の 減少	6,915件 (2回) [H28]	35,990件 (12回)	10,868件 (9回)	・普及率の上昇傾向を鑑み、毎年度通知数や回数の精査を行っている。	B
適正な受診・服薬 の促進	保健指導 参加者数	20人	— [H29開始]	15人	46人	・事業スキームや抽出条件等の変遷により、経年評価は困難だった。 ・最終年度では参加者(≒薬局相談者)が増加した。	B
健康づくりの 取組支援	チラシ 配布数	新規加入 来庁者全員 への配布	— [R2開始]	3,698枚	5,000枚	・一定数を配布できたが、本庁舎窓口のみの対応となった。 ・様々な媒体での広報を工夫した。	B
広報を活用した 情報発信	新規加入者 への保険事業 紹介チラシ 配布数	新規加入 来庁者全員 への配布	— [R2開始]	1,500枚	4,400枚	・新たな取組が進んだが、全ての新規加入者をカバーする体制まで至らなかった。	C
禁煙への支援	※検討段階 のため設定 なし	—	—	—	—	・保険者として効果が期待できる取組は見いだせなかった。	E
地域包括ケアに かかる取組	※庁内の方向 性が決まり 次第決定	※庁内の方向 性が決まり次 第決定	—	—	—	・国保保健事業として確立するまでには至っていない。	E

(2) 指標評価について

総括	事業内容や規模の変更により経年評価が馴染まない実績もあり、評価が難しいところであるが、取組が進まなかった2事業以外は、毎年度PDCAサイクルを回しながら必要な予算を獲得し、概ね着実に推進している状況である。	総合評価
		B

3 プロセス【過程】

(1) 実施状況

被保険者の健康・医療情報のデータ活用状況を中心に、経年実績を評価した。

プロセス指標	健診データ・レセプト等のデータに基づいた現状分析、事業選択の実施
目標 (R5)	受診勧奨、保健指導のシステムの継続的な管理を確実に行う
ベースライン	KDBシステムのみ。現状分析は手探り状態。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 医療費分析システムを導入し、受診勧奨等への活用を始めた。 医療機関受診勧奨を直営実施に切替えた。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関受診勧奨について、初年度の抽出方法を継続し、比較・検証を行った。 平成30年度に行った歯科分析で得たエビデンスを基に、歯科受診勧奨を開始した。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関受診勧奨では、国の全数調査で示されたKDBシステムによる抽出方法を実践。 地域別の医療費分析を委託し、疾患別の患者割合等についての経年把握を開始した。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関受診勧奨において、令和2年度の課題点を踏まえ、対象者の抽出条件を精査した。 歯科受診勧奨では、歯科分析を活用し、対象を歯周病が悪化する手前の年齢層に変更した。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 年度末での医療費分析システム提供修了に伴い、後継とする保健事業管理システムへの転換準備を円滑に進めることができた。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針に則り、第3期計画策定においてKDBシステムの活用の促進を図った。 保健事業管理システムを活用し、保健事業の一元管理を開始した。

(2) 指標評価について

総括	KDB始め各種システムを活用する機会が増えたことに加え、システム変更を機に事業の一元管理が進み、直営で事業対象者の抽出を実践する中で毎年精査・見直しが進んでいる。また、地域別の分析により、特性や健康課題の違いを把握できたため、今後はデータの活用について検討していく。	総合評価
		A

4 ストラクチャー【構造】

(1) 実施状況

保健事業を実施するための体制づくりを中心に実績を評価した。

ストラクチャー指標	庁内・庁外関係機関との連携
目標 (R5)	庁内、庁外とも緊密な連携のもと確実な事業実施を図る
ベースライン	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係部局との連携が進む。 医師会との連携が始まる。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医の検査データ活用 (R元終了) 糖尿病性腎症重症化予防事業の医師会委託開始 歯科医師会、健康づくり課と連携し歯科分析実施
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関へ特定健診の白紙受診票配布 歯科受診勧奨開始 健康ポイント事業を拡大し健康づくり課に事務移管
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師会との連携：健診受診勧奨カード配布協力(R3終了)
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 一部医療機関による特定保健指導の試行開始 (R5から正式実施) 重複・多剤服薬者への保健指導について、都モデル事業に参加し薬剤師会との連携が進む
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した特定保健指導の開始
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 適正服薬事業：医師会・薬剤師会・区内地域薬局との連携 (都モデル事業から移行)
期間全般	<ul style="list-style-type: none"> 東京都国保ヘルスアップ支援事業による支援 保健事業支援・評価委員会による助言の活用 東京都データヘルス計画支援事業の活用

(2) 指標評価について

総括	医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携体制を築き、地域資源を活用した保健事業を推進している。また、健康づくり課と事業実施体制の見直し等において協力体制が深化しており、引き続き、成果を得るため連携を進めていく。	総合評価
		A

5 総括及び第3期計画の展望

<h3>目標や評価指標について</h3>
<ul style="list-style-type: none">・中間評価で事業目標を明文化したことで方向性が定まり、事業構築を円滑に進めることができた。・計画全体を評価するため設定した各指標では、取組の成果が直接評価に反映したのもあったが、保健事業の取組以外の要因が大きいと推測される結果もあった。事業効果を評価するうえで万全ではなかったが、指標の推移により要因を考察し、取組の方向性を検討することができた。第3期でも新たに設定した評価指標の推移をみながら保健事業の成果を見極め、目標達成にむけて各事業を実施していく。・個別事業では、定量化できない指標や、取組内容の見直しにより基準が変わり経年評価が馴染まない指標があった。また、目標値も粗放に期待値で設定したのも見受けられた。そのため、事業全体を評価するモノサシとして扱うには難しい部分があったと省みている。このことを踏まえて、第3期計画ではある程度現実的な数値目標に改め、終期まで継続して評価を行えるよう留意し設定しており、目標達成に向けて実績の推移を見ながらPDCAサイクルをより効果的に活用していきたい。・第2期計画では、都や他区等と比較・検証した視点が全般的に不足していたと感じている。第3期計画では都の共通評価指標が設けられたことにより、区の状況を客観的に把握することが容易になる。現行の各種システム（KDB及びsucoyaca）の利活用を推進しながら、他自治体との差を見極めて事業に反映していくことが望まれる。
<h3>事業実施について</h3>
<ul style="list-style-type: none">・各事業において、創意工夫や見直し及び廃止も含めこの6か年で様々な推移があり、目標に向けてPDCAサイクルを実践している状況がうかがえる。・特定健診は計画の基幹であり、被保険者の健康状態を把握し対策を講じるためにも受診率向上が最重要課題である。引き続き医師会との連携を深め最優先で取り組まなくてはならない。第2期でははがき勸奨を重点的に推進する一方で、他保険者の取組を参考に様々な受診率向上策を講じたが、いずれも顕著な効果が得られず終了している。受診率はベースラインを超える実績となったが中間評価で下方修正した目標値に達することができなかった。第3期では費用対効果も鑑み、はがき勸奨以外の施策にも引き続き積極的に取り組む必要がある。・特定保健指導について、ICT等の実施方法を追加した効果はこれからと思われる。さらに、一部医療機関との個別契約により指導開始までの期間短縮が実現したことは大きな一歩と捉えている。第3期では効果を確認しながら取組の拡大も視野に、実施率向上を目指していく。・糖尿病性腎症重症化予防事業は計画の中でも主要事業として優先度が高く、この6年間で医師会委託による実施手法が確立し、地域の医療資源を活用し運営することができている。実績においては例年保健指導参加者数が定員に満たない状況のため、連携しながら改善を目指す。・取組が進まなかった事業は優先度が低い上、必要性や実現可能性の見極めが難しかったことが要因として省みている。なお、「一体的実施」については、国保の関わり方について第3期中で方針を固める必要がある。・区の健康課題である循環器病に着目し、重症化予防の糸口として高血圧病の受診勸奨を第3期から開始しており、適切な疾病管理につなげられるよう推進していく。
<h3>計画全体について</h3>
<ul style="list-style-type: none">・中間評価では、直営でKDB等各種データベースから分析を行い、健康課題・目標に応じて事業の優先付けや見直しを行ったことで、事業の質や実行性が向上したことを実感している。第3期では各事業における毎年度の進捗確認を単年度評価として明文化しながら、より綿密にPDCAサイクルを回していく。・第2期では庁内外との連携構築にも注力し、事業実施体制を整え円滑に進められたことは大きな成果と捉えている。この6か年においては課題分析、立案、予算確保、関係機関の調整を経て各事業の実施体制を整え、着実に実施することが主軸であったため、次の段階となる第3期では成果重視の方向性のもと、構築してきた土台とノウハウを活かし、工夫を重ねながら保健事業を進化させていく。・第3期では東京都の標準化ツールを活用し、他自治体の知見も参考にしながら、より効果的・効率的な事業設計を行っていく。

第5章 個別保健事業の評価

事業
I-1

特定健康診査
(1) 受診勧奨
【ア】 はがき勧奨

1 事業の概要

背景	特定健診は、他の保健事業へ展開する根幹事業であり、区では受診率向上を最重要課題と位置付けている。しかしながら、受診率は平成29年度から令和2年度まで36%台と低迷しており、令和3年度には5年ぶりに38%となったものの、同規模の保険者と比較すると未だ低い状況となっている。
目的	はがき勧奨により特定健診の意識付けを行い、受診行動を促すことで、受診率向上から健康リテラシー向上へ繋げていく。
具体的内容	<p>【ア】 はがき勧奨事業 ※R5実施内容</p> <p>《対象者》 人工知能(AI)の分析により選定された者 (上記は主な対象者の例、事業内容や年度によりターゲットは異なる。)</p> <p>《方法》 外部委託により、AIが過去の健診受診歴や医療機関受診歴、家族構成等を分析し、被保険者個人の特性に応じたはがきの送り分けを実施。</p> <p>《事業スキーム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打合せ : 4月～6月に数回 ・契約締結 : 6月上旬 ・勧奨対象者用データの提供 : 9月上旬 ・勧奨対象者の決定 : 9月 ・実施時期 : 9月29日(1回目発送)、1月12日(2回目発送) ・最終報告、効果検証 : 翌年度4月以降

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン H28	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
受診率	策定当初 50.0% ↓ 中間評価後 43.0%	38.0 %	36.9 %	36.6 %	36.9 %	36.2 %	38.0 %	38.0 %	38.8 %	C
勧奨受診率	45.0 %	30.8 %	1.9 %	5.3 %	24.4 %	22.0 %	18.1 %	21.4 %	20.8 %	C
受診勧奨通知数	分析に基づいた必要通数	36,958 件	13,236 件	9,501 件	77,525 件	37,874 件	1回目 67,787件 2回目 36,313件	1回目 58,600件 2回目 45,500件	1回目 52,000件 2回目 44,405件	B
プロセス指標					ストラクチャー指標					
評価指標	対象者の選定方法				評価指標	健診委員会(医師会)との意見交換				
目標	行動変容につながりやすい対象設定				目標	年2回以上				
指標判定*	B				指標判定*	A				

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、

C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	・11月に10,742名宛に発送。実施費用も300万円以下で、件数は少なめの勧奨事業だった。	・合わせて特定健診に係るアンケートを実施しており、受診しない理由として「 <u>通院中</u> 」、「 <u>職場健診や人間ドック等他の健診機会を利用している</u> 」といった被保険者が多いことがわかった。
平成31(令和元)年度	・7月に早期受診勧奨を実施、はがきは2パターンを送り分けし、どちらの勧奨効果があるか検証した。 ・上記勧奨者へ1月に再勧奨 ・上記とは別に2月に前期高齢者に勧奨	・2パターンの送り分けについては、それぞれ受診者数にあまり差がなく、優秀付けられなかった。 ・合計77,525通のはがきを送付したが、期待値ほど受診率は伸びなかった。
令和2年度	・若年層の受診率が低いため、40歳代に受診勧奨を実施。(9月:37,874通) ・コロナにより、1月に予定していたリコールができなかった。	勧奨受診率は22.03%と低かった。検証結果として、受診率向上には60歳以上の不定期受診者へのアプローチの方が効果的であると実感した。
令和3年度	・AIを活用した受診勧奨の開始 →分析により、勧奨対象者を優先順位付けし、各々の特性に見合った4種はがきの送り分けを行った。 (9月:67,787通 1月:36,313通)	・ここ数年36%台だった受診率が38%となり、前年比1.8pt上昇した。しかし、当初は3%向上を目標としており、1,800万円超の委託料に対する費用対効果は芳しくない状況となった。
令和4年度	・令和3年度に引き続き、AIを活用した受診勧奨を実施 →前年度より発送時期を1月前倒し、健康状態不明者へのアプローチを強化した。 (8月:58,600通 11月:45,500通)	・受診率は前年度と変わらず38%台をキープできたと評価する一方、更なる伸びを期待していたため、少し残念な結果となった。 ・国保ヘルスアップにより特定財源を充てているものの、やはり費用対効果としては評価できない。
令和5年度	・AIを活用した受診勧奨を継続実施 令和3、4年度での課題点等を踏まえ、詳しい内容を決定する。 (9月:52,000通 1月:45,500通)	・対象者のどの年代においても、僅かではあるがリピート率が上昇し、結果として受診率は前年度から0.8pt上昇した。AIによる対象者の優先順位付けや、勧奨資材のデザイン、医療機関を容易に探せる区専用の特設Webページが功を奏したと評価している。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	36%台に低迷していた受診率は、令和3年度に38%へ5年ぶりに回復し、4年度の現状維持を経て、5年度には38.8%とこれまでで最も高い受診率となった。人工知能による分析により、大田区国保の傾向や他自治体との差が可視化されるなどの点で有用であり、38、39%台のベースを築く上では欠くことのできない勧奨手法と捉えている。一方、どれだけ緻密な分析をしても、はがき勧奨だけでは大幅な受診率向上は見込めず、健康状態不明者やかかりつけ医がある通院中未受診者への介入方法については、別の手段を講じる必要があると考えている。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	不定期受診者は、コール・リコールをすることで高い確率で受診行動につながることや、新規国保加入者へ特定健診を意識付けるため、はがき勧奨の対象者は、①不定期受診者 ②前年度国保加入者(会社退職者) ③40歳到達者(特定健診初回案内者)及び41歳のレセ無し未経験(40歳から資格あり)として、今まで健康無関心層(健康状態不明者)へ送ってきたはがき枚数を減らし、費用面の削減を図るとともに確実な勧奨効果を得たい。 また、通院中未受診者や健康状態不明者には、異なる切り口でのアプローチの方が有効である可能性を踏まえ、新たな取組について検討を進める。

事業
I - 1

特定健康診査

(1) 受診勧奨

【イ】 特定健診受診済みシール&受診勧奨カードの運用

【ウ】 医療機関へ白紙の受診票配布

1 事業の概要

背景	(再掲) 特定健診は、他の保健事業へ展開する根幹事業であり、区では受診率向上を最重要課題と位置付けている。しかしながら、受診率は平成29年度から令和2年度まで36%台と低迷しており、令和3年度には5年ぶりに38%となったものの、同規模の保険者と比較すると未だ低い状況となっている。
目的	医療機関等との連携・協力体制を構築し、健診受診につなげることを目的とする。
具体的内容	<p>【イ】 特定健診受診済みシール&受診勧奨カードの運用</p> <p>《対象者》 実施医療機関や区薬剤師会会員薬局を利用する40歳以上の被保険者</p> <p>《方法》 特定健診開始に合わせてシールとカードを配布。カードは利用者が手に取ることを想定し施設への配置を依頼。シールは健診受診済みの目印として、受診後に保険証に貼付する。未貼付の方へ受診勧奨をしてもらう。</p> <p>【ウ】 医療機関へ白紙の受診票配布</p> <p>《対象者》 実施医療機関へ受診票不持参で来院した被保険者</p> <p>《方法》 受診票の持参忘れや紛失、あるいは急遽当日受診を決めた方がスムーズに受診できるよう、あらかじめ実施医療機関に白紙の受診票を配布しておく。</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
【ウ】 白紙の 受診票 活用枚数 <small>※ 中間評価で 指標設定</small>	未設定	R2年度 より開始	—	—	—	未把握	未把握	未把握	未把握	B
【ウ】 白紙の 受診票 設置数 <small>※ 中間評価で 指標設定</small>	未設定	R2年度 より開始	—	—	—	7,820 枚	10,000 枚	3,150 枚	2,810 枚	B
【イ】 シール・カード の設置数 <small>※ 中間評価で 指標設定</small>	未設定	R元年 12月 より開始	—	—	シール 12,650枚 カード 20,900枚	シール 48,360枚 カード 48,850枚	シール 28,150枚 カード 31,350枚	事業終了	—	D

プロセス指標		ストラクチャー指標	
評価指標	運用方法の見直し	評価指標	(1) 医療機関・薬局との連携体制 (2) 健診委員会への意見聴取
目標	毎年検討・実施	目標	(1) 運用に関する実態調査の実施 (2) 医療機関や健診委員会からの高評価
指標判定*	A	指標判定*	C

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間（6年間）の取組と振り返り

年度	取組状況（変更点など）	振り返り
平成30年度	未実施	—
平成31（令和元）年度	【イ】 特定健診受診済みシール&受診勸奨カード ・運用開始（12月から実施） ・医療機関299か所に配布	・医療機関で医師等から直接勸奨していただくためのツールとして運用を開始した。 ・健診委員の先生方にはご理解いただいたものの、現場での取扱いや運用、有効性については疑問視する声も聞かれた。
令和2年度	【イ】 特定健診受診済みシール&受診勸奨カード ・薬剤師会の会員薬局にも配布を開始 ・医療機関302か所に配布	・設置数を大幅に増やし（薬局）、取組の定着に努めた。 ・薬剤師会との連携が進んだ
	【ウ】 医療機関へ白紙の受診票配布 ・運用開始 ・全実施医療機関に配布	・受診票を持たないで受診に行く方も一定数いたため、そのような方の救済策としては効果があった。
令和3年度	【イ】 特定健診受診済みシール&受診勸奨カード ・運用について、アンケートによる実態調査を実施 ・実態調査結果を踏まえ、健診委員会にて意見を聴取	・アンケートでは、「必要性を感じない」、「効果は不明」等の声が多数であり、ツールが活かされていないことが把握できた。 ・評価の結果、今年度で廃止する判断をした。
	【ウ】 医療機関へ白紙の受診票配布 ・長寿健診と連携実施	・活用件数や利用割合はカウントが困難なため行っていないが、問合せの数から長寿健診の利用率の方が圧倒的に高い様子。
令和4年度	【イ】 特定健診受診済みシール&受診勸奨カード ・実施せず、事業終了	・事務量を他の取組に転換した。
	【ウ】 医療機関へ白紙の受診票配布 ・前年度ベースで実施	・活用件数は未把握だが、医療機関からの受診券整理番号の問合せは一定数あり、利活用されていると評価。
令和5年度	【ウ】 医療機関へ白紙の受診票配布 ・前年度ベースで実施	・活用件数は未把握。医療機関により、活用の有無はあるようだが、制度については定着してきている。また、割合としては少ないが、受診票忘れ、不持参の方の受診機会の喪失をある程度防いでいる面では評価している。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	【イ】特定健診受診済みシール&受診勸奨カード 受診勸奨カード・受診済シールの運用は、健診実施医療機関や薬剤師会会員薬局と連携・協力のもと、課題としている通院中未受診者の受診勸奨への足掛かりとして期待していたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、「手渡しで患者へ渡すのは難しい状況」などのご意見もあり、有効な施策とはならなかった。
	【ウ】医療機関へ白紙の受診票配布 受診票を持参せずに健診受診に来院される方は、高齢者を中心に一定数存在するため、受診機会の先送りを防ぐ有効な手段であると評価している。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	・受診率の高い他自治体は、医療機関とより密接に連携し健診事業を推進している。通院中未受診者への医療機関内での勸奨方法などについて、健診委員の先生方へご意見をうかがい、有効な手段となるよう検討を進めていく。 ・白紙の受診票の活用は、今後も実施医療機関にご協力をいただき、効果検証方法も検討のうえ継続する。

事業
I - 1

特定健康診査
(2) 人間ドック受診助成

1 事業の概要

背景	第2期データヘルス計画では、各種保健事業の基幹である特定健診の受診率向上を大きな課題としている。特定健診の対象者において人間ドックを受診する方は一定数存在しており、本制度により基本検査項目を含む検査結果を提出してもらうことで、特定健診と同様の扱いが可能のため、受診率として積算できるものとされている。
目的	疾病の予防、早期発見、早期治療及び受診結果に基づく特定保健指導を行い、もって被保険者の健康増進及び医療費の適正化の推進を図るとともに、特定健診の受診率向上への寄与を目的とする。
具体的内容	<p>※R5実施内容</p> <p>《対象者》 当該年度4月1日時点国保加入かつ受診日時点40～74歳の被保険者</p> <p>《要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料を滞納していない ・当該年度の特定健診を受診しない ・特定保健指導対象となった場合は指導をうける <p>《方法》 上記対象で要件を満たす希望者は、人間ドックの受診結果を受領後、「助成金交付申請書兼請求書」・「質問票」・「検査結果」・「領収証」を区に提出する。区は8,000円を上限として助成金を希望口座に振込む。</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン H28	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
健診受診率に対する割合 ※ 中間評価で指標設定	1.0%	0.29%	0.29%	0.44%	0.84%	0.65%	0.87%	0.93%	1.15%	A
助成件数 ※ 中間評価で指標設定	申請上限数	279件	279件	409件	745件	570件	831件	850件	892件	B
		62.0% (上限450件)	62.0% (上限450件)	68.1% (上限600件)	93.1% (上限800件)	57.0% (上限1,000件)	103.8% (上限800件)	106.2% (上限800件)	89.2% (上限1,000件)	

プロセス指標		ストラクチャー指標	
評価指標	業務プロセスの見直し	評価指標	人員体制
目標	業務フロー及び申請方法の簡略化	目標	業務にあたる必要人員の確保
指標判定*	A	指標判定*	A

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったが一定程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間（6年間）の取組と振り返り

年度	取組状況（変更点など）	振り返り
平成30年度	（事業開始2年目） ・特定健診の受診票に、本事業のチラシ兼申請書を同封し、事業認知度の向上を図った。	・助成件数は、初年度の279件から409件と大きく伸びた。健診受診率の割合としてはそれほど高くないが、被保険者のニーズがあることが伺えた。
平成31（令和元）年度	・引き続き特定健診の受診票へのチラシ兼申請書を同封。また、総合病院等一部の医療機関にもチラシ兼申請書を置かせてもらうなど、周知啓発に努めた。	・事業開始3年目となり、事業認知度が上がったことで助成件数は745件と大幅に増加した。 ・問合せも増え、2回の申請（要件確認申請と交付申請）が面倒との声もあった。 ・健診受診率は前年度より0.4ptアップし0.84%となり、受診率向上施策として確立できるものとなった。
令和2年度	・開始直後に新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出され、1月にも再び同宣言が発出されるなど、年間を通じ医療機関に掛かることに抵抗感のある状況となった。	・申請者数が伸びず、特定健診含め積極的に受診を勧められるような状況ではなかったため、最終的に助成件数は570件、受診率割合も0.65%で前年度より低下した。
令和3年度	・事前に要件確認申請をした後、実施申請を行う2段階プロセスを、1回の申請形式にまとめ、申請方法の簡素化を行った。（事後申請となったことで、年度末受診予定者から、上限数超過を懸念する声もあったが、基本的には申請者全員に助成する方針を説明し納得いただいた。）	・申請者及び事務担当者の負担が軽減。 ・申請者からの好評価もあり、コロナ禍が続く状況下においても、助成件数も831件と上限数を上回った。 ・高需要な制度であり、受診率向上に資する事業に成り得ている。
令和4年度	・助成制度の認知度をより高めるため、区SNSアカウントを活用した周知や特定健診受診勧奨はがきに人間ドック受診助成の案内を載せるなど、引き続き積極的な広報を実施した。国庫補助金獲得のため、医療機関との個別協定による実施体制の検討を開始した。	・申請方法の簡素化して2年目、助成件数も850件と伸びており、被保険者にもだいぶ本制度が認知されたと感じている。会計検査院や財政課から国庫補助金獲得のための仕組み作りを課題とされたため、対応に向けた検討が必要となった。
令和5年度	・申請方法の簡素化及び助成制度自体の認知度が高まり、当初予算枠を超える申請が見込めたため、当初予算での予算枠を増加させた。また特定健診受診票一斉発送時の封筒裏に人間ドック等を含めた各健診等の広報を行い、さらなる認知度の向上を目指した。	・補助金適正化方針で終期となる令和5年度は、助成件数892件と上限の1,000件には届かなかったものの、前年度を上回る結果となった。第3期データヘルス計画でも、健康保持増進及び受診率向上の観点で、欠くことのできない事業となり、終期を延長した。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	被保険者のなかには健康意識の高い方が一定数存在し、平成29年度の事業開始から令和4年までで利用者は1,940名、そのうち2回以上申請している方は853名とリピート率も高く、ニーズに対応できているとともに、健診受診率にも貢献している。申請方法の変更（簡素化）も大きな問題なく移行でき、事務負担も軽減したことから、プロセス、ストラクチャー面でもうまくいったと言える。 何より、年々利用者が増加しており、健診受診率の向上に寄与している点で高く評価している。第2期最終年度には、目標としていた健診受診率に対する割合1%を達成し、今後も期待できる事業であると感じている。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	・ 補助金適正化方針の更新及びデータヘルス計画の第3期移行にあたり、本制度利用者にも、特定健診受診相当額を助成額とするため、8,000円から8,400円へ適正化を図った。 ・ 利用者の利便性向上及び、国の補助金（特定健診等国庫負担金）の対象経費とするため、医療機関と個別協定により医療機関の窓口で直接助成額を差し引いた金額での受診を可能とした。今後の実績や有効性を検証し、区内別地域での協定先の拡大の要否などの検討を進める。 ・ 特定健診の受診勧奨はがきに、人間ドック受診助成の案内も併記し、前年度国保加入者などの潜在的ニーズに働きかけることで利用者増を狙う。

1 事業の概要

背景	第2期データヘルス計画では、各種保健事業の基幹である特定健診の受診率向上を大きな課題としている。特定健診未受診者の中には勤め先やアルバイト先で健診を受けている方が一定数存在している。基本検査項目を含む検査結果を提出してもらうことで、特定健診の法定報告値に上乗せし受診率として積算できるものとされている。
目的	データ提供対象者の健康保持増進や疾病の重症化予防に寄与するとともに、特定健診の受診率向上を目的とする。
具体的内容	(3) 事業者健診のデータ活用 <<方法>> 事業を様々な広報媒体で広く周知し、健診結果データを提出してもらう。提出者を特定健診受診とみなしデータ管理する。 さらに、生活習慣病リスクのある対象者は特定保健指導を案内する。

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
申請(提出)件数 ※ 中間評価で指標設定	100件 (R5)	—	—	—	3件	9件	15件	17件	2件	C
PR手段 ※ 中間評価で指標設定	より有効な周知方法について検討	—	—	—	検討	3媒体に掲載	3媒体に掲載	3媒体に掲載	健診フローチャートにのみ掲載	C

プロセス指標				ストラクチャー指標			
評価指標	運用方法の見直し			評価指標	運営体制の構築		
目標	健診実施主体の事業者との連携を検討			目標	事業の定例化		
指標判定*	E			指標判定*	A		

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
 C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間（6年間）の取組と振り返り

年度	取組状況（変更点など）	振り返り
平成30年度	（未実施）	—
平成31（令和元）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の取組に倣い、試行的に実施 ・案内用の発送物や同意書等を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保加入者のうち、どれほどの方が勤め先での健診を受けているか不明であり、受診率向上に繋げるにはもっと深掘りする必要がある。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新規国保加入者へ配布する「健診フローチャート」に掲載 ・広報誌「おおたの国保」に掲載 ・特定健診受診勧奨はがきに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体、特に受診勧奨はがきへの掲載の反響で、検査結果の提出が若干増えた。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・3媒体への掲載を継続 ・インセンティブの検討 ・対象者数の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政課からインセンティブの予算計上は難しい旨の意見があったため、検討が進まなかった。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・3媒体への掲載を継続 ・事業所への広報・周知方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度同様の実施となっている。広報の拡大等についても新たな取組は行っていない。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新規国保加入者へ配布する「健診フローチャート」に掲載（「おおたの国保」「受診勧奨はがき」への掲載について見直し、非掲載とした） 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き同様の実施となっている。広報も新たな取組は行っておらず、掲載媒体もた事業との兼ね合いで非掲載となり、事業優先度は低くなっている。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<p>現状、勤め先や福祉施設での健診結果を提出いただいているが、特定健診の検査項目を満たしていない場合もあり、受診率向上の取組として有効に機能しているとはいえない。</p> <p>実績としては、件数が少なかったこともあり、成果は上げられていない。ターゲットを明確にして周知啓発を図るなど、工夫や注力が不足していた。</p>
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	<p>現在、事業優先度や力の入れどころとしては後回しになっている状況である。</p> <p>制度的な課題として、事業者健診と国保の特定健診の根拠法令が異なるため、厚生労働省の動向などを注視し、再構築に備える。</p> <p>また、社保の適用拡大が進み、国保被保険者が勤務する事業所自体が減少すると思われるため、次の手立ても検討する必要がある。</p>

1 事業の概要

背景	第2期データヘルス計画では、各種保健事業の基幹である特定健診の受診率向上を大きな課題としている。特定健診未受診者の中には定期的な通院で基本的な検査を受けている方が存在している。診療による血液検査で得られた数値を基本検査項目に代えることで、特定健診にみなすことができるものとされている。
目的	データ提供対象者の健康保持増進や疾病の重症化予防に寄与するとともに、特定健診の受診率向上を目的とする。
具体的内容	<p>《概要》 受診率向上施策として、特定健診未受診者で生活習慣病の治療中の方に対して、かかりつけ医が患者の検査等結果データを活用して受診結果表を作成し、健診受診と同様の扱いとすることで健診受診者の増を図る。</p> <p>《対象者》 過去3年間特定健診未受診かつ直近1年間生活習慣病の治療歴のある方</p> <p>《方法》 ・対象者に通常の受診票と一緒に専用の受診票も送付する。 ・対象者がかかりつけ医に持参し、直近3か月以内に受けた検査データの活用に同意する場合、かかりつけ医は検査を省略する形で専用受診票を使用し特定健診として手続きする。</p> <p>※医療機関での事務負担が大きいため、令和元年度で取組を終了した。</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
検査データ活用件数	3,000件	—	—	7件	5件	事業終了				D
プロセス指標					ストラクチャー指標					
評価指標	設定なし				評価指標	設定なし				
※第2期計画中間評価時点で事業を終了している										

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	<p>事業開始</p> <p>《内容》 対象者に「かかりつけ医の検査データ活用方式による受診票」を送付し利用勧奨を行った。</p> <p>《対象》 過去3年間特定健診未受診かつ直近1年間生活習慣病の治療歴のある方</p> <p>《送付数》10,742通 《活用数》7件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年からの医師会との調整を経て、取組を開始することができた。 ・かかりつけ医の理解・協力のもと、多くの患者を特定健診受診につなげられるよう、引き続き医師会との調整が必要。
平成31(令和元)年度	<p>継続実施</p> <p>《送付数》13,772通 《活用数》5件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の事務負担が大きいこともあり、「かかりつけ医の検査データ活用方式による受診票」の活用数が伸びなかった。今後の見直しや費用対効果を鑑み、事業の見直しが必要。
令和2年度	事業を終了し、その他受診率向上事業に転換。	
令和3年度		
令和4年度		
令和5年度		

4 全体評価等

事業全体の評価	<p>A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった</p> <p>D まったくうまくいかなかった E わからない</p>
評価のまとめ	<p>活用数が伸びず、目標数と大きく乖離してしまった。要因のひとつとして、医療機関の事務負担が大きいため取組が定着しなかったことが考えられる。</p>
継続等について	<p>このまま継続 ・ 多少の見直し必要 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討</p>
見直し・改善の案	<p>取組は終了したが、会計検査院検査では、レセプト情報からかかりつけ医での診療結果(血液検査結果)を健診に活用できないかなどを検証していたため、引き続き動向を注視する。</p> <p>今後、医療機関で健診相当の診療を受けている場合は特定健診受診対象者から除外される等、厚生労働省の方針を注視する。</p>

1 事業の概要

背景	高齢者の医療を確保する法律により、平成20年から特定健診と共に生活習慣病リスクの高い方へ保健指導の実施が義務付けられた。大田区では、保健師が配置されている健康づくり課へ業務を執行委任し、委託により実施している。近年の実施率は10%台を推移し、決して高くない状況。令和3年度からICT導入によるオンライン面談を実施しており、利用者目線で取り組みやすい実施内容にするなどの工夫をしている。
目的	対象者が自身の健康状態や生活習慣の改善すべき点を自覚し、生活習慣改善に向けた自主的な取組を促すことで、メタボリックシンドローム割合を減少させるなど、被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化に繋げること。
具体的内容	<p>《対象者》 特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの程度とリスク要因数による階層化を行い抽出する。</p> <p>《実施方法》 実施者： ① 委託事業者（健康づくり課に執行委任） ② 一部医療機関（3か所）※R3より試行開始</p> <p>流れ： ① 健診から3～4か月後に事業者から利用券が届いたら申込をする。 ② 委託医療機関で健診受診時に保健指導対象者を確定し、当日又は結果説明の際など、受診日から1か月以内に初回面談を行う。</p> <p>実施場所：① 区内施設（7か所） ② 医療機関（3か所）</p> <p>実施内容：「動機づけ支援」と「積極的支援」に区別し、初回面談後電話や手紙を利用し3か月以上の支援を行い評価する。</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン H28	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
対象者の前年度からの減少率	中間評価後 25%	19.3%	18.2%	18.0%	18.4%	17.8%	19.3%	19.9%	18.3%	C
保健指導実施率	策定当初 35% ↓ 中間評価後 15%(R3)、 17%(R4)、 19%(R5)	10.6%	11.0%	10.6%	6.8%	13.0%	11.7%	7.0%	9.9%	C

プロセス指標			ストラクチャー指標	
評価指標	初回面談までの期間		評価指標	実施体制の強化（事業者数）
目標	健診から面談までの期間短縮（現行では4～5か月要している）		目標	実施体制の充実
指標判定*	A		指標判定*	C

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったが程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	健康づくり課担当者異動につき、詳細未把握	・健康づくり課実施につき、国保担当として取組内容や実績について関心が低かった。
平成31(令和元)年度	健康づくり課担当者異動につき、詳細未把握	・H28年度から3年連続で10%台前半が続いていたが、ついに一桁台の6.8%へ極端に実施率が下がった。保険者努力支援制度でも大きなマイナス点となるため、実施率向上のため事業スキームの見直しが必要となった。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍、対面での保健指導に抵抗を示す対象者が多かった。委託事業者は仕様書に記載が無いからと、アクリル板や消毒液の準備はできないと、安全な実施に向けた調整が一時困難になった。 ・一部特定健診実施医療機関での実施を検討。医療機関に受託可否調査を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため、特定健診同様に利用者は減少傾向だった。これに対応するため、プロポーザルの段階からICT導入等非接触型の面談実施にスピーディに対応できた点は高く評価できる。 ・初回面談の早期実施のため、一部の医療機関実施の調整が進んだことで今後の期待は大きい。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度から委託事業者が変更となり、スマホやタブレットを使用したオンライン面談を実施。 ・一部特定健診実施医療機関での実施を調整し、試行開始。(初回面談実施実績：71件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関での実施により、健診受診当日または受診後一か月以内に初回面談ができる仕組みができ、対象者のモチベーションが下がる前に保健指導に繋げることが出来た。終了者数349件のうち、3か所の医療機関で約70件の実施ができたことは大きな進歩となった。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・試行継続。安定的な実施体制を構築。(初回面談実施実績：59件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施率が再び一桁台へ下がった。前年度とほぼ同数の対象者数に対し、実施者が100名以上少なかった。 ・医療機関実施も、初年度(昨年度)と比べ、20件以上も少ない件数だった。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の案内に、一部医療機関での実施について掲載し、該当した際の選択肢として広報を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホから簡単に実施できることが魅力のオンライン面談(ビデオトーク)だったが、利用者は全体の2割ほどに留まった。 ・医療機関実施においては、医療専門職の人手不足もあり、保健指導のキャパシティが確保できず、前年度より10名強の減となった。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった (B) ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<p>委託での事業スキームだと、健診受診から初回面談までの時間が長く、指導内容が良くても実施に結びつきにくい。医療機関での実施は3か所ではあるが、健診当日の初回面談を可能としており、特定健診からのノンストップでの支援がスピーディに行える点は評価できる。今後、どのように拡大していくかが課題となる。</p> <p>また、ICTの導入は、国の「円滑な実施の手引き」でも推奨されており、対面が困難となったコロナ禍では、ニーズに対応できるツールとなった。特定保健指導の対象者は、65歳以上の前期高齢者が多くリモートに馴染まない方もいたようで、期待値ほど実施件数は伸びなかった。</p>
継続等について	このまま継続 ・ <u>多少の見直し必要</u> ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	<ul style="list-style-type: none"> ・イマージュデータ(検査数値のパンチ入力業者のデータ)による階層化判定により、早期に利用券の発行が可能かについて、今一度調査検討する。 ・第4期特定健診・特定保健指導のプログラム内容を踏まえ、プロセス評価の保健指導に加え、アウトカム評価の実施により支援期間を短縮し、途中終了者の減少に繋げていく。 ・健診結果提供後すぐに初回面談が実施できる医療機関での実施体制を強化する。

事業
I - 3

早期介入保健事業

(1) 簡易血液検査キット (スマホdeドック)

(3) 保健指導 ※ (1) に連結する事業のため同一シートで評価

1 事業の概要

背景	特定健診受診率の向上に資する方策として、対象年齢前の若年層に簡易血液検査キット送付事業を実施している。生活習慣病リスクの早期発見・早期予防とともに健康意識の向上を図り、40歳からの健診受診につなげている。
目的	生活習慣病の早期治療促進及び若年層の健康意識の向上から医療費の適正化に繋げる。
具体的内容	<p>(1) 簡易血液検査キット</p> <p>《対象者》 39歳以下の被保険者 (H28～29年度は節目年齢として35歳を対象に、H30～R元年度は40歳直前に対象を変更し39歳に、R2年度以降は38、39歳に拡大、R5年度はR2、3年度の実績を踏まえ37～39歳まで拡大し変遷している)</p> <p>《方法》</p> <p>① 対象者に事業案内を送付し、申込者に簡易血液検査キット (スマホdeドック) を郵送する (申込上限: 150～300人※、自己負担額: 1,500円)。※年度により申込上限数は異なる</p> <p>② 申込者は、指先から少量の血液を採取して検査機関に郵送する。</p> <p>③ 検査機関は、14の検査項目数値から検査結果のほか健康に関するパンフレットや、結果に応じて医療機関への受診勧奨案内を送付する。</p> <p>(3) 保健指導 ※未実施 (国の補助金事業次第で検討予定) 検査結果から異常値が確認された場合に保健指導を実施する</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
40歳代の特定健診受診率 ※ 中間評価で指標設定	25.0%	H30 19.8%	—	—	20.1%	19.8%	21.7%	20.9%	22.3%	C
次年度の健診希望率 ※ 中間評価で指標設定	80.0%	R1 77.0%	—	—	77.0%	78.6%	90.0%	85.7%	77.3%	B
申請者割合 (対上限数) ※ 中間評価で指標設定	100%	H30 25.0% ※中間評価時の数値を修正	—	—	98.6% ※中間評価時の数値を修正	100%	100%	90.0%	71.3%	B

プロセス指標		ストラクチャー指標	
評価指標	対象者の年代・対象者数の適切さ	評価指標	若年層への保健事業のPDCAサイクルの確立
目標	見直し実施	目標	R3:効果検証 R5:事業確立
指標判定*	B	指標判定*	A

* 指標判定の凡例: A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・H28～29年度は若年層の健康づくりの一環や生活習慣病予防を目的として、35歳の節目年齢を対象に実施したが、H30年度からは、40歳からの特定健診受診への意識付けとして、対象を39歳に変更した。 ・申込期間を1か月に短縮(上限200件) ・39歳以下基本健診、健康ポイント事業の案内を同時掲載 ・保健所冊子「私の健康づくり大作戦」同封 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込数が伸びなかった。原因としては、他の事業の案内も同封しておりPR効果が薄れたことや、申込期間を1か月としたため再勧奨を行わなかったことが考えられる。
平成31(令和元)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・申込期間を2か月に変更し、開始から1か月経過した段階で再勧奨通知。(上限150件) ・案内の文面やデザインを変更 ・他事業の案内を39歳以下基本健診に絞り、特定健診の意識付けを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込期間開始早々に申込数が上限に達し、この年代の需要が高いことがわかった。 ・案内チラシの工夫や再勧奨の効果が確認できた。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢を拡大し38歳、39歳とした。(上限200件) ・特定健診に結び付くよう、案内に40歳前勧奨の要素を盛り込んだ。 ・申込開始後早期に上限数到達で再勧奨不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年に引き続き高い需要が確認できた。 ・今後、特定健診の意識付け効果について検証が可能となった。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の簡素化のため、発送業務含め全般委託化した。 ・特定健診の意識付けとして、案内の裏面に「特定健診フローチャート」を掲載。 ・申込開始後早期に上限数到達で再勧奨不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の健康チェックツールとして堅調に推移している。 ・コロナ禍も需要増加の一因と思われる。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・過去2年間早い段階で上限に達したため、再勧奨不要のスキームに変更したが、申込者数が伸びないため、急遽再勧奨を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定より申請者数は下回ったが、申請率は約80%となり、若年層にニーズがあることは確認出来ている。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の結果を活用した保健指導等の実施についても検討したが、本事業の大きな目的が特定健診の広報にあり、簡易血液検査キットの精度に疑問を持っている健康政策部見解と調和を図る必要があり、実施出来ないと判断した。 ・若年層へのニーズがあるため申請枠を300名とし対象年齢を37歳から39歳へ拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2、3年度の実績から、高需要の事業と判断し、申込上限を300名に引き上げたものの、214名と利用者は然程多くなかった。また、3,000名超の対象者に対し、利用者が200～300名程度では、若年世代からの健康意識の向上に繋がっているとは言い難く、本事業の今後のあり方について、廃止も含めた検討が必要と考えている。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった (B) ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者割合から、仕事等で忙しい若年層に一定のニーズがあり有用な取組である。 ・簡易血液検査キットの精度に疑問を持っている健康政策部見解との調和は継続して図りながら事業を実施していく必要がある。 ・特定健診前の年齢層への早期介入として実施してきたが、利用者(上限)は対象者全体の8%程度であり、上記のとおり40歳代の特定健診受診率はR5年度に若干上昇したものの、依然として低い状態である。簡易検査血液検査キット自体は、身体の状態を知ることができる有用な取組であるが、利用者の大半は健康に関心がある方であり、目的としている若年世代の健康意識の向上に貢献しているとは言い難い。 ・健診等での血液検査を基盤とする健康施策との調和を図りながら事業を継続することができた。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者より今後、簡易血液検査キット利用者へICTを活用して医師との相談が可能となるようなサービスを検討している旨、報告を受けている。新たなサービスがパッケージに追加された場合、利用者の利便性等を勘案しながら活用を検討する。 ・簡易血液検査は、検査精度の観点で国の補助金(国保ヘルスアップ)の対象経費とならない。第3期計画においては、保険財政の今後の動向を踏まえ、早期介入保健事業のあり方について廃止も含め再考する。

1 事業の概要

背景	特定健診受診率を向上させるには、若年からの健康意識の醸成が不可欠である。「39歳以下基本健康診査」は健康づくり課が所管する若年の区民向けの事業であり国保の事業対象者とリンクしているため、被保険者への周知に取り組んでいる。
目的	生活習慣病の早期治療促進及び若年層の健康意識の向上から医療費の適正化につなげる。
具体的内容	<p>「39歳以下基本健康診査」について ※健康づくり課が所管する区民向けの事業 <<概要>> 学校・職場等で同様の健康診査受診の機会が無い18歳～39歳の方に、受診機会を提供する。希望者は区内医療機関に申込み受診する。 <<自己負担額>> 1,500円</p> <p>【国保におけるPR実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易血液検査キット（スマホドック）の送付事業の案内に、選択肢の一つとして、39歳以下基本健康診査についてPRする。 ・「おおたの国保」に事業案内を掲載する。

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン H28	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
40歳代の特定健診受診率（再掲） ※ 中間評価で指標設定	25.0 %	H30 19.8 %	—	—	20.1 %	19.8 %	21.7 %	21.0 %	22.3 %	C
プロセス指標					ストラクチャー指標					
評価指標	— (個別設定無し)				評価指標	— (個別設定無し)				

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったが程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおたの国保」に掲載 ・簡易血液検査キット送付事業案内に、39歳以下基本健康診査について掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易血液検査キット送付事業案内でのPRを始めたことで、既存の若年層向けの健診についても認知のきっかけとなった。
平成31(令和元)年度	PR継続 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易血液検査キット送付事業案内のレイアウトやデザインを見直しブラッシュアップした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳からの特定健診受診への意識づけを意図に、PRを強化できた。
令和2年度	PR継続	<ul style="list-style-type: none"> ・手法に変更はないが、健康づくり課と連携し、掲載内容の精査を行っている。
令和3年度	PR継続	<ul style="list-style-type: none"> ・手法に変更はないが、健康づくり課と連携し、掲載内容の精査を行っている。
令和4年度	PR継続	<ul style="list-style-type: none"> ・手法に変更はないが、健康づくり課と連携し、掲載内容の精査を行っている。
令和5年度	PR継続	<ul style="list-style-type: none"> ・手法に変更はないが、健康づくり課と連携し、掲載内容の精査を行っている。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・国保の資材をPR媒体として有効活用できているが、取組の効果を測ることは難しい。 ・若年層の健康意識向上の一助としてPRを担うものであるが、手法に広がりを見出すことができなかった。 ・取組としては小さく、個別保健事業としての扱いが難しいこともあり、事業評価シートが馴染まなかった。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	若年層の健康意識向上に資する事業本体の検討を進めるなかで関係所管課と連携しながら、有効な手法を見出していく。

事業
Ⅱ - 1

糖尿病性腎症重症化予防
__糖尿病性腎症重症化予防保健指導

1 事業の概要

背景	糖尿病性腎症による人工透析や、糖尿病網膜症による失明など、糖尿病は深刻な合併症を引き起こし、区民のQOLの低下や医療財政にも大きな負担となる。区の疾患別医療費の割合は、1位が慢性腎臓病（透析有）、2位が糖尿病となっている。
目的	糖尿病性腎症の重症化を予防することで人工透析への移行を防止する。
具体的内容	<p>【対象者】 糖尿病性腎症の病期が第2期・第3期相当としてかかりつけ医が推薦する者で、下記1. 2の両方の条件を満たす者。 1. 糖尿病であること【（1）（2）のいずれかに該当】 （1）空腹時血糖126mg/dl 以上 又は HbA1c6.5% 以上 （2）すでに2型糖尿病と診断され、通院加療中 2. 腎機能が低下していること【（1）（2）のいずれかに該当】 （1）尿蛋白（±） 又は 尿中アルブミン30mg/gCr 以上 （2）eGFR 30~60ml/分/1.73m²</p> <p>【実施方法等】 保健指導実施協力医療機関の管理栄養士等が、かかりつけ医と連携し、概ね6か月間で6回保健指導を実施。 さらに、最終指導から約半年後に、フォローアップ指導を1回入れることで、改善された生活習慣の定着を図る。</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン H28	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
HbA1cの改善者の割合 ※ 中間評価で指標見直し	80%	—	58.8 %	33.3 %	61.5 %	52.9 %	60.0 %	76.2 %	73.3 %	B
参加者における人工透析移行者 ※ 中間評価で指標見直し	0人	—	0人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	B
参加者数 ※ 中間評価で指標見直し	60人	18人	17人	9人	13人	21人	20人	21人	19人	C

プロセス指標		ストラクチャー指標	
評価指標	運営方法の見直し	評価指標	事業に関わる医療機関数（累計）
目標	実施	目標	60か所
指標判定*	A	指標判定*	A

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	・平成28年度より保健指導を民間委託で実施。	・民間のリソースを活用し、事業の妥当性や効果を見極めつつ、あり方の検討をすることができた。
平成31(令和元)年度	・保健指導について、民間委託に加え、医師会委託を開始。 ・管理栄養士と検討委員(医師会専門医等)による意見交換の場として「管理栄養士等連絡会」を開始。	・区内医療機関での指導が可能になり、地域医療の連携が進んだ。 ・管理栄養士同士が意見交換を行うことで、より質の高い保健指導へ向けた意識向上のきっかけとなった。
令和2年度	・事業に協力いただける医療機関の調査を開始。	・協力医療機関を体系的に管理することができた。
令和3年度	・事業に協力いただいた医療機関へ「認定証」の交付を開始。 ・委託を医師会に一本化。 ・管理栄養士等連絡会の定例化(年2回)。 ・申込期間を2期制に整備。 ・医師に患者への申込み勧奨を依頼。	・認定証の交付により、医療機関の意欲向上と、事業PRを行うことができた。 ・医師会委託に一本化することで、指導内容が統一、充実した。 ・申込から指導開始までの待機期間を縮減できた。 ・医師からの勧奨による参加者が増えた。
令和4年度	・ポスターやリーフレットを刷新し、事業の普及啓発に力を入れた。 ・対象者が申込の際に、保健指導の希望医療機関を第3希望まで提示してもらうこととした。	・医療機関の振分け調整により偏りが緩和され、多くの医療機関に保健指導の実施機会を設けることができた。
令和5年度	・歴年の事業参加者の検査数値の推移や透析移行の有無をKDBシステムにて確認し、中長期的な管理・評価の方法を検討。	・中長期的管理・評価について目を向けることで、今後の事業の進め方や、歴年の事業参加者へのアプローチを検討する足掛かりとなった。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった (B) ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から事業委託を医師会に一本化したことにより、区内の医療資源を有効活用した事業運営ができている。また、事業の実施手法等について医師会専門医と定期的に意見交換を行いながら見直しができおり、プロセス、ストラクチャー面でうまくいっていると言える。 ・参加者におけるHbA1cの改善者の割合については、目標値には届かなかったが、徐々に割合が高くなってきており、保健指導の実施成果が表れていると評価できる。 ・参加者における人工透析移行者は第2期計画中に2名出ている。参加者数全体で見ると少なく抑えられているように見えるが、目標の0人を達成できなかったこともあり、事業終了者へ継続的に介入ができる取組を検討していく必要がある。 ・事業参加者数は20名前後で頭打ちとなっており、目標値には達していない。参加者を充足できるよう、対象者や医療機関への適切な働きかけが課題となる。
継続等について	このまま継続 ・ <u>多少の見直し必要</u> ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医に患者推薦を促すための方法を再検討する。 ・対象者宛に、電話勧奨や再勧奨通知を送るなど、参加者増に向けた取組を強化する。 ・全6回の保健指導を終えた場合のインセンティブを提示し、事業参加の契機や完遂に向けたモチベーションにつなげる。

事業
Ⅱ - 2

医療機関受診勧奨

生活習慣病ハイリスク者への受診勧奨

1 事業の概要

背景	大田区は高齢化率が高く、生活習慣病保有者数が23区で上位となっている。医療費総額の約半分が生活習慣病の医療費であり、基礎疾患の中で糖尿病の医療費が多額となっている。糖尿病患者は高血圧や高脂血症を併発している方が多いこともあり、糖尿病を軸に生活習慣病ハイリスク者を抽出し、医療機関への受診勧奨を行っている。（糖尿病性腎症重症化予防プログラムの受診勧奨事業を包含）
目的	糖尿病を始めとした生活習慣病の重症化予防
具体的内容	<p>※毎年度条件を精査（以下令和5年度の実施内容）</p> <p>《対象者》</p> <p>【治療中断者】・前年度糖尿病の投薬があるが、当該年度に糖尿病の投薬または検査がない者（4か月以上） ・特定健診受診者はHbA1c 6.5%以上</p> <p>【未治療者】・特定健診でHbA1c 6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl以上 ・前年度かつ当該年度に糖尿病の投薬または検査がない者（1年4か月以上）</p> <p>【要支援・要介護者】 該当歴があるが特定健診や医療機関の受診なし</p> <p>《実施方法等》</p> <p>(1) 対象者を選定：KDBから抽出し精査のうえ選定する。 (2) 受診勧奨通知：対象者に勧奨通知と啓発リーフレットを送付。 (3) 電話勧奨：通知後、ハイリスク者（HbA1c 7.0%以上、尿蛋白（±）以上）と、要支援・要介護者の方には、保健師が対象者のレセプトを見ながら電話で医療機関受診を勧める。</p> <p>《実施者》 直営</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	パーセント ライン H28	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
勧奨者の受診率	50%	—	28.8%	38.2%	38.7%	18.9%	10.9%	10.2%	14.6%	C
健診受診者のうちHbA1cが8.0以上の未治療者 ※ 中間評価で指標追加	0人	—	70人	55人	52人	54人	50人	48人	23人	C
受診勧奨通知数	実績を踏まえて検討	200人 ※中間評価の値を修正	299人	120人	106人	719人	494人	229人	231人	C

プロセス指標		ストラクチャー指標	
評価指標	選定条件の精査 勧奨後状況の把握	評価指標	医師会との連携
目標	実施	目標	実施
指標判定*	A	指標判定*	A

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったが程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度は事業者委託したが、平成30年度以降は委託に依らず実施した。 糖尿病、高血圧、脂質異常症を対象に、それぞれの状況に応じた受診勧奨通知を工夫した。 	<ul style="list-style-type: none"> 受診率が前年度比10pt以上向上した。該当する生活習慣病を個別に明示することで自分事として受け止めていただけたと評価する。
平成31(令和元)年度	<ul style="list-style-type: none"> 前年同様の抽出条件で受診勧奨通知を送付した。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度同様の実績であったが、通知数が減少した。抽出条件や通知物を一旦見直しすることも必要。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 全数調査で示された抽出条件に沿って、対象を糖尿病に変更し通知数を拡大した。 案内チラシのデザインを一新した。 歯周病未治療者対策と合わせた取組としてアンケートを実施した。 効果検証を見直し、糖尿病に関する受診率の評価を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 発送後、対象に「糖尿病の疑い」も含まれていたことが判明。このことに関する問合せが多く発生した。 アンケート回答率は約28% 効果検証を見直し、事業目的に沿った現状把握ができた。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の反省点から、抽出条件を見直し、糖尿病を中心に対象者を精査した。 要支援・要介護の該当歴があるが、特定健診や医療機関の受診が確認できない対象者に対し、介護度の進行予防及び疾病の重症化予防のため、電話で受診勧奨を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 抽出条件の精査により混乱なく実施できた。 地域包括ケア推進の視点で取り組むことができた。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 通知対象者のうち、「更にリスクが高い方(HbA1c 7.0以上、尿蛋白(±)以上)」と、「要支援・要介護1で健診未受診・医療機関未受診者」を抽出し、電話でも勧奨を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話勧奨は通話確率が低いから、直接勧奨できた方は受診に繋がっていることから、継続する方向性で運営手法を調整していく。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 通知対象者のうち、糖尿病性腎症になっている方へ、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業案内を併せて行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨と糖尿病性腎症重症化予防プログラムの案内を横断的に実施することで、糖尿病治療の開始と腎症プログラムの参加者の増加が期待できる。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 対象者選定や事業の進め方など、医師会推薦の検討委員と連携しながら事業を構築できている。 受診率や通知数の推移は事業成果を測る上で重要であるが、毎年対象者を精査してきたため経年比較には適さなかった。 HbA1cが8.0%以上の未治療者の目標を期待値に設定してしまっていたが、減少傾向を評価する。 受診率が低い理由として、HbA1cの数値があまり高くない層は不調の自覚が乏しいため、通知効果も薄く受診につながりにくかったと考える。 HbA1cの変化に関する効果検証は、通知送付年度の特定健診の数値結果により確認していたが、通知送付時点で既に特定健診を受診済の者もあり、純粋な通知効果によるものであったかの判断が難しく、検証方法として不十分であった。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	<ul style="list-style-type: none"> 対象者選定にあたっては、可能な限り選定方針を固めマニュアルを整備して引き継ぎができるようにすることで担当変更にも対応しつつ、経年変化を見極めていく。 HbA1c6.4%以下の自覚症状が乏しい層についても、勧奨通知の中などで重症化のリスクが高いことを継続して伝えていくことで、受診率増加に繋げていく。 検査数値に関する効果検証は当該年度ではなく翌年度の健診結果を確認するなど、検証方法を再検討する。

事業
Ⅱ - 3

歯科受診勧奨

__歯周病と生活習慣病ハイリスク者への受診勧奨

1 事業の概要

背景	大田区の歯科一人あたりの医療費は23区中1番目に高く、状態が悪化してから歯科を受診する傾向がうかがえる。 一方、糖尿病罹患患者で歯周病未治療の状況は重症化の要因となり、糖尿病の医療費にも影響が出ていると考えられる。
目的	生活習慣病ハイリスク者の歯周病の予防及び改善
具体的内容	<p>《概要》 糖尿病等の罹患患者データから対象者を抽出し、歯科受診勧奨を行う。</p> <p>《取組の工夫》 案内文および同封するリーフレットで、歯周病と糖尿病の相関関係について周知し、受診を促す。</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
歯周病未治療者の受診率 ※ 中間評価で指標設定	30%	—	—	—	25.8%	28.0%	30.4%	19.0%	14.3%	C
歯科受診勧奨数 ※ 中間評価で指標設定	500人	—	—	—	151人	393人	378人	525人	483人	B

プロセス指標		ストラクチャー指標	
評価指標	受診状況の確認	評価指標	歯科医師会との連携 (保健事業の打合せ等)
目標	実施	目標	実施
指標判定*	A	指標判定*	A

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 ffB 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったが程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	【事業開始準備】 ・歯科医師会との連携のもと、歯科分析を実施した。	・歯周病と糖尿病の相関関係について把握し、事業の方向性を確認できた。 ・歯科医師会との連携が進んだ。
平成31(令和元)年度	【歯科受診勧奨開始】 ・対象者については糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者リストを活用した。	・歯科分析で得たエビデンスを基に事業を開始することができた。
令和2年度	・勧奨通知には、医師会・歯科医師会の協力のもと作成した啓発リーフレットを同封した。 ・対象者を糖尿病罹患者とし、歯科未受診者に加え受診歴がある方も勧奨した(歯科医師会と調整)。 ・通院と特定健診受診意向についてのアンケートを同封した。	・リーフレットにより、歯周病が全身に及ぼす影響について啓発することができた。 ・歯科医師会と調整しながらより昨年度の2.5倍以上の罹患者に勧奨することができた。 ・約28%のアンケート回答者において、治療や健診受診の意向が非常に高いことがわかった。
令和3年度	・対象者を精査し、糖尿病罹患者で早期の行動変容により重症化予防効果が期待できる層として40~50歳をターゲットに実施した(歯科医師会と調整)。 ・健康づくり課と連携し、大田区成人歯科健診の案内を掲載し利用を促した。	・歯周病は50歳以降に悪化する傾向にあるため、手前の年齢層にアプローチすることができた。
令和4年度	・方針を継続しつつ、対象者年齢を40歳から59歳まで拡大した。 ・大田区成人歯科健診の案内をより強調し、利用を促した。	・区の歯科事業との連携が進み、歯科医師会との調整がより円滑になった。
令和5年度	・案内文の中身をより「自分ごと」として捉えていただけよう、内容を精査した。 ・効果検証において、新たに通知を2か年連続して送付している者の受診状況や、通知後医療機関に繋がった者の受診月の傾向などを検証し、結果を歯科医師会に共有した。	・案内文の紙面を自ら歯周病の該当項目にチェックを入れる形式に変えたことで、自覚症状が出ていない層への働きかけができた。 ・受診率について深掘りした検証を行うことにより、今後の勧奨方法等について多角的に検討する契機となった。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師会との意見交換や事業報告及び啓発資料の活用等により連携体制を構築できた。 ・歯科受診勧奨者数は、対象年齢層等の抽出条件を変えながら目標値レベルに達した。一方で、抽出条件に加え効果検証方法も毎年精査したため、受診率の経年比較については、評価が難しい。 ・歯科分析を活用し、令和3年以降は歯周病が悪化する手前の年齢層へのアプローチに切り替え、令和4年度では40~50代に勧奨し目標の500人を超えたが、受診率は低下した。働き盛りの忙しい世代のため、受診に繋がりにくかったと考える。 ・歯科受診をしなかった者は翌年度も通知対象となる可能性が高いが、通知のみの勧奨では行動変容には繋がりにくい。通知以外で歯科受診を促せるような新たな取組の検討が必要。 ・効果検証については、糖尿病との連携事業であるため、HbA1cの数値変化等についても検証すべきであった。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	<ul style="list-style-type: none"> ・HbA1cなどの数値の改善等にも着目して、効果検証を行う。 ・アプローチする年齢層を定着させ、経年での比較ができるようにする。 ・民間のリソース等を活用するなど、通知勧奨以外で対象者の行動変容を促せるような勧奨方法を検討していく。

事業
Ⅲ - 1

後発医薬品利用促進

- (1) 後発医薬品差額通知発送
(2) 後発医薬品希望シール・カードの配布

1 事業の概要

背景	後発医薬品への切替えは医療費削減効果が可視化しやすく、国の普及率目標80%達成に向けて第1期計画から取り組み、着実に普及率が向上している。
目的	後発医薬品普及と切り替えの促進により、調剤に係る被保険者の自己負担軽減と医療費の適正化を図る。
具体的内容	<p>(1) 後発医薬品差額通知発送</p> <p>《実施内容》 先発医薬品と後発医薬品の差額が一定額を超えた方に、薬剤費軽減見込額を明記し、後発医薬品の有効性を周知啓発する通知を送付し切替えを促進する。</p> <p>《対象者》 先発医薬品と後発医薬品の差額が100円以上（短期処方、がん、難病、精神等の薬を除く）</p> <p>《実施者》 委託事業者</p> <p>(2) 後発医薬品希望シール・カードの配布</p> <p>《実施内容》 保険証更新時や、差額通知書の初回送付時に交付するほか、特別出張所窓口を設置</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン H28	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
数量普及率	80%以上	61.0%	63.7%	69.9%	72.7%	75.3%	75.8%	77.4%	78.9%	B
通知数(回数)	該当者の減少 ※ 中間評価で設定	6,915件 (2)	24,027件 (6)	24,174件 (6)	41,825件 (12)	35,990件 (12)	33,930件 (12)	14,602件 (12)	10,868件 (9)	B
プロセス指標					ストラクチャー指標					
評価指標	通知による切替状況の把握 (切替数/通知数)				評価指標	外部関係機関との連携				
目標	切替状況を確認し、通知方法等を検討				目標	目標：専門家との協議				
指標判定*	A				指標判定*	B				

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったが程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 差額通知の送付時期を上半年6回(4～9月)から、各月6回に変更 シール・カードの配布については、実施内容の変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 差額通知の実施時期に偏りがあったが、一定間隔にしたことで年間を通して万遍なく対象者を抽出することができた。 シール・カードの配布については、平成28年度から取り組んでおり確立している。
平成31(令和元)年度	<ul style="list-style-type: none"> 差額通知回数を6回から12回に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 差額通知回数を増やすことで普及啓発の強化につなげた。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 普及率の伸びが前年度と同程度で緩やかに向上しており、取組を継続する。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から普及率の伸びが芳しくなく、頭打ちの傾向がみられる。差額通知の費用対効果や年齢階層別普及率等から、方策の検討を要する。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 差額通知において、普及率が低い義務教育世代以下の対策として、隔月で15歳以上と15歳未満に通知対象を分け、15歳未満に対して啓発リーフレットの同封を開始した。(通知数は前年比5割減) 	<ul style="list-style-type: none"> 緩やかではあるが普及率の伸びがみられる。様々な要因があると思われる事業効果の評価は難しいが、15歳未満への啓発を継続するとともに、差額通知の通数を抑えるかたちで費用対効果も検証していく。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 15歳未満の差額通知に啓発リーフレットを同封する取組を継続(隔月年6回)し、15歳以上は年3回に減らし普及率への影響を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> 15歳未満への取組の検証として、1年8か月間の普及率推移をみると高低差はあるが総じて上昇している(最大で11月では4.5%増加)。リーフレットが普及啓発に資するものであると評価している。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった (B) ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 数量普及率は目標値にこそ届いていないものの毎年上昇しており、通知により一定の効果があったものと評価する。 通知数については、普及率に応じて毎年見直しを行いながら、数の精査ができています。 全体の普及率と比較すると15歳未満の普及率は低いが上昇傾向がみられる。差額通知を年齢で分け、保護者用の啓発リーフレットを追加したことで少なからず効果が得られたものと評価する。 後発医薬品希望シール・カードの配布は、有効な取組として確立している。
継続等について	このまま継続 ・ <u>多少の見直し必要</u> ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	<ul style="list-style-type: none"> 15歳未満への通知および効果検証は継続して行いながら、子ども・保護者用リーフレットの見直しなど、勧奨方法についても再度検討していく。 数量のみならず金額ベースでの普及率の確認も行う。確認に当たっては国の動向も注視しつつ、金額普及率向上のための効率的な勧奨方法等を検討していく。 後発医薬品希望シール・カードの配布は、保険証廃止の動向や普及率の評価によって継続の要・不要を検討することも今後必要となる。

事業
Ⅲ-2

適正な受診・服薬の促進

- (1) 重複・頻回受診者、重複服薬者に対する保健指導
(2) 適正な服薬促進指導

1 事業の概要

背景	大田区の調剤費は23区中で最上位の状況が続いている。重複多剤投与者も相当数存在しており、過剰服薬、過誤服薬、併用禁忌等により有害事象につながる懸念がある一方、残薬や不適切な受診等の問題も内在していると思われる。
目的	健康増進・疾病の重篤化防止により医療費適正化を図る
具体的内容	<p>(1) 重複・頻回受診者、重複服薬者に対する保健指導 ※令和2年度の中間評価で取組内容を見直し、「重複服薬・多剤服薬者に対する保健指導」に変更している。</p> <p>《対象者》 各年度で選定条件を精査 ※詳細は「6年間の経緯」に掲載</p> <p>《実施方法（経過）》 H29～R2： リスク対象者を選定し、服薬情報通知により注意喚起するとともに希望者には看護師や保健師が訪問指導を行った。（事業者委託） R3～R4：東京都モデル事業に参加 ・都が薬剤師会に委託し会員薬局の薬剤師が保健指導を行った。 ・抽出・通知・効果検証は区が担い事業者委託により行った。 R5：対象者数を拡大しスキームを見直し。 ・服薬情報通知を活用し、医師・薬剤師への相談を勧奨。相談実績は薬局からの報告協力により把握する。（事業者委託）</p> <p>(2) 適正な服薬促進指導 ※事業化を検討し第2期計画中に具体化する予定だったが、中間評価において、上記事業に包含し取組を強化する方針に変更した。</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
受診服薬状況改善割合	100%	—	(開始)	93.8%	100%	85.7%	70%	71.4%	45.7%	C
保健指導参加者数	20人	—	21人	18人	5人	15人	4人	6人	46人 <small>※薬局の相談実施報告協力（任意）により把握</small>	C

プロセス指標		ストラクチャー指標	
評価指標	選定条件の精査	評価指標	医師会・薬剤師会との連携
目標	適切な対象者選定	目標	継続、連携強化
指標判定*	B	指標判定*	A

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	・リスク対象者を選定し、服薬情報通知により注意喚起するとともに、希望者には看護師や保健師による保健指導を実施。 【対象者】重複・頻回受診者、重複服薬者 【通知数】60件	・重複受診者・頻回受診者については、医師の指示や本人の意思による行動も含まれ、通知や勧奨の効果があまり期待できない。
平成31(令和元)年度	・重複・頻回受診者の抽出をやめ、重複服薬者へのアプローチに重点を置いた取組に変更。 【対象者】重複服薬者(かつ多剤服薬も含む) 【通知数】57件	・通知対象者一人当たりの医療費は減少しており、通知対象を重複服薬者としたことは評価できた。 ・保健指導参加者は少人数であった。通知後の電話勧奨を継続し効果を測る。
令和2年度	・効果測定について、通知対象者と指導実施者に区別し検証した。 【通知数】63件	・保健指導参加者が一昨年レベルに持ち直したが、通知の方が効果額が高い結果となったこともあり、通知者数を増やす検討も必要。
令和3年度	・都モデル事業「重複多剤服薬管理指導事業」に参加 【ポイント】 (1) 精神疾患患者を対象に含める (2) 申込者の服薬情報を薬剤師会と医療機関に提供(本人同意) (3) 薬剤師会会員薬局が指導 (4) 効果検証結果を薬剤師会と医師会に報告 【対象者】多剤服薬者(かつ重複服薬も含む) 【通知数】132件	・薬剤師会との連携、医師会への事業周知・理解が進んだ。 ・薬剤師による、より専門的な服薬指導を実施することができた。 ・服薬指導の希望者数が少なかったが申請者率は他のモデル事業参加自治体と比べると高い結果だった。
令和4年度	・東京都モデル事業(2年目)参加 【工夫】 (1) 再勧奨通知を発送 (2) 実施予定者に決定通知の他電話での事業説明により、キャンセル防止に努めた。 【通知数】210件 ※モデル事業は令和4年度で終了	・取組の工夫により参加者確保や円滑な実施につなげることができたが、2年間のモデル事業では十分に参加者が得られなかった。 ・区外医療機関や薬局の利用者を対象から除外しているため、全てのリスク対象者への働きかけができなかった。
令和5年度	・対象者数を拡大し、医師・薬剤師への相談勧奨に重点を置いた服薬情報を通知した。相談実績は薬局からの報告協力により把握。 【対象者】傷病名禁忌、併用禁忌、重複(同一成分・同種同効)、長期服用、多剤服用 【通知数】約1,000件	・通知数を増やしたことにより、より多くのリスク対象者に向けて勧奨を行うことができた。 ・相談実績を高めるため、通知受領後の対象者の行動パターンの把握や、医師会、薬剤師会との更なる連携が課題。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	・第2期ではPDCAのもと課題を整理しながら抽出条件等の精査や、都のモデル事業への参加等、事業が変遷している。そのため経年比較による事業評価が困難だった。 ・令和3～4年度に都のモデル事業参加を機に、より服薬指導が必要な方に対象を広げることができた。薬剤師会との連携も進み、令和5年度に事業を再構築する際、地域薬剤師が要となる協力体制が実現し、地域連携事業として大きな転機となった。 ・受診服薬状況改善割合は年々減少傾向にあり、令和5年度は目標値を大きく下回る結果となったが、年度ごとに内容が大きく異なるため、一概に評価することができない。第3期計画では、現在の事業スキームを基本とした適切な目標値の設定が必要になる。 ・薬局での指導内容については実施報告により把握しているが、かかりつけ医に相談した場合の指導内容が未把握のため、医師会との更なる連携強化が課題となる。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	・引き続き関係機関と連携しながら、事業スキームの定着を目指す。 ・かかりつけ医での指導内容の把握に向けて、協力体制の構築を目指す。 ・通知対象者向けにアンケートを実施するなどして、通知受領後の対象者の行動パターン等を把握していく。

事業
Ⅲ - 3

健康づくりの取組支援
健康ポイント事業（はねぴょん健康ポイント）

1 事業の概要

背景	健康寿命を延伸するためには、一人ひとりが「自らの健康は自らが作る」意識を持ち行動することが重要であり、被保険者の健康づくりの取組に対しインセンティブを提供する事業を平成29年度から行っている。 当初は被保険者を対象としたモデル事業として開始し、令和元年度以降は区民の健康づくり事業として健康づくり課に所管を移し、事業規模を拡大している。
目的	広く区民に向けた健康保持や疾病予防の取組を支援することで、被保険者の行動変容につなげる。
具体的内容	<p>《事業名》 健康ポイント事業（はねぴょん健康ポイント）</p> <p>《内容》 ICTを活用したインセンティブ事業として、健康活動、健康関連イベントへの参加、健康診断、がん検診の受診などをポイント化し、楽しみながら健康づくりが継続できるしくみを利用。</p> <p>《対象者》 健康保持増進・疾病予防及び特定健診受診等の生活習慣病予防に取り組む被保険者全員</p> <p>※令和元年度から区内在住・在勤者に対象を拡大</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
国保加入者の参加数・割合 ※ 中間評価で指標新設	参加者数の増加	R1 1,109人 17.7%	—	—	1,109人 17.7%	3,842人 18.0%	5,485人 18.5%	7,100人 19.3%	8,165人 19.4%	A
チラシ配布数 ※ 中間評価で指標新設	新規加入窓口来庁者全員への配布	R2 3,698枚	—	—	—	3,698枚	3,600枚	3,600枚	5,000枚	B

プロセス指標				ストラクチャー指標			
評価指標	国保加入者への周知			評価指標	担当課との連携		
目標	チラシ配布機会拡大			目標	実施継続		
指標判定*	C			指標判定*	A		

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	【被保険者を対象としたモデル事業2年目】 ・Web上でのポイント申請方式に加え、紙台紙を導入し利用者拡大を図った。	・スモールスタートではあるがモデル事業として国保が着手したことは、事業効果や将来的な展望を検証する上で大きな意義があったと評価できる。
平成31(令和元)年度	【区民の健康づくり事業に転換し、国保としての支援を開始】 ・国保窓口にて事業チラシを配布 ・国保窓口設置のデジタルサイネージにて、事業広告を掲載 ・窓口待合時間での登録支援	・対象を区民に拡大し、全庁的な連携のもと企業や団体への働きかけが進んでいることから、転換のメリットは大きいと思われる。被保険者への認知度向上策をさらに検討していく。
令和2年度	・「おたの国保」(被保険者配布冊子)に事業内容を掲載 ・国保加入時に配布するチラシ「健診フローチャート」を新たに加え、事業PRと健康ポイントが付与されるしゅみを掲載	・年度末参加者数は年度当初の6,200人から21,000人超となり、比例して国保加入者の参加者も3,800人超に増大した。健康づくりの契機になり得る事業として期待できる。
令和3年度	・特定健診や事業案内の送付用封筒に、健康ポイント事業の二次元コードを掲載 ・特定健診の他、保健事業参加実績をポイントに加えた。	・参加者数は順調に推移している。スマートフォン活用事業のため、二次元コードによるアプローチは有効と思われる。 ・健康づくりの取組として、効果検証できるしゅみの検討が必要。
令和4年度	・保険者努力支援制度取組評価分の評価指標において、「インセンティブ提供の条件としている健康指標」が追加された。	・参加者数は順調に推移しているが、保険者努力支援制度取組評価分に追加された評価指標については機能面での対応が困難なため、点数を獲得できなかった。
令和5年度	・区の10部局が参加する本事業の連携会議において、保険者努力支援制度取組評価分に追加された評価指標への対応について提起し、より健康づくりに資する仕組みづくりとなるよう申し入れた。	・健診結果数値や体重、喫煙、飲酒等の改善等、利用者の健康づくりの成果を可視化することが望ましいが、アプリ機能が対応できていない現状である。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった (B) ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象を区民全体に拡大し、事業を健康づくり課が担うことで庁内内部局間連携が進み、様々な企業や団体の協力を受けながら健康づくりの取組が広がっている。 ・国保では、案内チラシの窓口配布のほか、様々な媒体への周知・広報に工夫を重ね注力してきたことも功を奏し、加入者の参加割合が増加している。 ・アプリ機能の改良が進み、特定健診・がん検診等の受診勧奨効果はもとより健康に関する情報提供等により健康リテラシーの向上が図れていると推察する。 ・健康づくり事業としての効果が見える化できるよう、国保の取組や工夫について引き続き検討していくことが重要。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、健康ポイント事業の見直しにあたり、事業者や事業規模の変更により、アプリ機能等を含めた方向性的見直しが想定されるが、区民の健康づくり活動の継続を支援する効果的な事業が実施できるよう、所管課と連携を密にしていく。 ・保険者努力支援制度取組評価分の評価指標を軸に対応する。 ・アプリを活用し、特定健診受診等の受診について意識づけする。

1 事業の概要

背景	データヘルス計画は、被保険者の健康保持増進や生活の質の向上とともに、医療費適正化を主な目的としている。アプローチのひとつとして、被保険者が健康管理や疾病予防に関して正しい知識を持つことが重要であり、保健事業を効果的に機能させるためにも、広報の重要性が増している。
目的	医療費の現状を伝え、健康意識向上と自発的な健康づくりの取組を促進する。
具体的内容	<p>医療費の現状や保健事業に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや被保険者配布小冊子「おたの国保」への掲載 ・個別事業の対象者へ向けたリーフレットの送付 ・個別事業の周知を兼ねた窓口アンケートの実施 ・特定健診の受診率向上のための健診フローチャートを使用し、国保が行っている健診や検診の紹介

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
前年度加入者の次年度健診受診率 (広報効果検証) ※ 中間評価で指標見直し	R5 50%	R元 開始	—	—	—	33.7 %	30.3 %	29.4 %	32.1 %	C
新規加入者への保健事業紹介チラシ配布数 ※ 中間評価で指標見直し	新規加入 窓口来庁者 全員への 配布	R元 開始	—	—	—	1,500 枚	3,300 枚	3,300 枚	4,400 枚	C

プロセス指標		ストラクチャー指標	
評価指標	広報媒体及び周知内容の検討	評価指標	新規加入者への広報体制整備
目標	広報全般の媒体や周知内容が把握できるツールを整備し、効果的な工法を実践	目標	新規加入者すべてに保健事業を周知
指標判定*	C	指標判定*	D

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったが一定の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	・区報、ホームページ、デジタルサイネージでの広報のほか、医療費通知、被保険者配布小冊子「おおたの国保」への掲載により情報発信。	・既存の広報媒体を活用できている。
平成31(令和元)年度	・既存の取組を継続	・保健事業の推進に伴い、周知・広報の強化が必要。
令和2年度	(1) 既存の取組を継続 (2) 国保窓口において、保健事業の周知を兼ねたアンケートを試行。 (3) 「健診フローチャート」を作成し、国保窓口での配布を開始。	(2) アンケートにより一定のPR効果があることがわかった。 (3) 「健診フローチャート」は新規加入者への案内として有効である。
令和3年度	(1) 既存の取組(アンケート・健診フローチャート含む)を継続。 (2) ツイッターによる広報開始(特定健診・早期介入保健事業・人間ドック)	(2) 新たな媒体を事業の周知に取り入れることができた。今後、発信する事業を増やし、活用を進める。
令和4年度	(1) 既存の取組(アンケート・健診フローチャート・ツイッター含む)を継続 (2) 特定健診受診票の同封物チラシに、区の取組としてデータヘルス計画の各事業PR記事を掲載。	(2) 特定健診受診票の同封物チラシへの掲載は、データヘルス計画を周知し、区の取組を理解していただく目的だったが、効果を把握できなかった。
令和5年度	(1) 既存の取組(アンケート・健診フローチャート・ツイッター含む)を継続。 (2) 「おおたの国保」の編集打合せの機会があり、医療費の現状についての掲載を提起したが、紙面の制限があり調整できなかった。	(2) 「おおたの国保」は全被保険者に配布するため、広報媒体として有用である。掲載に向け引き続き調整していくとともに、他の媒体・手法を検討する。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	・中間評価において「新規加入者全てに保健事業を周知すること」を目標に定めたことで、国保窓口来庁者に周知する新たな取組が進んだが、全ての新規加入者をカバーする体制までに至らなかった。 ・効果検証が難しく手探りでの取組だったが、新しい試みや工夫を重ねることができた。 ・医療費の現状についての情報発信が進められなかった。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	全被保険者に配布する「おおたの国保」での情報発信を優先的に検討していく。現時点では掲載ページが限定されているため、掲載の追加を調整していく一方、既存の「データヘルス計画に基づく保健事業」の周知内容を改め、医療のかかり方や健康意識向上を促す内容への転換も検討する。

1 事業の概要

背景	<p>COPD（慢性閉塞性肺疾患）は主に長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、徐々に進行する疾病であるが、認知度の低さから受診しないうちに重症化しているものと推測される。</p> <p>大田区特定健康診査の質問票調査により、40歳以上の喫煙率が国平均より高い状況が続いていることを把握している。</p>
目的	<p>たばこの健康被害について情報提供することにより、禁煙支援やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度を向上させ、重症化予防と医療費の削減につなげる。</p>
具体的内容	<p>実施に向けた検討開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙による健康被害の周知 ・禁煙への支援 ・関係組織との調整や、実施内容及び環境整備の検討 ・喫煙開始年齢層へのアプローチ

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	バースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
※ 検討段階のため 設定なし	<p>策定当初 ~R2： 分析・検討 R5： 実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>中間評価後 設定せず</p>	—	—	—	—	—	—	—	—	E

プロセス指標				ストラクチャー指標			
評価指標	禁煙支援策の検討			評価指標	関係機関との連携		
目標	健康被害周知に向けた調整や支援策の検討開始			目標	開始		
指標判定*	E			指標判定*	E		

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ COPDに関する現状把握(投薬治療者：1,718人)(潜在患者：推定34,360人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ COPDの潜在患者は投薬治療者の20倍と想定されるため、疾病の認知を推進する必要がある。
平成31(令和元)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ COPDに関する現状把握(投薬治療者：1,687人)(潜在患者：推定33,740人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状把握に留まっている。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ COPDに関する現状把握(投薬治療者：1,579人)(潜在患者：推定31,580人) ・ 中間評価に伴い、特定健診の質問票・健康に関するアンケート等からも状況の分析をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙率の低下傾向や喫煙開始年齢が20～25歳が最も多いことを確認することができた。 ・ 取組の方針を定めることができた。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ COPDに関する現状把握(投薬治療者：1,272人)(潜在患者：推定25,440人) ・ 禁煙支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙開始年齢層(20～25歳)へのアプローチについても重要性を認めるが、保険者として効果が期待できる取組は見いだせなかった。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ COPDに関する現状把握(投薬治療者：1,213人)(潜在患者：推定24,260人) ・ COPDの認知度向上策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ COPDの認知度向上策について、効果が期待できる保険者としての取組を見いだせていない。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ COPDに関する現状把握(投薬治療者：1,169人)(潜在患者：推定23,380人) ・ 第3期計画において、本取組の実施計画として構築が可能か改めて判断した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な取組を見出せず、具体的な検討に至らなかった。取組の重要性は承知しているが、他事業と比べ優先度が低いこともあり注力も不足していた。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった <input checked="" type="radio"/> D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	たばこの健康被害の周知や禁煙支援施策について、検討開始することを第2期の到達点として事業化を模索したが、保険者としての効果が期待できる取組は見いだせず、具体的な関係機関との調整まで至らなかった。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 <input checked="" type="radio"/> 継続要検討
見直し・改善の案	<ul style="list-style-type: none"> ・ COPDの認知度向上、禁煙支援、喫煙開始年齢層(20～25歳)へのアプローチが事業の主軸と考えるが、いずれの取組も国保加入者のみならず、自治体の健康施策レベルで推進する必要があるため、健康部門と連携し国保でも着手できるところから始める。 ・ COPD患者は高血圧・心疾患等の循環器系疾患や、糖尿病等の生活習慣病を併存しているため、生活習慣病重症化予防事業の中にCOPDの認知や禁煙支援を効果的に取り入れていく。

1 事業の概要

背景	超高齢化が進み、高齢者のフレイルや介護予防の重要度が増している。令和元年の法改正により地域包括ケアにかかる取組及び保健事業と介護事業の一体的実施は、区と保険者の役割として重要な取組となっており、保険者努力支援交付金においても取組評価点が付与されたこともあり、保険者として積極的な取組が求められている。
目的	地域包括ケアの推進において保健事業と介護予防事業を一体的に実施し健康寿命の延伸に寄与する
具体的内容	<p>※R3以降の実施内容を掲載</p> <p>≪概要≫ 国保における介護予防につながる取組として、KDBから対象者を抽出し医療機関受診・特定健診受診勧奨等を行う。</p> <p>≪対象者≫ 前期高齢者（65～74歳）で介護認定歴（要支援1～要介護1）がある健康状態不明者（健診受診なし、かつ医療機関受診なし）</p> <p>≪内容≫ 保健師が電話により医療機関受診勧奨や特定健診受診勧奨等を行う。</p>

2 評価指標

アウトカム・アウトプット指標										
評価指標	目標値	ベースライン	経年変化							指標判定*
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
※ 庁内の方向性が決まり次第決定	策定当初～H32：分析・検討 R5：実施 ↓ 中間評価後設定せず	—	—	—	—	—	—	—	—	E
プロセス指標					ストラクチャー指標					
評価指標	介護予防の現状把握 具体的取組検討				評価指標	庁内関連部局との連携				
目標	実施				目標	実施				
指標判定*	D				指標判定*	E				

* 指標判定の凡例： A 目標を達成、 B 目標は達成できなかったが目標に近い成果あり、
C 目標は達成できなかったがある程度の効果あり、 D 効果があるとは言えない、 E 評価困難

3 第2期計画期間(6年間)の取組と振り返り

年度	取組状況(変更点など)	振り返り
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定者のうち特定健診未受診者への受診勧奨を実施した(対象者を変更)。 【対象】自立度が高く医療機関へ受診できると想定される、要支援1で介護サービス利用が無い70～73歳の被保険者 【方法】通知に介護予防リーフレットを同封。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組を開始した平成29年度は、全年齢を対象に勧奨したが、平成30年度は高齢者に絞り、介護予防リーフレットも同封することで、メリハリがついた。(平成30年度の受診状況 4/13件)
平成31(令和元)年度	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定者のうち特定健診未受診者への受診勧奨を実施した(対象者を変更)。 【対象】被保険者本人が医療機関へ受診できると想定される要介護度(要支援1・2・要支援から支援なし)で、在宅で介護サービス利用が無い、今年度64歳以下の被保険者 【方法】はがき形式に変更。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象を変更し、より多くの要支援者を特定健診受診につなげる工夫を試みたが、効果が得られなかった。(令和元年度の受診状況 1/30件)
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 前期高齢者を対象に、低栄養者や要支援者を出し、専門職による健診受診勧奨を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策として積極的な受診勧奨を控えることとなり、通知勧奨のみとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 低栄養者へのアプローチ方法についての検討を深められなかった。 コロナ禍において有効な取組を見出すことができなかった。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 低栄養者への取組について再検討したが、実施に至らなかった。 要介護認定者のうち特定健診未受診者かつ医療機関未受診者への受診勧奨を実施した(対象者を変更)。 【対象】要支援1～要介護1の65-74歳 【方法】電話により実施(実績:8名) 	<ul style="list-style-type: none"> 低栄養者への取組等は一体的実施の観点での研究が必要。 介護認定歴がある健康状況不明者に医療保険者として介入できたことを評価する。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> R3の取組を継続(実績:1名) 	<ul style="list-style-type: none"> 抽出の結果、対象者が1名だったが、介入する意義はあり、継続する意向。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> R3の取組を継続(実績:2名) 高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する事業について、広域連合と区での委託契約が締結され、2か所のモデル地区においてハイリスクアプローチ(おた健康サポート事業)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> R3からの取組は意義ある取組だが、より効果が望める他の手法も検討する。 一体的実施事業が開始したが、国保の役割が未確定のため、今後の参画に向けた研究が必要である。

4 全体評価等

事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない
評価のまとめ	<p>第2期中、保険者の視点による地域包括ケアの推進に資する取組として試行と見直しを経て、令和3年度以降は、前期高齢者で介護認定歴がある健康状態不明者を対象に、電話による介入を行っている。実績としてはごく少数であり高齢福祉課と連携した取組みまで広がっていないため、地域包括ケアにかかる国保保健事業として確立するまでには至っていない。</p> <p>また、一体的実施事業については、令和5年度から2か所のモデル地区において開始し、国保のノウハウを利活用しているが、被保険者は現段階で対象としていない。事業の進展に伴い、国保の参画について引き続き検討していく。</p> <p>なお、評価については指標設定に至らず、事業全体の評価も難しいため、「E」とした。</p>
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討
見直し・改善の案	<p>これまで実施してきた取組を切り口に事業対象を再考し、医療や介護等の支援につなげられる取組の拡大を図る。</p> <p>一体的実施事業の方向性により国保の役割を明確化しつつ、75歳以降に接続可能な事業についても研究していく。</p> <p>第3期での事業計画については、方向性や国保の取組が明確になった段階で評価指標を設定することが望ましいと考える。</p>

第6章 第3期特定健康診査等実施計画の最終評価

「第3期特定健康診査等実施計画」は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づき、厚生労働省保険局発行の特定健康診査等実施計画作成の手引きに沿って、平成30年度から令和5年度の6年間に於ける、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）並びに特定保健指導の目標値や実施方法を定めたものである。計画期間終了に伴い、以下のとおり実施結果をまとめ、評価する。

1 実施計画目標と実施結果

(1) 特定健診・特定保健指導実施率及びメタボ該当者・予備群減少率

計画当初は、国が掲げる特定健診、特定保健指導それぞれの目標値60.0%に近づけるため、計画最終年度（令和5年度）目標値を下記のとおり設定していた（当初目標値）。その後、令和2年度の計画中間評価では、実現可能な目標値へ見直しを行った（中間評価後目標値）ものの、結果は以下のとおりとなった。

第3期計画目標及び実施結果

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	当初目標値	40.0%	42.0%	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%
	中間評価後目標値			37.0%	39.0%	41.0%	43.0%
	結果	36.6%	36.9%	36.2%	38.0%	38.0%	38.8%
特定保健指導実施率	当初目標値	20.0%	22.0%	24.0%	27.0%	31.0%	35.0%
	中間評価後目標値			10.0%	15.0%	17.0%	19.0%
	結果	10.6%	6.8%	13.0%	11.7%	7.0%	9.9%
メタボ該当者・予備群減少率	目標値	令和5(2023)年度において、平成20年度比25%減少					
	結果	—	—	—	—	—	9.6%

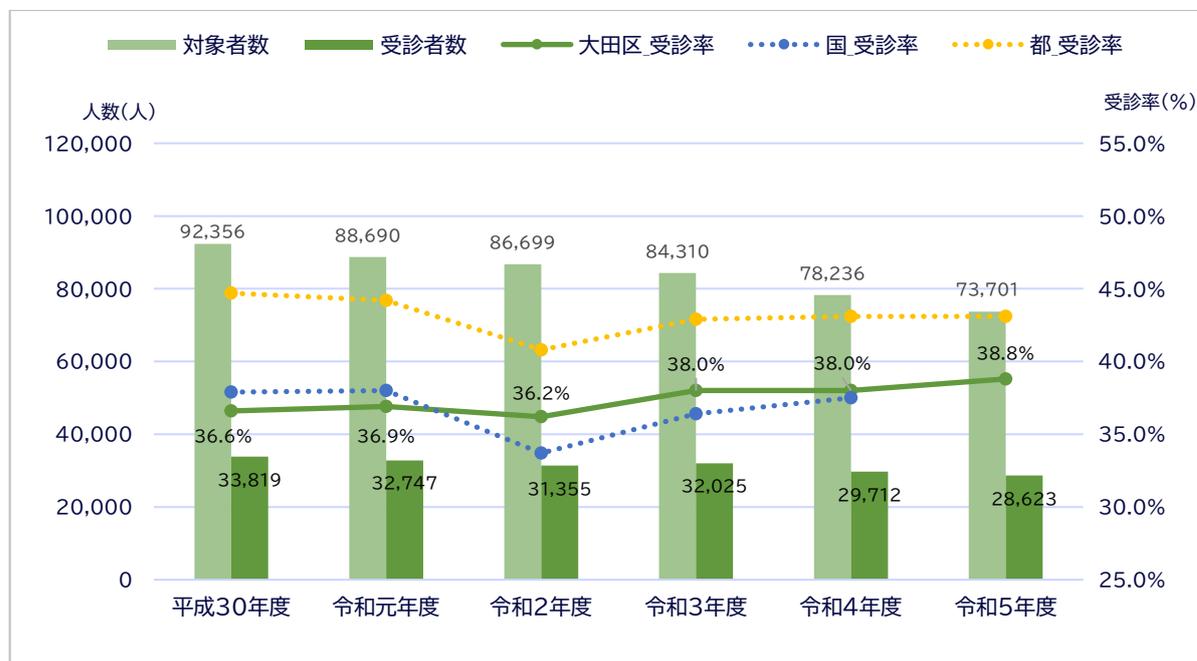
(法定報告値)

2 特定健診の状況

(1) 特定健診の受診率

計画前半は低下傾向にあった受診率も、後半には38%台を維持し、令和5年度には38.8%まで上昇した。しかしながら、都の平均とは依然として差が大きい状況となっている。

特定健診受診率（法定報告値）

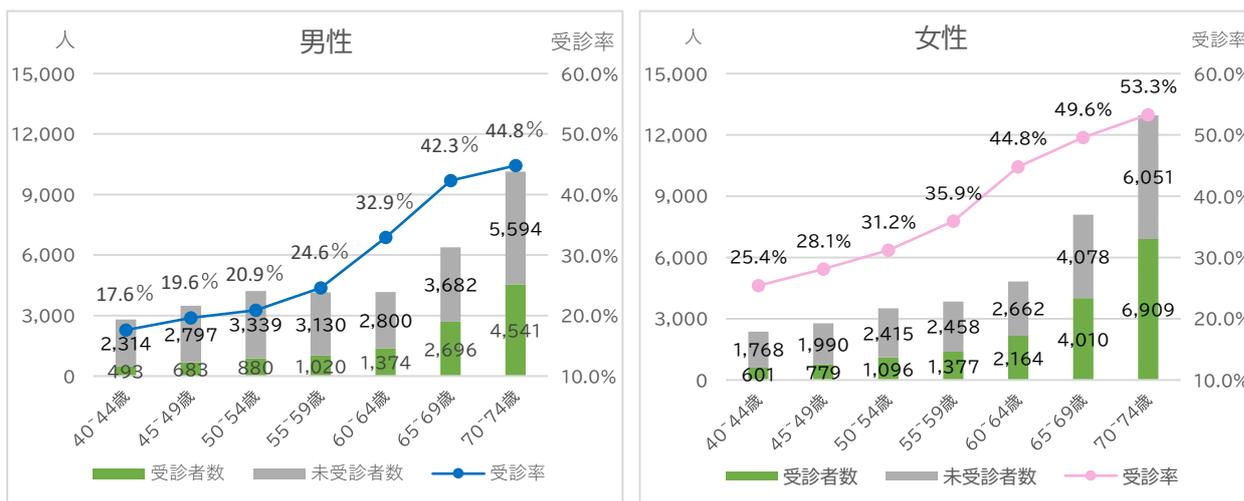


【出典】厚生労働省 2018年度から2022年度特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）
 公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 平成30年度から令和4年度
 ※都の令和5年度の受診率は保険者別特定健診・特定保健指導実施結果から引用
 ※国の令和5年度受診率は最終評価時点では未公表

(2) 性別年齢別受診率

受診率は、男性に比べ女性が高く、年齢が上昇するに連れより高くなっている。令和5年度の受診率38.8%を上回っているのは、男性は65歳以上、女性は60歳以上で、この傾向は第3期計画当初の平成28年度の受診状況と同様の結果となっている。

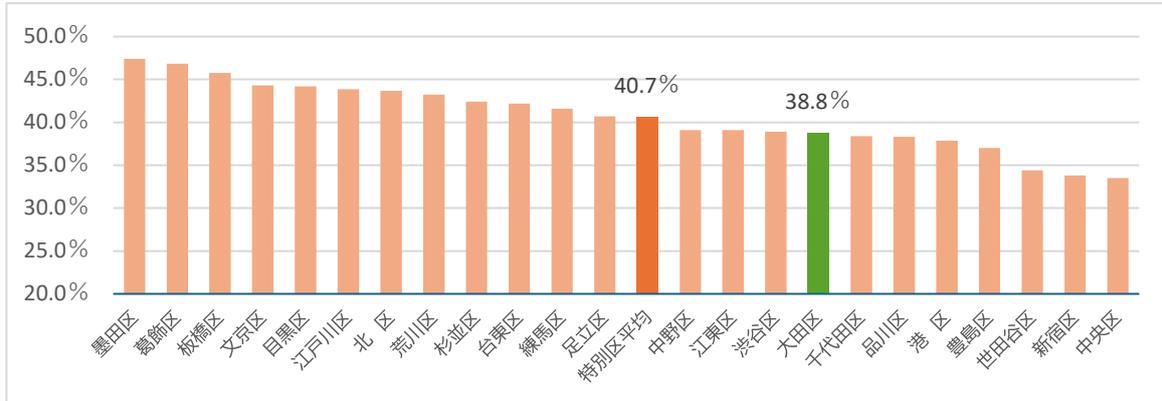
性別年齢別特定健診受診者数と受診率



(3) 受診率の特別区比較

大田区の令和5年度受診率は、23区の中で16番目となり、計画策定当初と比べ若干改善している（平成28年度データ18番目）。特別区平均と比較すると1.9pt低くなっている。

特定健診受診率の特別区比較

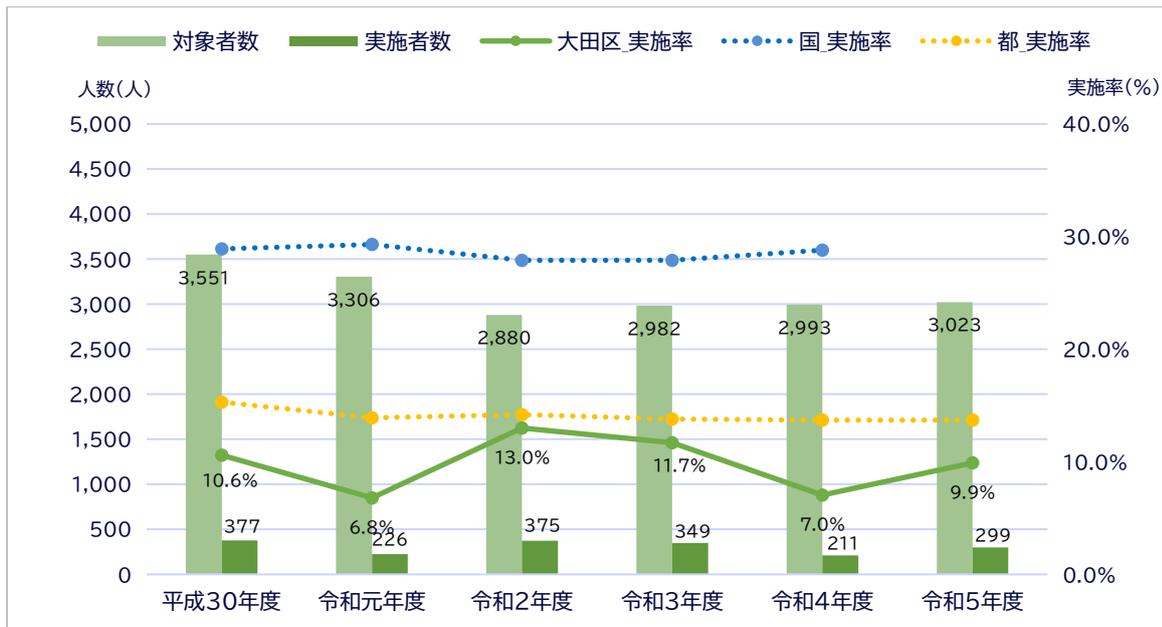


【出典】 sucoyaca 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」 令和5年度

3 特定保健指導の状況

(1) 特定保健指導の実施率

第2期計画中は10%台後半の実施率を推移していたが、第3期になり、一桁台の実施率となった年度が半数もある。国や都と比較するとかなり差が開いており、年度ごとの実施率にばらつきがある。



【出典】 厚生労働省 2018年度から2022年度特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 平成30年度から令和4年度

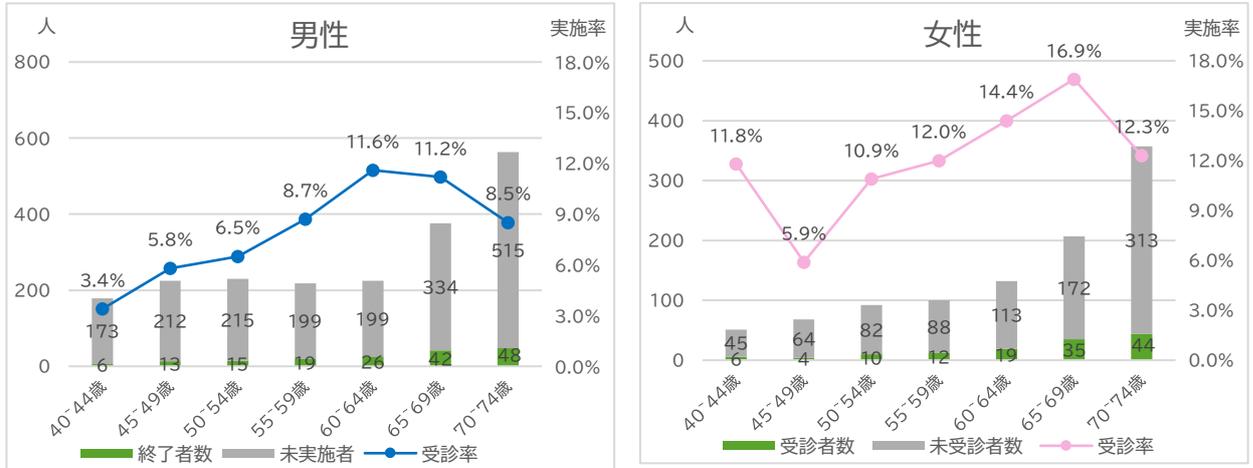
※都の令和5年度の実施率は保険者別特定健診・特定保健指導実施結果から引用

※国の令和5年度の実施率は、最終評価時点では未公表

(2) 性別年齢別実施率

特定保健指導の対象者は、例年、男性が女性の約2倍となっており、実施率は女性の方が高い傾向にある。実施率は年齢が上昇するに連れ高くなっているが、70歳前後で男女ともに実施率が低下している。対象者割合が高い男性を中心に、適切な保健指導の機会提供が必要となっている。

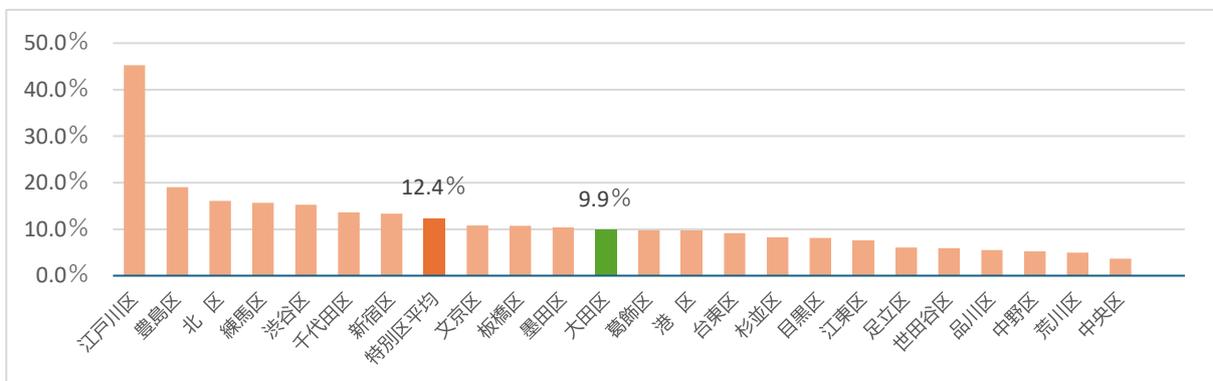
性別年齢別特定健診実施者数と実施率



(3) 実施率の特別区比較

大田区の令和5年度実施率は、23区の中で11番目となり、特別区平均と比較すると2.5pt低くなっている。第3期計画期間では、ICT面談の導入や個別医療機関での保健指導実施等、実施率向上に係る取組を開始したが、思うように実施率に結びつかなかった。

特定保健指導実施率の特別区比較



【出典】 sucoyaca「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」令和5年度

4 メタボリックシンドロームの状況

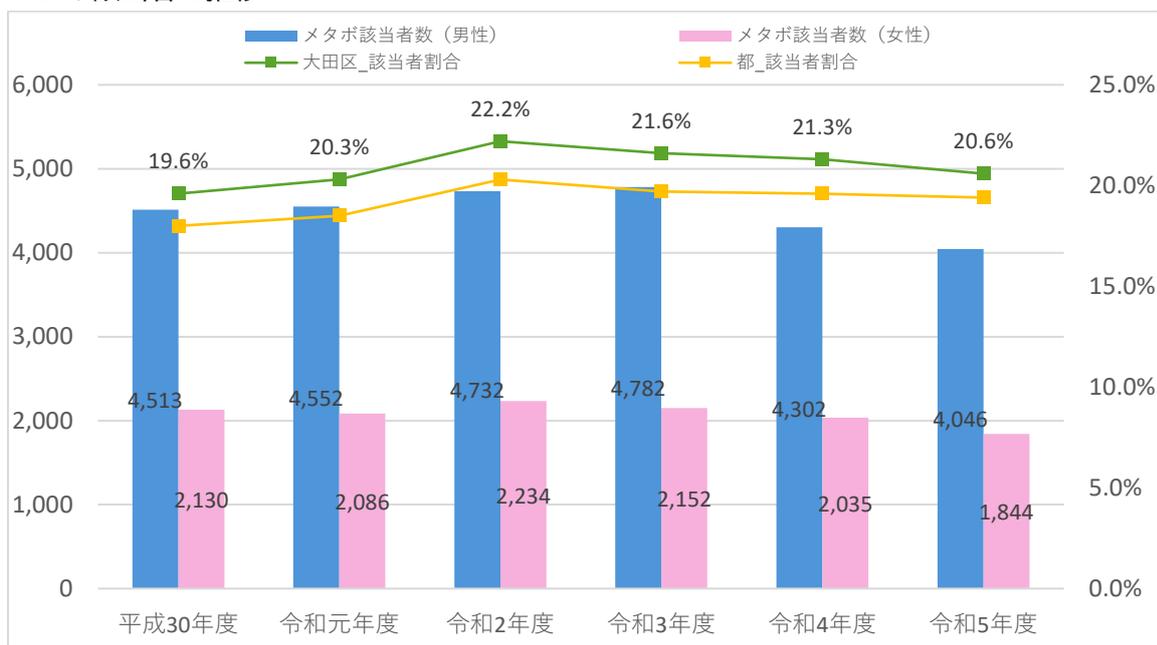
(1) メタボ該当者の推移

令和5年度の特定健診受診者におけるメタボ該当者数は、男女合わせて5,890名で、該当者割合は20.6%となっており、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2年度からは減少傾向が続いている。

メタボ該当者数を男女別にみると、男性の方が2倍以上多く、第3期期間中は同様の状況で推移している。

経年の推移では、都よりやや高い水準となっている。

メタボ該当者の推移



(法定報告値)

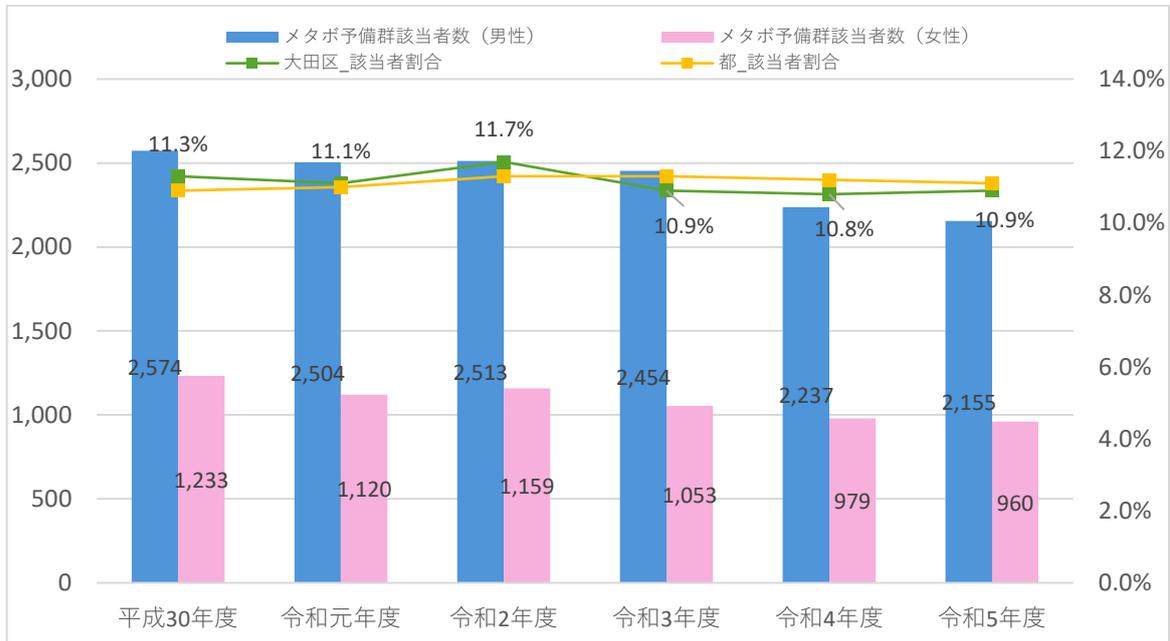
(2) メタボ予備群の推移

令和5年度の特定期健診受診者におけるメタボ予備群該当者数は、男女合わせて3,115名で、該当者割合は10.9%となっている。

男女別にみると、メタボ該当者数同様に予備群該当者数も男性が2倍以上多く、その状況が続いている。

経年では、計画後期に該当者割合はやや減少し、都とほぼ同水準で推移している。

メタボリックシンドローム予備群該当者の推移



(法定報告値)

5 第3期計画の最終評価

●第3期計画当初は、国の掲げる2023年度の特定期健診及び特定保健指導の目標値60.0%に対し、大田区は特定健診を50.0%、特定保健指導を35.0%としており、実情とかけ離れた目標値であった。第3期計画中間評価の際に実現可能な範囲で目標値を見直し、特定健診は43.0%、特定保健指導は19.0%としたが、結果としては未達成（特定健診：38.8%、特定保健指導：9.9%）となった。

●人工知能を活用した受診勧奨など、受診率向上の取組により、令和5年度に過去最高値の受診率となったが、依然として特別区では低い方に位置している。40歳到達者等の若年層や社保から移行した新規国保加入者など、受診が期待できる層へ適切なアプローチがまだまだ足りていないと思料する。

●特定保健指導は、第3期期間中、ICT導入によるオンライン面談の開始や、一部の医療機関との個別契約により初回面接までの期間を短縮させる仕組みを構築したが、思うような実施率への反響は実感できなかった。

●メタボ該当者割合（予備群含む）は、データヘルズ計画でも特定健診や各種保健事業のアウトカム指標として設定しているが、計画期間中は殆ど改善には至らなかった。

大田区国民健康保険
第2期 データヘルス計画最終評価

発行日 令和7年3月
発行・編集 大田区区民部国保年金課

大田区国民健康保険第3期データヘルス計画 令和6年度実施状況について

計画期間：令和6（2024）年度～11（2028）年度

第3期データヘルス計画に基づき実施している令和6年度実施事業の状況を報告する。

1 特定健康診査（人間ドック受診助成含む）

概要	生活習慣病に着目した健診を行い、予防・早期発見・早期利用により急激な重症化を緩和しQOLの向上へ繋げることを目的とした健康診査
対象者	40歳～74歳の国保被保険者
実施方法等	<p>≪特定健康診査≫医師会委託により区内健診実施医療機関にて実施（6月1日から翌年3月31日まで）</p> <p>≪人間ドック受診助成≫以下2通りの方式により費用を助成（通年申請可）</p> <p>（1）利用者申請方式：受診結果等を添付のうえ区に申請し、口座振替で上限8,400円の助成を受ける</p> <p>（2）医療機関協定方式：協定医療機関（1か所）で受診費用から上限8,400円の助成額を直接控除</p>
目標等	<p>【令和6年度目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の改善意欲がある人の割合 74.0% [Λ-スライ(R4) 73.5%] ※受診票「標準的な質問票」項番21より 健診受診率 39.0% [Λ-スライ(R4) 38.0%] 人間ドック受診助成件数 1,100件 [Λ-スライ(R4) 850件] <p>【受診率向上施策の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工知能（AI）を活用した受診勧奨：2回実施（9月、1月） 人間ドック受診助成事業（特定健診受診とみなすことができる）：助成件数の上限を1,000件から1,100名に拡大したほか、上記（2）の手法を導入。

2 早期介入保健事業

概要	若年層の生活習慣病の早期発見・早期治療と、40歳以降も特定健診継続受診につなげることを目的とする簡易血液検査キット送付事業
対象者	年度末年齢37、38、39歳の国保被保険者（特定健診プレ年代）
実施方法等	<p>事業者委託により実施。案内状により申し込んだ者に簡易血液検査キットを送付し、検査後に判定結果を提供する。</p> <p>【実施期間】令和6年11月1日から令和6年12月23日まで</p> <p>【申込について】スマートフォン・PCから申込（自己負担1,500円）。申込上限300人。</p>
目標等	<p>【令和6年度目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 40歳から44歳の特定健診受診率 20.5% [Λ-スライ(R4) 19.9%] 申込割合 95% [Λ-スライ(R4) 90%]

3 特定保健指導

概要	特定健診受診結果から生活習慣病のリスクが高い方を対象に、専門職が生活習慣改善の支援を目的に実施する保健指導
対象者	特定健診、人間ドック受診助成を利用された方のうち、特定保健指導基準該当者（動機付け支援又は積極的支援）
実施方法等	<p>事業者及び区内3か所の医療機関に委託。</p> <p>原則、対象者に利用券を送付し、区内7か所の公共施設又はリモートにより支援を実施。</p> <p>委託している医療機関で特定健診を受診し特定保健指導の該当者となった場合は、利用券は送付せずその場で参加案内する。</p> <p>【実施期間】令和6年6月から令和7年8月（初回面談）</p>
目標等	<p>【令和6年度目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の減少率 20.0% [Λ-スライ(R4) 19.9%] メタボ該当者割合（予備群含む） 31.5% [Λ-スライ(R4) 32.1%] 実施率（終了率） 15% [Λ-スライ(R4) 7.0%]

4 糖尿病性腎症重症化予防保健指導

概要	高額医療費の要因である糖尿病性腎症重症化（人工透析）を予防するため、リスクが高い対象者に保健指導を行う事業。さらに、指導後のフォローアップにより、改善に向けた生活習慣の定着を図る。
対象者	糖尿病で通院中かつ腎機能が低下している者
実施方法等	<p>対象者宛勧奨通知及びかかりつけ医から勧めていただく方法により参加者を募り、かかりつけ医と管理栄養士等が連携しながら、概ね6か月間計6回の保健指導を実施する（医師会委託）。</p> <p>さらに、保健指導終了後のフォローアップを1回実施する。</p>
目標等	<p>【令和6年度目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> HbA1c改善者率 77% [Λ-スライ(R4) 76.2%] eGFR改善率 30% [Λ-スライ(R4) 30%] 参加者における透析移行者数 0人 [Λ-スライ(R4) 0人] 保健指導実施者数 40人 [Λ-スライ(R5) 19人] フォローアップ実施人数 40人 [Λ-スライ(R5) 19人]

5 医療機関受診勧奨

概要	糖尿病の重症化予防を目的に、糖尿病罹患者または糖尿病のリスクが高い方を抽出し、医療機関への受診勧奨を行う事業
対象者	糖尿病治療中断者及び特定健診異常値放置者
実施方法等	特定健診データ及びレセプト情報から対象者を抽出し、重症化予防の周知・啓発リーフレットを同封のうえ、医療機関受診勧奨通知を送付する。 【実施状況】健診異常放置者188人、治療中断者18人（令和6年10月送付）
目標等	【令和6年度目標】 ・勧奨者のうちHbA1c8.0%以上の人の割合 4.0% [A ⁺ -ライン(R3) 4.3%] ・勧奨者の受診率 11% [A ⁺ -ライン(R4) 10.2%] ・特定健診受診者の糖尿病未治療者の割合 29% [A ⁺ -ライン(R4) 29.1%]

6 歯科受診勧奨

概要	糖尿病の罹患者に、糖尿病と歯周病の関係について周知啓発し歯科受診を勧奨することにより、歯周病や糖尿病の改善につなげる事業
対象者	糖尿病治療中で歯科受診歴が無い者
実施方法等	糖尿病等の罹患者データから抽出した対象者宛に、歯周病と糖尿病の関連性を周知啓発するリーフレットを同封し、歯科受診勧奨通知を送付する。 【実施状況】40歳から59歳までの抽出対象者 522人（令和6年9月送付）
目標等	【令和6年度目標】 ・歯周病未治療者の受診率 20% [A ⁺ -ライン(R4) 19%]

7 循環器病予防受診勧奨（新規）

概要	特定健診の結果、血圧がⅡ度高血圧以上の該当者かつ医療機関未受診者に受診勧奨し、疾病管理につなげるにより循環器病を予防する事業
対象者	前年度の健診結果でⅡ度高血圧以上の者
実施方法等	対象者を抽出し、受診勧奨通知を送付。 【実施状況】抽出対象者 297人（令和6年10月送付）
目標等	【令和6年度目標】 ・医療機関受診率 20% [A ⁺ -ライン無し] ・要介護要支援認定者の有病割合(心臓病60.7%、高血圧症53.2%、脳血管疾患22.7%) [=A ⁺ -ライン]

8 後発医薬品利用促進事業

概要	後発医薬品の普及と切り替えの促進により、調剤に係る自己負担軽減と医療費の適正化を図ることを目的に、差額（後発医薬品への切替による薬剤費軽減見込額）通知を行う事業
対象者	本人自己負担額の軽減効果額が見込まれる者
実施方法等	先発医薬品と後発医薬品の差額が一定額を超えた方に、後発医薬品に切替えた場合の薬剤費軽減見込額と、後発医薬品の有効性を周知啓発する通知を送付する。また、15歳未満の対象者（保護者）向けに啓発リーフレットを同封している。 【実施状況】15歳未満は隔月で年6回、15歳以上は年3回、計17,400人に送付予定
目標等	【令和6年度目標】 ・数量普及率 80% [A ⁺ -ライン(R5.11月時点) 77.4%] ・金額普及率 51% [A ⁺ -ライン(R5.11月時点) 50.8%]

9 適正服薬推進事業

概要	服薬及び医療費の適正化を図ることを目的に、重複・多剤投与等のリスク対象者に服薬情報通知を送付し、医師・薬剤師への相談を勧奨する事業
対象者	重複服薬・多剤服薬者等
実施方法等	重複服薬者・多剤服薬者等を対象に、薬の処方を受けた医療機関や薬の情報を記載した服薬情報通知を送付し、医師・薬剤師への相談を勧奨する。また、薬局から服薬指導の内容を区に報告してもらう他、対象者からのアンケート回答により、指導内容や介入結果の把握を行う。 【実施状況】服薬情報通知数1,000通（令和6年8月送付）
目標等	【令和6年度目標】 ・服薬状況改善割合 ：重複服薬 72% [A ⁺ -ライン(R4) 71.4%] ：多剤服薬 40% [A ⁺ -ライン(R4) 38.2%] ・重複服薬・多剤服薬者数 ：重複服薬 1,200人 [A ⁺ -ライン(R4) 1,213人] ：多剤服薬 300人 [A ⁺ -ライン(R4) 316人]

大田区国民健康保険 第3期データヘルス計画 概要版

1 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

データヘルス計画とは、「被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するもの」と定義。「大田区基本構想」の健康分野に位置づけられ、「おおた健康プラン（第三次）」、「おおた高齢者施策推進プラン」及び東京都の医療費適正化計画と調和を図るもの。また、「第4期大田区特定健康診査等実施計画」を内包し、効果的に実施していく。

(2) 標準化の推進

令和2年7月、「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、データヘルス計画の標準化が推進され、第3期計画策定にあたり都道府県レベルで標準化されることとなった。これにより、共通の評価指標による域内被保険者の経年的なモニタリングや、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れが共通化され、これらの業務負担軽減が期待されている。

(3) 第3期計画期間：令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間（令和8年度に中間評価予定）

2 大田区の現状と課題 ※注：(1)の表以外はすべて国保加入者に限定したデータ

(1) 平均余命・平均自立期間（男女別） 令和4年度



(2) 総医療費及び一人当たり医療費の推移



(3) 疾病分類別医療費割合【入院・外来】

順位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1位	慢性腎臓病(透析あり)	慢性腎臓病(透析あり)	慢性腎臓病(透析あり)	慢性腎臓病(透析あり)
2位	糖尿病	糖尿病	糖尿病	糖尿病
3位	関節疾患	関節疾患	関節疾患	関節疾患
4位	高血圧症	統合失調症	統合失調症	統合失調症
5位	統合失調症	高血圧症	高血圧症	統合失調症
6位	肺炎	肺炎	肺炎	不整脈
7位	不整脈	不整脈	不整脈	高血圧症
8位	脂質異常症	脂質異常症	脂質異常症	脂質異常症
9位	うつ病	うつ病	大腸がん	骨折
10位	大腸がん	大腸がん	うつ病	うつ病

(4) 生活習慣病保有率と一人当たり年額医療費の特別区比較【入院・外来】 令和4年度



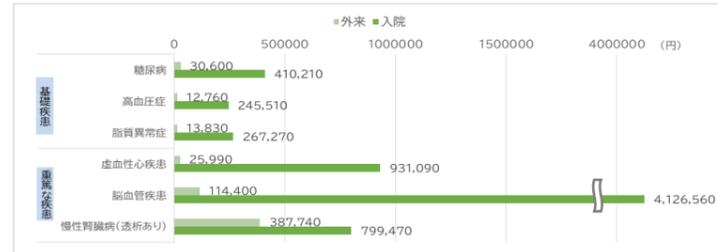
(5) 一人当たり年額医療費の特別区比較【歯科】 令和4年度



(6) 一人当たり年額医療費の特別区比較【調剤】 令和4年度



(7) 生活習慣病における基礎疾患と重篤な疾患のレセプト1件当たり年額医療費 令和4年度



医療にかかる課題

●大田区は、重篤な疾患である虚血性心疾患や脳血管疾患など、循環器系の疾患の入院医療費が最も高く、医療費だけでなく、健康寿命やQOLにも大きな影響を与えている。
一方、基礎疾患である高血圧症の外来医療費や受診率は国より低く、適切に医療へ繋がっていないことが要因の一つと考える。疾病管理を適切に行えるよう介入し、重症化予防の取り組みを行っていく。

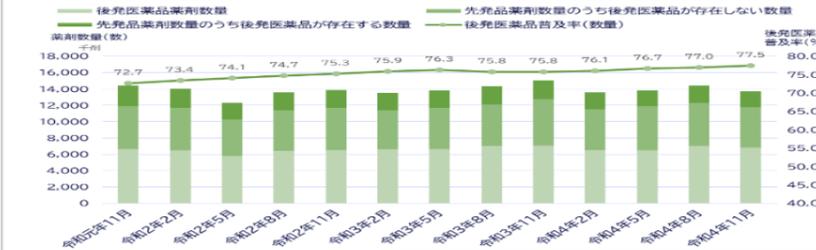
(8) 重複服薬該当者の推移



(9) 多剤服薬該当者の推移



(10) 後発医薬品の普及率（数量ベース）



服薬にかかる課題

●重複・多剤服薬者は減少していない。調剤費への影響のみでなく、健康上に問題が生じる場合がある。被保険者の意識改善や知識の向上が重要であり、薬剤師や医師会と連携し引き続き適正服薬を推進していく。

●後発医薬品の普及率は国の目標値である80%に近付つつあるが、利用促進の取り組みを継続し、医療費適正化の推進に寄与していく。

(11) 特定健診受診率（法定報告値）



(12) 特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況 令和4年度

項目	合計		
	人数(人)	対象者に占める割合	特定健診受診者・未受診者に占める割合
対象者数	78,623	-	-
特定健診受診者数	29,776	-	-
生活習慣病_治療なし	4,933	6.3%	16.6%
生活習慣病_治療中	24,843	31.6%	83.4%
特定健診未受診者数	48,847	-	-
生活習慣病_治療なし	19,889	25.3%	40.7%
生活習慣病_治療中	28,958	36.8%	59.3%

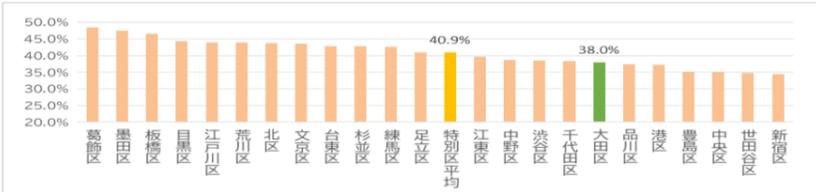
(13) 特定保健指導実施率（法定報告値）



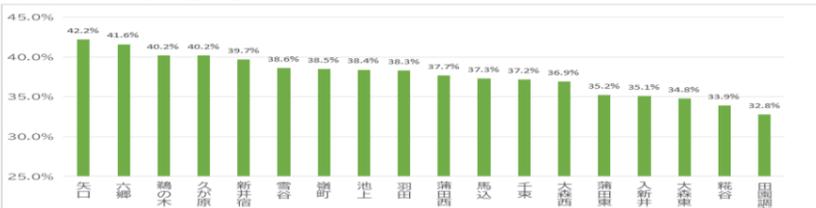
(14) 健診有無別の一人当たり入院・外来医療費（年額）



(15) 特定健診受診率の特別区比較 令和4年度



(16) 地区別特定健診受診率 令和4年度



特定健診等にかかる課題

●受診率は都平均より低く、医療機関も未受診の者が25%以上いるため、健康状態が不明に必要な対策ができない。受診率の向上は喫緊の課題である。

受診率向上の取組として、第2期計画中ははがき勧奨を中心とした多様な施策を実施してきたが、特別区23区の中でも低い方に位置している。第3期計画では、新たな観点での取り組みにより、着実な受診率向上が求められる。

●特定保健指導についても、国や都と比較すると低い実施率になっている。令和6年度からの国の指針では、アウトカム（成果）にフォーカスした支援内容が求められ、積極的支援については改善に向かない場合はポイントを獲得できない仕様となった。今後は、ICTの活用も踏まえ、利用者の生活改善に繋がるような支援内容の検討が必須となる。

3 計画の目的・目標及び目的達成のための評価指標

第3期データヘルス計画策定にあたり、大田区では「健康寿命の延伸・医療費適正化」を最終到達点の目的とする。目的へ向けた「計画全体の目標」を以下のように設定する。

計画全体の目標	計画全体の評価指標	指標の定義	計画策定時実績	目標値						
			2022 (R4)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
生活習慣病重症化の予防	生活習慣病に関連する死因別割合	厚生労働省人口動態調査	虚血性心疾患	7.6%(R3)			7.0%			6.4%
			脳血管疾患	6.6%(R3)			6.0%			5.4%
			腎不全	1.9%(R3)			1.6%			1.3%
生活習慣病重症化の予防	HbA1c8.0%以上の割合(特定健診受診者)	特定健康診査受診者でHbA1cの検査結果がある者のうち、値が8.0%以上の者の割合【KDB帳票「集計対象者一覧」】	1.3%			1.2%			1.1%	
	高血圧者の割合	特定健康診査受診者で①、②のいずれかを満たす者の割合 ①収縮期血圧≧140mmHg ②拡張期血圧≧90mmHg【KDB帳票「集計対象者一覧」】	23.5%			減少			減少	
生活習慣の改善	メタボ・メタボ予備軍の該当者割合*	特定健康診査受診者でメタボ・メタボ予備軍の基準を満たす者の割合【法定報告値】	メタボ:21.3% 予備軍:10.8%			メタボ:20.0% 予備軍:10.2%			メタボ 18.0% 予備軍:9.6%	
	特定健診質問票項目の該当者割合*	特定健診受診者のうち、質問項目⑧、⑪、⑬、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑の該当者割合【法定報告値】	(R4実績) ⑧喫煙率:14.0% ⑪1日1時間以上運動なし:45.3% ⑬咀嚼 噛みにくい:20.7% ほとんどかめない:0.7% ⑮週3回以上就寝前夕食:16.8% ⑰週3回以上朝食を抜く:14.9% ⑲飲酒量 男2合以上:23.3% 女1合以上:24.1% ⑳睡眠不足:27.4% ㉑生活習慣の改善意欲がある者の割合:73.5%						各項目において、毎年改善	
医療費適正化の推進	生活習慣病医療費の標準化比※	<入院+外来 男女別>【KDB帳票「疾病別医療費分析」の(大分類)(細小分類)を国立保健医療科学院のツールにて算出】	循環器系の疾患 男:119.7 女:110.2			男:110.0 女:108.0			男:105.0 女:105.0	
	一人当たり調剤費(年額)	国民健康保険事業状況報告書の値	75,805円			75,000円(上昇を抑制)			75,000円(上昇を抑制)	
QOL(生活の質)の維持・向上	平均自立期間*	要介護2になるまでの期間【KDB帳票「地域の全体像の把握」】	男:79.5歳 女:84.3歳			男:80.0歳 女:84.6歳			男:80.5歳 女:84.8歳	
	生活習慣病の保有率	【KDB帳票「同規模保険者比較」(年度累計)】	35.6%			33.2%			30.7%	

※ 医療費の標準化比…自治体ごとの年齢別人口構成の違い(年齢や人口による影響)を補正し、年齢調整したうえで算出される医療費の指数

*は東京都 共通評価指標項目

4 第3期計画にかかる個別保健事業

目標達成のための保健事業

特定健診・早期発見	1 特定健康診査(受診率向上への取組)	保険者の実施義務とされている法定の健診。受診率向上のため、人工知能の分析により勧奨対象者を優先順位付けし、対象者ごとの特性に応じた数種類の勧奨はがきを発送する。
	2 人間ドック受診助成	人間ドックを自費で受診後、領収書・受診結果を提出することで一定額を助成する。特定健診の代わりにすることができるため、受診率向上につながる。
	3 早期介入保健事業	若年世代の被保険者に「簡易血液検査キット」を送付する事業。検査キットで採取した検体を検査機関に送り、検査結果を受け取る。若年時からの継続的な健診受診を促すもの。
保健指導	4 特定保健指導	特定健診の結果、肥満、血圧、血糖、脂質の数値が基準値を上回った方を対象に、国の指針・手引きに基づいた保健指導を、事業者委託及び区内の一部医療機関委託により実施し、利用者自身が自主的に健康な生活が送れるよう後押しする。
	5 糖尿病性腎症重症化予防保健指導	【糖尿病性腎症重症化予防プログラム】 糖尿病の治療中で腎機能が低下している対象者に参加を募り、管理栄養士等がかかりつけ医と連携しながら約6か月間の保健指導を行う。さらに、修了後もフォローアップを行い、保健指導後の状況確認と改善に向けた生活習慣の定着を図る。
生活習慣病重症化予防	6 医療機関受診勧奨	糖尿病罹患患者または糖尿病のリスク保有者を抽出し、医療機関への受診勧奨を行う。
	7 歯科受診勧奨	糖尿病等の罹患患者データから対象者を抽出し、糖尿病と歯周病の関係について周知啓発し、歯科受診を勧める。
	8 循環器病予防受診勧奨	特定健診の結果、血圧がⅡ度高血圧以上の該当者かつ医療機関未受診者に、受診勧奨通知により受診を促す。(新規事業)
服薬適正化	9 後発医薬品利用促進事業	本人自己負担額の軽減効果額が見込まれる被保険者に、差額通知を発送することで、後発医薬品への切り替えを促進する。
	10 適正服薬推進事業	重複服薬・多剤服薬者等の対象者へ服薬情報通知を送付し、医師・薬剤師への相談を勧奨する。
健康づくり	11 健康ポイント事業(連携実施) ※区民対象	ICTを活用したインセンティブ事業として、健康づくり活動、健康診断、がん検診の受診等をポイント化し楽しみながら健康づくりを継続するしくみであり、国保においても周知・広報しながら取組を支援し、加入者の健康づくりを推進する。
その他	地域包括ケア事業	国保として実施可能な保健事業について引き続き検討を進める。

5 第3期に向けた主要な考察(3つの最優先事業)

●医療費が高額となっている慢性腎臓病(人工透析)は、Ⅱ型糖尿病の要因が大きいいため、早期に介入することで透析導入を予防することが重要。早期介入に加え、**糖尿病性腎症重症化予防プログラム**を基盤とした取組を中長期的なスパンで実施する必要がある。

●高血圧は虚血性心疾患のみならず、不整脈や心不全、脳血管疾患や腎不全など重篤な疾患の大きな要因となっている。循環器系疾患は、医療費が高額になるのみでなく、健康寿命にも大きな影響を与えるため、適切な疾病管理ができるよう**循環器病予防受診勧奨**により新規介入する。

●**特定健康診査**は計画の基幹であり、被保険者の健康状態を把握し対策を講じるためにも受診率向上が喫緊の命題である。引き続き、人間ドック助成などの高需要な事業で**受診率向上**を目指すなど、最優先で取り組む。

6 第4期特定健康診査等実施計画

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられ、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に則り、データヘルス計画と一体的に実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取り組んでいる。

第4期においては、これまで以上にアウトカム(成果)が求められており、着実に成果を上げるため、以下のとおり現実的な範囲内の目標値を設定した。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	39.0%	39.2%	39.4%	39.6%	39.8%	40.0%
特定保健指導実施率	15.0%	16.0%	17.0%	18.0%	19.0%	20.0%

令和7年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

参考資料 1

保険料率等 (旧ただし書方式)	7年度 基準保険料率(最終案)			6年度
	(内訳)			基準保険料
	58:42	58:42	58:42	58:42
	基礎+支援分	基礎分	支援金分	基礎+支援分
所得割率	10.40%	7.71%	2.69%	11.49%
均等割額	64,100	47,300	16,800	65,600
1人当たり保険料額	152,673	112,646	40,027	156,520
賦課限度額	920,000	660,000	260,000	890,000

(基礎分+後期支援金分)

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

所得階層別の国保加入世帯割合〔令和6年8月31日現在、国民健康保険一般被保険者の資格を有する者のいる世帯〕

所得	100万円以下	100万円～200万円	200万円～300万円	300万円～400万円	400万円～500万円	500万円～600万円	600万円～700万円	700万円～800万円	800万円～900万円	900万円超
割合	64.90%	15.86%	7.95%	3.94%	2.25%	1.37%	0.80%	0.54%	0.34%	2.05%

①年金受給者(65歳以上)・1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
6年度基準保険料(a)(基礎+支援)		19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408	
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	48,880	152,880	238,679	326,039	414,439	502,839	594,359	693,159
		均等割分	19,230	19,230	51,280	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100
	保険料[b](基礎+支援)	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-450	-450	-6,323	-17,523	-26,516	-35,672	-44,937	-54,202	-63,794	-74,149	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.977	0.941	0.925	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	0.911	

均等割軽減 ㉞:-44,870 ㉟:-44,870 ㊱:-12,820

②年金受給者(65歳以上)・2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
6年度基準保険料(a)(基礎+支援)		39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620	
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	48,880	152,880	238,679	326,039	414,439	502,839	594,359	693,159
		均等割分	38,460	38,460	64,100	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200
	保険料[b](基礎+支援)	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-900	-900	-6,623	-19,023	-28,016	-37,172	-46,437	-55,702	-65,294	-82,261	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.977	0.945	0.937	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	0.915	

均等割軽減 ㉞:-89,740 ㉟:-89,740 ㊱:-64,100

③給与所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
6年度基準保険料(a)(基礎+支援)		19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238	
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080	589,680	688,480
		均等割分	19,230	32,050	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100
	保険料[b](基礎+支援)	19,230	34,130	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-450	-968	-11,201	-18,831	-26,897	-35,617	-44,337	-53,493	-63,303	-73,658	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.972	0.933	0.924	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	0.911	

均等割軽減 ㉞:-44,870 ㉟:-32,050

④給与所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
6年度基準保険料(a)(基礎+支援)		39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	868,360	
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080	589,680	688,480
		均等割分	38,460	64,100	102,560	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200
	保険料[b](基礎+支援)	38,460	66,180	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	816,680	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-900	-1,718	-12,101	-20,331	-28,397	-37,117	-45,837	-54,993	-64,803	-82,261	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.975	0.942	0.935	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	0.915	

均等割軽減 ㉞:-89,740 ㉟:-64,100 ㊱:-25,640

⑤給与所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
6年度基準保険料(a)(基礎+支援)		49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210	
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080	589,680	688,480
		均等割分	48,075	80,125	80,125	128,200	160,250	160,250	160,250	160,250	160,250	160,250
	保険料[b](基礎+支援)	48,075	82,205	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-1,125	-2,093	-60,776	-20,331	-29,147	-37,867	-46,587	-55,743	-65,553	-82,261	
	対前年度比[b]/[a]	0.977	0.975	0.740	0.935	0.932	0.928	0.924	0.922	0.920	0.918	

均等割軽減 ㉞:-134,610 ㉟:-96,150 ㊱:-96,150 ㊲:-38,460

令和7年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 (旧ただし書方式)	7年度 基準保険料率(最終案)			6年度
	(参考)			基準保険料
	58:42	58:42	58:42	58:42
	介護分	基礎分	支援金分	介護分
所得割率	2.25%	7.71%	2.69%	2.36%
均等割額	16,600	47,300	16,800	16,500
1人当たり保険料額	39,565	112,646	40,027	39,499
賦課限度額	170,000	660,000	260,000	170,000

(介護納付金分)

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

所得階層別の国保加入世帯割合〔令和6年8月31日現在、国民健康保険の資格を有し、介護保険2号被保険者のいる世帯〕

所得	100万円以下	100万1円～200万円	200万1円～300万円	300万1円～400万円	400万1円～500万円	500万1円～600万円	600万1円～700万円	700万1円～800万円	800万1円～900万円	900万円超
割合	65.04%	14.28%	8.00%	4.15%	2.55%	1.68%	0.97%	0.63%	0.41%	2.29%

①給与所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
6年度基準保険料(a)(介護)		4,950	8,722	37,504	54,024	71,488	90,368	109,248	129,072	150,312	170,000	
7年度	保険料(介護分)	所得割分	0	450	20,025	35,775	52,425	70,425	88,425	107,325	127,575	148,950
		均等割分	4,980	8,300	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
	保険料(b)(介護分)	4,980	8,750	36,625	52,375	69,025	87,025	105,025	123,925	144,175	165,550	
	前年度保険料との比較(b)-[a]	30	28	-879	-1,649	-2,463	-3,343	-4,223	-5,147	-6,137	-4,450	
	対前年度比(b)/[a]	1.006	1.003	0.977	0.969	0.966	0.963	0.961	0.960	0.959	0.974	

均等割軽減 ⑦:-11,620 ⑤:-8,300

②給与所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
6年度基準保険料(a)(介護)		9,900	16,972	47,404	70,524	87,988	106,868	125,748	145,572	166,812	170,000	
7年度	保険料(介護分)	所得割分	0	450	20,025	35,775	52,425	70,425	88,425	107,325	127,575	148,950
		均等割分	9,960	16,600	26,560	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
	保険料(b)(介護分)	9,960	17,050	46,585	68,975	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000	
	前年度保険料との比較(b)-[a]	60	78	-819	-1,549	-2,363	-3,243	-4,123	-5,047	-6,037	0	
	対前年度比(b)/[a]	1.006	1.005	0.983	0.978	0.973	0.970	0.967	0.965	0.964	1.000	

均等割軽減 ⑦:-23,240 ⑤:-16,600 ②:-6,640

③給与所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
6年度基準保険料(a)(介護)		9,900	16,972	47,404	63,924	87,988	106,868	125,748	145,572	166,812	170,000	
7年度	保険料(介護分)	所得割分	0	450	20,025	35,775	52,425	70,425	88,425	107,325	127,575	147,825
		均等割分	9,960	16,600	16,600	26,560	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
	保険料(b)(介護分)	9,960	17,050	36,625	62,335	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000	
	前年度保険料との比較(b)-[a]	60	78	-10,779	-1,589	-2,363	-3,243	-4,123	-5,047	-6,037	0	
	対前年度比(b)/[a]	1.006	1.005	0.773	0.975	0.973	0.970	0.967	0.965	0.964	1.000	

均等割軽減 ⑦:-23,240 ⑤:-16,600 ⑤:-16,600 ②:-6,640

④給与所得者(65歳未満)・4人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)+子(1歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
6年度基準保険料(a)(介護)		9,900	16,972	37,504	63,924	87,988	106,868	125,748	145,572	166,812	170,000	
7年度	保険料(介護分)	所得割分	0	450	20,025	35,775	52,425	70,425	88,425	107,325	127,575	147,825
		均等割分	9,960	16,600	16,600	26,560	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
	保険料(b)(介護分)	9,960	17,050	36,625	62,335	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000	
	前年度保険料との比較(b)-[a]	60	78	-879	-1,589	-2,363	-3,243	-4,123	-5,047	-6,037	0	
	対前年度比(b)/[a]	1.006	1.005	0.977	0.975	0.973	0.970	0.967	0.965	0.964	1.000	

均等割軽減 ⑦:-23,240 ⑤:-16,600 ⑤:-16,600 ②:-6,640